



技術協力プロジェクト

2012年01月28日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

案件概要表

案件名	(和) 母子保健プロジェクト (英) Maternal and Child Health Project
対象国名	フィリピン
分野課題1	保健医療-母子保健・リプロダクティブヘルス
分野課題2	ジェンダーと開発-ジェンダーと開発
分野課題3	平和構築-社会的弱者支援
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	保健医療改善
プロジェクトサイト	イフガオ州、ビリラン州
署名日(実施合意)	2006年01月10日
協力期間	2006年03月16日 ~ 2010年03月15日
相手国機関名	(和) 保健省、イフガオ州、ビリラン州
相手国機関名	(英) Department of Health, Ifugao and Biliran Province

プロジェクト概要

背景	<p>比国においては、過去、妊産婦死亡率(MMR)、乳幼児死亡率(IMR)共に着実に低下してきているが、タイ、ベトナム、インドネシア等の周辺国に比較して近年その改善率は緩慢である。その背景には、保健省の不十分な緊急産科ケアの運営体制、母子保健サービス提供者の低い知識と技術、遠隔地における熟練助産者の数の不足、不十分な産科救急と新生児ケア対応施設と設備、ハイリスク(妊娠中、出産前後の危険な兆候、高血圧、出血、子癇等の危険症候を持つ)の妊産婦の高次病院への紹介システムが機能しないこと、緊急産科ケアに対応する熟練助産者への不十分な技術研修、などサービス提供側の質の問題があげられる。他方で、サービスを受ける側には、住民の母性保護と新生児ケアに対する知識が少なく、熟練助産者が立ち会う家庭分娩が少ない、緊急時の対応が遅いといった現実がある。</p> <p>ミレニアム開発目標(MDGs)では、2015年までにMMR(280を84)とIMR(45を15)に削減することが掲げられているが、この達成には更なる取り組みが必要である。保健省は国家政策として地方分権による保健セクター改革を進めており、05年からは改革をより集中化させたFormula One政策(2005年より保健省が打ち出した政策。自治体の財政、サービス提供、規範、行政を強化する。)を打ち出し、ドナー協調の下に総合的な保健サービス提供強化を進めている。本件対象地域では自治体の財政強化を中心とする地域保健システム強化と、母子保健の技術協力の協同により、より効果的に問題の解決を図る事が期待されている。対象地域はドナー協調の有無、既存の調査、保健指標等を考慮の上選択された、イフガオ州の遠隔地マユヤオ自治体間保健連携ゾーンと、ビリラン州全体のナバル自治体間保健連携ゾーンである。イフガオ州は山岳地で貧困率が高く、平均寿命が短い、また家庭分娩が多く、熟練助産者以外の立会い分娩数が全国平均の10倍以上である。ビリラン州は、中央に火山を有する島で、道路が未整備のため施設へのアクセスが困難で、家庭分娩が多く、全国で一番MMRが高い。これらの母子保健上の現状と問題点を踏まえ、本件は緊急産科ケア体制の整備を中心として、母子保健サービスの質の向上と住民の知識向上に貢献することを目標とする。</p>
上位目標	フィリピン国の母子保健政策の下、中央レベルと州レベルにおいて、母子保健における戦略を効果的に実施するための組織のキャパシティが強化され、母子保健サービスの量と質が向上する。
プロジェクト目標	活動対象地域において母子保健サービスが強化され、妊娠・分娩・産褥期における母親と新生児の安全性と健康が向上する。

成果	<p>1: 中央レベルにおける緊急産科ケアの実施体制が強化される。</p> <p>2: 活動対象地域における緊急産科ケアと母子保健サービス供給体制が強化される。</p> <p>3: 活動対象地域における母親や新生児への地域住民による支援体制が強化される。</p> <p>4: 活動対象地域における「女性の健康のためのチーム」(WHT:Women's Health Team)、助産師を支援する運営管理の体制が整備され、サービスの質と仕事環境が改善される。</p> <p>5: 母子保健分野における国家政策の策定・実施にプロジェクト活動の教訓が反映される。</p>
活動	<p>1-1 プロジェクト実施を運営管理するためのジョイント・コーディネーション・コミッティー(JCC)を立ち上げる。1-2 EmOCモニタリング体制を整備(チェックリスト作成、役割・責任の明確化)する。1-3 BEmOC研修所(ファベリア病院)の研修用機材を整備する。1-4 CMMNCの講師用教材を開発し、教材を印刷し、CMMNCの全国レベルでのTOTを実施する。1-5 フィリピン側カウンターパートに本邦研修を行う。</p> <p>2-1 対象地域における母子保健のベースライン調査を実施する。2-2 プロジェクト実施を運営管理するための州レベルExecutive Committee及びTechnical Working Teamを立ち上げる。</p> <p>2-3 RHUと地区病院に従事するSBAを対象にしたBEmOC研修を実施する。2-4 全SBAを対象にしたCMMNC研修及び、2-5 BHS(Barangay Health Station)に従事する助産師を対象としたLife Saving Skill研修を実施する。2-6 対象地域内全てのRHUに対して、PhiHealthの母子保健パッケージ認証取得申請のために支援(機材供与、及びBEmOC研修)を実施する。2-7 遠隔地のBHSを助産施設にするための支援を行う。2-8 マヨヤオ地区病院をCEmOC施設にするための支援を行う。また、ビリラン州病院が3次病院に昇格するための支援を行う。</p> <p>3-1 コミュニティ内の出産準備強化のためのWHTを組織、研修を実施し、コミュニティにおけるWHTによる妊産婦支援を実施する(家庭訪問、Pregnancy Tracking Reportの作成と母親学級、RHUへの付き添いなど)。3-2 コミュニティにおける緊急移送体制整備のためのマルチセクショナルな協力関係の構築を支援する。</p> <p>4-1 WHT、SBAの活動を支援して定期的な巡回指導を実施する。4-2 RHUスタッフに対する月例会議を開催する。4-3 WHTと助産師(RHM)との月例会議を開催する。4-4 対象地域のMaternal Death ReviewとCase Conferenceを実施する。</p> <p>5-1 保健省の母子保健技術委員会を活性化し、EmOC供給体制強化のための政策、運営体制の見直しをする。5-2 母子保健教育教材を全国に普及する。</p>
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家派遣:母子保健計画/チーフアドバイザー、公衆衛生/プログラム調整員、業務調整/研修モニタリング ・供与機材:緊急産科ケア施設整備、救急車両 等 ・現地活動費:ローカル・コンサルタント、一般活動費、現地研修費、等 ・本邦研修
相手国側投入	カウンターパート配置、人件費、プロジェクト事務所、研修施設、その他ローカル・コスト
外部条件	<p>1)上位目標達成のための外部条件:母子保健分野の政策の変更によりネガティブなインパクトが出ない。PhilHealthが財政困難に陥らない、破綻しない。</p> <p>2)プロジェクト目標達成のための外部条件:母子保健分野の政策の変更によりネガティブなインパクトが出ない。PhilHealthが財政困難に陥らない、破綻しない。</p> <p>3)成果達成のための外部条件:活動対象地域における州政府の「安全な母性」に対するサポートが続く。母子保健分野の政策の変更によりネガティブなインパクトが出ない。PhilHealthが財政困難に陥らない、破綻しない。家族計画のカバー率が維持されるか、または向上する。安全でない人工妊娠中絶が増えない。</p>
実施体制	
(1)現地実施体制	保健省が運営委員会の中心となり、イフガオ、ビリラン各州と協議の上実施する。
(2)国内支援体制	特になし
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	わが国の母子保健関連の活動としては、1990年度以降主に以下の活動があげられる。母子保健専門家派遣(2005):緊急産科教材の開発等 無償資金協力:麻疹抑制計画(2003) 地域保健所改修・機材整備計画(1999) 技術協力:家族計画・母子保健プロジェクトI/II(1992-2002):
(2)他ドナー等の援助活動	ユニセフ、UNFPA、USAIDは母子保健分野への協力を実施している。



草の根技協(パートナー型)

2015年07月03日現在

本部/国内機関 : 東京国際センター

案件概要表

案件名	(和)アムナイ川流域少数民族保健支援システムの構築 (英)Formation of Health Support System for the Minorities in the Amnay Area
対象国名	フィリピン
分野課題1	保健医療-保健医療システム
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ミンドロ島西ミンドロ州サンタクルス郡アムナイ川流域村落(パクパク村、マンガハン村等)
署名日(実施合意)	2008年03月10日
協力期間	2008年4月 ~ 2011年3月
相手国機関名	(和)21世紀協会ミンドロ事務所
相手国機関名	(英)21st Century Association, Mindoro
日本側協力機関名	特定非営利活動法人 21世紀協会

プロジェクト概要

背景 地域人口(サンタクルス町)の2割以上を占めるマンニャン族は、国連の定めたミレニアム開発目標で掲げられているターゲットのほとんど全ての対象となるほど開発が遅れており、中でも健康衛生状態は惨憺たる状態である。乳幼児死亡率は極端に高く、成人する子どもは4割にも満たず、マラリアや結核が蔓延している。しかし、民族の原始的かつ山岳地帯を中心とした半遊牧生活様式からいまだに現代社会から隔離、疎外された観があり、差別や偏見も相まって改善の糸口が見つからない。地域住民が医療施設へアクセスできるためのシステムを構築することは、教育を含めた包括的開発に他ならず、地域の人間の安全保障を確立するための第一歩である。

上位目標 マンニャン族の乳幼児死亡率の改善、妊産婦の衛生改善、死亡率全般の低下

プロジェクト目標 マンニャン族保健衛生支援システムの構築

成果

1. アムナイ川ヘルスケアセンター(AHCC)の設立
2. サンタクルス病院付属患者&家族待機施設の設立、運営
3. ヘルスサポーターの育成
4. アムナイ川流域巡回衛生教育の実施
5. 衛生普及活動
6. 少数民族健康互助制度の試験運用
7. マンニャン伝統医療の研究と復権

活動

- 1-1)サンタクルスの病院との連携
- 1-2)重症患者の応急処置
- 1-3)流域住民のモニタリング
- 1-4)衛生教育の基地

- 1-5)結核、マラリアの診断のための検査試料採取
- 1-6)識字教室をヘルスケアステーションとする
- 1-7)病人を問診し、病院と連絡して対策を立てる
- 1-8)患者のフォローアップ
- 2-1)サンタクルス滞在中の生活支援
- 2-2)予備問診による病院との意思疎通の円滑化
- 2-3)ヘルスセンターと連携して病人をフォローアップ
- 3-1)識字教室と連携して村で適任者の発掘
- 3-2)奨学金事業と連携して医療関係高等教育を受けさせる
- 3-3)各種セミナーワークショップへの出席
- 3-4)各村に派遣しOJTで実務を習得させる
- 4-1)各村を巡回し、ワークショップを実施
- 4-2)村民の参加を促す方法を開発
- 4-3)少数民族対象衛生教育法の開発
- 4-4)各村住民の家族構成、健康チェック
- 5-1)衛生教育用教科書の作成
- 5-2)患者モニタリングシートの作成
- 5-3)流域各村でのトイレ、水道施設、飲料水の普及。蚊帳の配布
- 6-1)モデル各村共同資金から医療費を担保する
- 6-2)郡当局と医療費の分担割合を決める
- 6-3)識字教室のある村をパイロット村とする
- 7-1)ハーバルメディスンの調査活用
- 7-2)伝統医療の復権
- 7-3)伝統医療の復権(ハーブガーデン)

投入

日本側投入

(人材)
 プロジェクト・マネージャー:1人 現地調整員:1人 衛生教育指導員:1人
 ヘルスケアセンター長(マンニャン助産師有資格者):1人
 ヘルスケアセンター長補(マンニャン助産師見習い):2人
 ヘルスサポーター(マンニャン:村、町):11人 大工:2人
 (資機材)
 自動二輪車:1台 サイドカー:1台 カラバオ:2台 牛車:1台 プリンター:1台
 パソコン:1台 蚊帳:150帳

相手国側投入

(基盤整備)
 ヘルスケアセンター:1棟 患者待機施設修繕費:1棟 トイレ:3基 水道敷設:1村分
 (基盤整備)
 患者待機施設:1棟
 村民労働力

外部条件

- ・渡航勧告3以上が出ない。
- ・病気の流行が発生しない。
- ・物価の大きな高騰が起きない。
- ・共産ゲリラの介入がない。

実施体制

(1)現地実施体制

現地にプロジェクトマネージャー(川島寛之氏)、日本人の現地調整員を配置し、ヘルスケアセンター長としてマンニャン出身の助産師エミリー・リナンヤン氏を任命する。また、現地に日本人で保健衛生の知識を持つ衛生指導員を配置し、各村の巡回衛生指導に当たらせるとともに、ヘルスサポーターを訓練し、マンニャンの病人の支援の実働部隊とする。

(2)国内支援体制

理事長である池田氏を国内調整員とし、JICA国内機関との調整にあたる。また、国内調整員は1年に2回現地に出張し、調整業務にあたる。

関連する援助活動

(1)我が国の
援助活動

2005年1月ー2008年1月:草の根技術協力(支援型)フィリピン国アムナイ川流域識字教育推進事業



草の根技協(パートナー型)

2015年02月14日現在

本部/国内機関 : 中部国際センター

案件概要表

案件名	(和)パヤタス地区における地域型保健事業及び生計向上事業 (英)Community-based Rehabilitation Project on Health and Livelihood.
対象国名	フィリピン
分野課題1	保健医療-保健医療システム
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-基礎保健
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ケソン市パヤタスB第2地区
署名日(実施合意)	2007年10月31日
協力期間	2007年11月01日 ~ 2010年10月31日
相手国機関名	(和)フィリピン共和国ケソン市保健局・パヤタスBバラングイヘルスセンター
相手国機関名	(英)Barangay Health Center of Payatas B, Quezon City Health Department, The Republic of the Philippines

プロジェクト概要

背景	マニラ首都圏ケソン市パヤタス地区ごみ処分場がいつ閉鎖するか分からない中、2万人近くの住民の生活が脅かされると見られている。このごみ処分場閉鎖対策として、職を失い、また食を失う住民らが、収入の道を開けるような、職業訓練・技術訓練をはじめとする、集中的でかつ現実的な生計向上事業が必要とされている。このため本事業では、同地区の住民たちが自らの手で適切な保健環境を維持できることを目標として、現在既に提案団体が行っている、保健事業の現地化を進める。住民組織を強化して協同組合を設立し、現在行われている保健事業の運営を当団体から協同組合へと移行する。この協同組合が、保健事業のみならず、生計向上事業の主体として機能するようなサポートを実施する。
上位目標	パヤタスB地区全域において、住民の保健環境と経済環境が向上する。
プロジェクト目標	パヤタスB第2地区とその周辺住民5000人が継続的で適切な保健環境と経済環境の中、生活を営む。
成果	1. 適切な保健サービスが提供される 2. 保健サービスの運営主体が住民に移行する。 3. 住民が収入につながる技術と機会を身につけ、新たな収入手段を得ることができる。
活動	1-1、医師による定期診療 1-2、助産師による定期診療 1-3、特別医療活動(子宮がん検診、割礼、体重測定、寄生虫駆除) 1-4、保健教育 1-5、DOTS(小児結核を含む結核対策) 1-6、預かり保育サービス(0-6歳児対象) 2-1、コミュニティヘルスボランティア訓練 2-2、協同組合組織化・研修 2-3、協同組合登録支援

- 2-4、住民薬局開設・運営支援
- 3-1、ICAN主催技術訓練
- 3-2、外部職業・技術訓練参加支援
- 3-3、青年組織対象技術訓練支援
- 3-4、起業支援

投入

日本側投入

- 1) (特活) アジア日本相互交流センター・ICAN
 - ・プロジェクトマネージャー(日本人) 1名
 - ・国内調整員(日本人) 1名
 - ・現地調整員(日本人) 1名
- 2) I-CAN Foundation Philippines, INC
 - ・現地調整員(フィリピン人) 1名
 - ・看護師(フィリピン人) 1名
 - ・ソーシャルワーカー(フィリピン人) 1名
 - ・総務担当(フィリピン人) 1名
 - ・生計向上事業担当(フィリピン人) 1名
 - ・医薬品

相手国側投入

- 1) パヤタスBバランガイヘルスセンター
 - ・医師 1回につき1名、週2回
 - ・助産師 1回につき1名、月2回
- 2) フィリピンポリテクニク大学(PUP)
 - ・協同組合専門家 1回につき1名、週1回
 - ・職業訓練講師 1回につき1名、随時
- 3) コミュニティ
 - ・コミュニティヘルスボランティア 週2回
 - ・「預かり保育」サービス担当教師 週5回
 - ・「預かり保育」教師補助
- 4) その他
 - ・薬剤師 1名、週6回
 - ・協同組合会計専門家 1名、週5回

外部条件

- 1) 事業によって住民が設立した協同組合が、住民中心の開発のコンセプトを応用し、他の分野でも活発に活動を推進していく。
- 2) 行政、NGO、他セクター(企業等)が協力して、継続的に適切な開発事業をパヤタスB第2地区で実施する。
- 3) フィリピン国の経済状態が、事業開始時よりも極端に悪化しない。
- 4) 急激な治安の悪化により事業従事者の出入りが困難になることがない。
- 5) 地域の多数の住民が強制的に一斉立ち退きに遭うことなく、現在の生活場所に居住している。

実施体制

(1) 現地実施体制

- ・プロジェクトマネージャー(日本人) 1名
- ・現地調整員(日本人) 1名
- ・現地調整員(フィリピン人) 週3回、1名 組織がかつフィールドにおける調整担当
- ・看護師(フィリピン人) 1名 保健事業担当
- ・ソーシャルワーカー(フィリピン人) 1名 青年組織担当
- ・総務担当(フィリピン人) 1名 会計と総務業務補助担当
- ・生計向上事業担当(フィリピン人) 1名 協同組合と生計向上事業担当

(2) 国内支援体制

- ・国内調整員(日本人) 1名



技術協力プロジェクト

2017年09月30日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

案件概要表

案件名	(和)ベンゲット州地域保健システム強化プロジェクト (英)Project of Strengthening of Local Health System in the Province of Benguet
対象国名	フィリピン
分野課題1	保健医療-保健医療システム
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	保健医療改善
援助重点課題	貧困層の自立支援と生活環境改善
開発課題	基礎的社会的サービスの拡充(貧困層を取り巻く生活環境の改善)
プロジェクトサイト	ベンゲット州
署名日(実施合意)	2006年01月10日
協力期間	2006年03月16日 ~ 2011年03月15日
相手国機関名	(和)ベンゲット州政府、保健省
相手国機関名	(英)Benguet Province, Department of Health

プロジェクト概要

背景

比国保健省は地方分権化以降、保健改革を効果的に施行するため自治体の財政強化を最重要課題としている。その背景には、保健医療予算が州予算全体の3・5割を占め、自治体財政を圧迫している、保健医療財源の恒常的不足により薬剤の安定供給や人材確保が困難である、自治体の財政事情の格差が保健医療サービス格差につながっている、といった問題がある。比国保健省はまた、2005年からは改革を集中化させたFormula One政策*1を全国で実施し、重点地域16州ではドナー協調により地域保健システム強化を集中的に実施している。ベンゲット州は、次期Formula One政策の拡大予定地域として政策への協力地域として期待される一方で、質の高いサービスを保証する保健省の認証制度*2の認証(中級)を取っていない保健所が多い、遠隔地の地域住民への医療サービスが不十分である、リフェラル・システムが機能していない、巡回指導とモニタリングが効果的でないなど、保健医療サービスの質の問題が存在する。また、慢性的赤字や不十分なサービス提供などガバナンスの問題、各保健行政職員の不明瞭な業務責任など、保健行政の問題も指摘される。さらに、貧困層の割合が比国全体の平均よりも多い本州において、フィリピン健康保健公社への加入率が低い上、貧困者の加入金負担による自治体の財政負担が大きい、保健省認証制度とフィリピン健康保険公社の認証制度*3を受けていない保健所が多く財政基盤が脆弱である、州立病院の運営費負担のため、他の保健サービスへの財政配分が少ないなど財政上の問題も多い。州の薬品供給ガイドラインの不備といった薬品の安定供給の問題もある。本案件は、以上の現状を改善し、保健省との連携の下、自治体の保健医療システム強化を包括的に実現させることを目標とし、併せてFormula Oneにかかわるドナーと成果・教訓を共有し、保健政策全体への貢献を図る。

*1:05年から効果的・効率的・公正な保健システムの確立を目的とし、地方自治体を中心にした保健改革(財政基盤整備、ガイドライン整備、ガバナンス強化、サービス向上)を実施する政策。
*2:セントロン・シグラと呼ばれる、保健サービス提供の質の向上をめざす認証制度で、初級と中級がある。
*3:セントロン・シグラの認証後に申請できるより厳しい認証。合格すると施設、サービス提供に対して資金援助が受けられる。

上位目標

ベンゲット州における住民の健康状態が図られる。(指標・目標値:乳児死亡率、妊産婦死亡率、感染症・非感染症疾患の発生率の低下。)

保健医療サービスを改善できるようベンゲット州の地域保健システムが強化される。(指標:セ

プロジェクト目標

ントロン・シグラ認証および健康保険公社認証に必要な研修実績と機材を備えた町保健所の数が増加する。州と自治体間保健ゾーン中期保健計画に基づき、年間保健計画が作成される。保健予算総額が増加する。基準薬剤の在庫切れ日数が減少する。)

成果

1: 保健所において質の高い保健サービスを提供できる体制が整備される。2: 州の保健行政能力が強化される。3: 州の保健財政が強化される。4: 州の薬品供給システムが強化される。5: プロジェクトの情報と経験が保健省及びフォーミュラ・ワン加入他州と共有される。

活動

成果1: 保健所において質の高い保健サービスを提供できる体制が整備される。指標: ①セントロン・シグラ認証および健康保険公社認証に必要な研修実績と機材を備えた町保健所の数が増加する。②リファラルのマニュアルが改訂され、19すべての保健施設で活用される。③患者リファラル情報が19全ての保健施設で記録される。④ILHZのモニタリング・ツールが開発される。⑤ILHZのモニタリングと巡回指導の回数が増加する。活動: 1-1 サービス改善計画を策定する。1-2 保健サービス改善のための機材を供与する。1-3 セントロン・シグラ認証および健康保険公社認証に必要な研修を実施する。1-4 双方向のリファラルシステムを強化する。1-5 自治体間保健ゾーンにおけるモニタリングと監理を強化する。成果2: 州の保健行政能力が強化される。指標: ①州保健戦略計画が改訂され、州保健投資計画が策定される。②戦略的自治体間保健ゾーン計画(中期)が更新される。③自治体間保健ゾーン評議会が四半期ごとに議事録を作成する。④自治体間保健ゾーン評議会が議決を採択する。活動: 2-1 自治体間保健ゾーンの計画を見直し実施する。2-2 州保健投資計画を作成し実行する。2-3 マネジメント研修を実施する。成果3: 州の保健財政が強化される。指標: ①ユーザーフィー収入が増加する。②保健プログラム用MOOEの金額が増加する。③保健予算のなかのその他の収入源が増加する。④フィリピン健康保険公社加入者数が増加する。⑤資本増強金の金額が増加する。活動: 3-1 活動: 3-1 各保健施設における財政改善計画を策定し活動を実施する。3-2 健康保険への加入促進のための広報活動を実施する。成果4: 州の薬品供給システムが強化される。指標: ①基準薬剤の在庫記録をつける町保健所と病院の数が増加する。②基準薬剤について在庫切れ日数の記録をつける町保健所と病院の数が増加する。活動: 4-1 基礎調査データをレビューし問題点を特定する。4-2 薬剤在庫管理研修を実施する。4-3 在庫情報に基づき薬剤調達計画を策定する。成果5: プロジェクトの情報と経験が保健省及びフォーミュラ・ワン加入の他州と共有される。指標: ①F1会議への出席日数 ②受け入れ、および派遣スタディーツアーの数 ③プロジェクトのニュースレターが最低年2回発行される ④プロジェクトのホームページが作成され、定期的に更新される。活動: 5-1 フォーミュラ・ワン会議へ成果を共有する。5-2 他の自治体との相互スタディーツアー(派遣および受入)を実施する。5-3 プロジェクトの進捗をニュースレターおよびウェブページで共有する。

投入

日本側投入

専門家: 地域保健計画、地域保健、プライマリー・ヘルス・ケア等
機材供与: 医療機材、救急車等
現地活動経費: 一般活動、現地研修
本邦研修員受入: 地域保健の行政システム、住民参加による地域のヘルス・プロモーション活動等

相手国側投入

カウンターパートの配置およびその人件費、プロジェクト事務所、研修施設等、その他ローカルコスト

外部条件

1) 上位目標達成のための外部条件: 自然災害が患者のサービスへのアクセスや医療従事者のサービス提供を妨げない。垂直プログラムが継続して提供される。2) プロジェクト目標達成のための外部条件: 地方自治体の調達システムが効率的に実施される。比国の保健省や健康保険公社の政策が著しく変更されない。3) 成果達成のための外部条件: 保健施設が維持管理される。ベンゲット州の政策、保健財政が著しく変更されない。保健省と健康保険公社の認証に必要な人員配置及び人件費を含む経常経費が、州及び自治体によって確保される。訓練された人材が継続して勤務する。

実施体制

(1)現地実施体制

ベンゲット州知事事務所とベンゲット州保健局が中心となりプロジェクトを運営する。保健省は地域保健政策のアドバイスを州に対して実施する。

(2)国内支援体制

特になし

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

1) 無償資金協力: ベンゲット州医療体制改善計画(1998、1999)(ベンゲット州病院の建設・機材整備、同州内下位医療施設への機材供与)
2) 技術協力: 個別専門家派遣 地域保健専門家2名がプロジェクト開始前調査を実施(2005年6月終了)
3) 母子保健プロジェクト(2006~2010)
4) 保健計画専門家派遣(2005~2006)
5) 草の根技術協力(「ベンゲット州イトゴン町9村落におけるコミュニティヘルスケア強化プロジェクト」国際看護協会、2005~2007)

(2)他ドナー等の

援助活動

他ドナー等のベンゲットにおける援助活動: USAID: LEAD(Local Enhancement and Development for Health) Project(家族計画ツールなど保健 関連の消耗品の調達・配布にかかる自治体の能力向上支援)(06年終了予定) スペイン政府: 結核対策



開発調査

2011年10月04日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

案件概要表

案件名	(和)パンパンガ川流域統合的水資源管理計画調査 (英) Study on Integrated Water Resources Management for Poverty Alleviation and Economic Development in Pampanga River Basin
対象国名	フィリピン
分野課題1	水資源・防災-共通
分野課題2	自然環境保全-持続的森林管理
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	公共・公益事業-社会基盤-水資源開発
プログラム名	環境
プロジェクトサイト	ルソン島中部
署名日(実施合意)	2008年11月24日
協力期間	2009年02月01日 ~ 2011年02月07日
相手国機関名	(和) 国家水資源評議会
相手国機関名	(英) National Water Resources Board (NWRB)

プロジェクト概要

背景

フィリピン国政府は、人口増加や灌漑農業の拡大による水需要の増加に対応するため、「統合水資源管理」(IWRM: Integrated Water Resource Management)の実施の必要性を認識している。中期開発計画(2004年~2010年)においても、水に限られた資源であり適切な保存や管理が必要な経済的価値をもつものと位置づけ、水資源の開発保全計画や制度組織の能力強化に努めることを決定している。なお、統合的水資源管理の推進は、世界的な潮流であり、2003年の世界水フォーラムにおいて「21世紀には水資源管理が世界的に大きな問題となる」という提言がなされている。

パンパンガ川の流域面積は10,981km²で、フィリピンで4番目に広い流域面積を有し、フィリピンでも有数の穀倉地帯である。同流域には2箇所の大規模な多目的ダム(アンガットダムおよびパンタパンガンダム)が存在しており、発電、灌漑用水、飲料水の貯留などの利水や、治水の役割を担っている。特に、南東部に位置するアンガットダムが、マニラ首都圏の住民約120万人に給水を行っていることもあり、同流域は同国の経済活動全体から見て重要な流域と位置付けられている。

一方で、同流域では近年、洪水や渇水、水利権の配分が問題となっているが、流域を包括的・横断的に管理する水資源管理計画は存在せず、灌漑や飲料水供給事業等を包括的にとりまとめる機関も存在しない。しかしながら、このような状況の下でフィリピン政府は、水資源の管理を担当する唯一の機関であり、水利権の承認と管理を中心とする活動を行っているNWRB(国家水資源評議会)が、同流域で水に関連した事業を行う関連機関とともにステアリングコミッティーを形成し、統合的水資源管理を推進することを計画している。

上記を受けて、パンパンガ川の水資源の計画的な活用・管理は、フィリピンにおける最重要課題であるにもかかわらず、適切な管理が行われていないことから、同流域を対象とした統合水資源管理に関する調査について協力要請がなされた。JICAは、2008年3月に事前調査団を派遣し協力概要について実施機関と協議を行い、11月24日にI/Aを締結した。

上位目標 パンパンガ川流域におけるIWRMプランが、関連機関において活用される。

プロジェクト目標 (1)関係機関との協力のもと、パンパンガ川流域の2025年までの統合的水資源管理計画(IWRMプラン)が策定される。
(2)国家水資源評議会および関連機関の職員に、統合的水資源管理に係る技術が移転され

る。

成果	(1)パンパンガ川流域の2025年までのIWRMプランが策定される。 (2)パンパンガ川流域における水資源関連情報がデータベースにまとめられる。 (3)IWRMプラン策定を通じて、NWRBおよび関連機関がIWRMの概念について理解する。
活動	フェーズ I: 基礎調査 流域における基礎情報(社会・自然状況、関連するセクターの基礎データ、法律・規制等)の収集 水関連事業計画についての情報収集 現地調査 収集した情報の解析(基礎情報水資源のポテンシャル、当該地域の水需要等) 計画中的の水関連事業のとりまとめと評価 収集データと情報のデータベースによる整理 フェーズ II: IWRMプランの策定 IWRMの概念に基づく流域での問題・課題の抽出 流域におけるIWRMプランのためのガイドラインの策定 補足調査の実施 IWRMプランの代替案(複数のシナリオ)の作成 IWRMプランの策定 IWRMプラン実施時における法的・制度的枠組みの提案 IWRMプランに含まれる個々の事業の優先順位付け IWRMプラン実施のための資金計画作成 利害関係者による会議と協議 ワークショップ・セミナー
投入	
日本側投入	(a)コンサルタント(分野、人数) 総括／統合的水資源管理、水資源開発・管理計画、組織制度／合意形成、水文／河川計画、農業・灌漑、上下水道計画、水環境・流域管理、経済財務分析／事業評価、環境社会配慮 計9名程度 (b)研修員受入れ C/P研修(1コース、4名程度) (c)調査に必要な機材の購入
相手国側投入	C/Pスタッフ 執務室 関連情報の提供(水資源、気象、土地利用、社会経済状況等に関連するデータや事業計画等)
外部条件	(1)対象地域の人口や、主要産業等が急激に変化しない。 (2)自然災害等により、対象地域の土地利用や水資源量が急激に変化しない。
実施体制	
(1)現地実施体制	NWRB本部のもと、DPWH、NPC、NIA、MWSS、AMRIS、LGUs等の利水者が適切に参加する枠組みの形成が不可欠。以下の機関が集まりステアリングコミッティーを形成する。 ステアリングコミッティーのメンバー： DENR(環境天然資源省)、NEDA(国家経済開発庁)、DPWH(公共事業道路省)、DOJ(司法省)、DOF(財務省)、NHRC(国家水理調査センター)、DOH(保険省)、LGUs(地方自治体)、NIA(国家灌漑省)、SCAD(Subic Clarkアライアンス開発委員会)、PAGASA(気象天文庁、技プロ「ダム操作のための洪水予警報システム強化」のC/P※)、DILG(内務・地方政府省)
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	－有償資金協力「パンパンガ洪水制御事業(I)」(1990年) －開発調査「全国水資源開発計画調査」(1998年) －無償資金協力「アンガット川灌漑用調整ダム護床改修計画」(2001年) －開発調査「マニラ水資源開発計画調査」(2002年) －個別専門家「統合水資源管理」(2006年)、「総合治水」(2010年) －開発調査「全国洪水リスク評価及び特定地域洪水被害軽減計画調査」(2006年) －技術協力プロジェクト「ダム操作のための洪水予警報システム強化」(2007年) －無償資金協力「パンパンガ河及びアグノ河洪水予警報システム改善計画(第1期)(防災・災害復興支援無償)」(2007年) －有償資金協力「森林管理事業」(要請受領済み)
(2)他ドナー等の援助活動	他流域において、IWRMに関連するプロジェクトが予定／実施されている。 － Bohol Integrated Water Resource Management Project (GTZ, 2004年～2009年): ボホールおよびネグロスにおいて、飲料水やサンテーションの施設整備を主な目的とするプロジェクトを実施中。流域管理の要素は含まれない。 － ADB:ピコールで、IWRMによる技術プロジェクトを実施予定。 － River Basin and Watershed Management Project (WB, 2005年～2010年): ピコールで、コミュニティの農業生産や収入増加を目的とした流域管理プロジェクトを行っている。 － Laguna de Bay Institutional Strengthening and Community Participation Project (WB, 2002年～実施中): ラグナ湖の流域管理を行う流域管理組織(Laguna Lake Development Agency)に対し、組織能力強化のための支援を行っている。



開発調査

2011年09月02日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

案件概要表

案件名	(和)セブ都市圏上水道及び衛生改善計画調査 (英)The Study for Improvement of Water Supply and Sanitation in Metro Cebu
対象国名	フィリピン
分野課題1	水資源・防災-都市給水
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-公益事業-上水道
プログラム名	生活インフラの充実
署名日(実施合意)	2008年11月11日
協力期間	2009年01月11日 ~ 2010年08月21日
相手国機関名	(和)セブ都市圏水道局
相手国機関名	(英)Metro Cebu Water District

プロジェクト概要

背景

フィリピンでは1990年代に始まった急激な社会・経済発展により水需要の急激な増大がもたらされ、給水施設の整備が喫緊の課題になっている。JICAは同国で全国の水資源開発の課題を検討するため「全国水資源開発計画調査」(1998年)を実施し、同調査において特にマニラ首都圏、セブ市、バギオ市における水源の確保の重要性が指摘された。

本件の対象地域であるセブ都市圏は、4市、4町で構成される677km²の地域であり、2000年現在で人口は約150万人に達した。フィリピン第二の空と海上交通の国際的な玄関口で、マニラに次ぐ経済の中心地であり、工業、観光等の発展の可能性を有している。

セブ島中心部の降水量は、1,740mm/年であるものの、経済発展や観光開発による水需要の急増に対応しきれず、市民の生活環境の悪化を招くとともに発展の足枷になってきている。セブ都市圏の上水道事業はメトロセブ水道公社(MCWD)により運営されている。MCWDは水源の殆どを地下水に依存し、約140千m³/日を提供しているが、地域内の総需要の4割程度に供給されているに過ぎない。

将来的にはダム建設による表流水の開発可能性はあるものの、ダム建設に必要な大規模な資金調達に難しく、MCWDは当面は地下水開発と民間資本による小規模な用水開発計画で対応せざるを得ない状況にある。

セブ都市圏の地下水開発については、2007年5月に国家水資源管理委員会(NWRB)により新規地下水開発の規制に関わる基本方針が示されたことから、MCWDは規制対象地域での既存取水施設による地下水利用をより慎重に行う一方で、右規制対象外の地区での新規水源開発が喫緊の課題となっている。また、MCWDは限られた水資源の中で、需要抑制を行いつつ、無収水対策等を強化しながら効率的で公平な水供給を行う必要性に迫られている。

さらに2004年に施行された水質保全に関わる法律により、上水道計画とともに排水対策に関わる計画の策定が必要になり、MCWDは、地下水源の水質保全のためにも生活排水やし尿処理への対策の検討が求められている。

このような状況のもと、フィリピン政府からわが国に対しセブ都市圏における上水道整備及び衛生改善に関わる計画策定の要請が挙がり、2007年4月24日にJICAとフィリピン政府との間でI/Aが締結された。

上位目標 セブ都市圏における給水と衛生環境の向上

プロジェクト目標 2015年を目標年次とする上水道整備計画、衛生改善計画を策定する。

成果	<p>1) セブ都市圏の上水道整備及び衛生改善に関わる基本方針</p> <p>2) メトロセブ水道公社による施設整備と経営強化に関わる行動計画</p> <p>3) セブ都市圏の新規地下水開発の技術的審査指針の提案</p>
活動	<p>本件開発調査は、セブ都市圏を対象に、目標年次を2015年に想定した地下水管理も含む上水道施設整備と衛生改善計画を策定するものである。</p> <p>基礎情報として、自然条件、社会経済状況、既存施設(取水施設、浄水場、送配水施設等)の現況の情報収集、また、社会調査による給水事業に対する住民意識や水利用の実態等の把握、MCWDの組織・人員体制や財務状況の調査を行い、現在の水道事業の問題点を分析する。さらに対象地下水盆の地下水賦存量、水質の状況を分析、また、地下水取水の現状を把握し、その保全上の課題を検討する。その後、MCWDの実施体制の整備計画、水道施設整備計画、家庭排水やし尿処理への対応策、地下水保全のための指針等を取りまとめ、事業関係者が短期的中期的に取組むべき課題と方策を整理し行動計画を策定する。</p> <p>【フェーズ1】(既存上下水道及び地下水の現状分析)</p> <p>1)現状把握と問題分析:対象地域の上下水道に関わる課題分析を行う。</p> <p>2)地下水モデル解析:対象地域における地下水賦存量を評価し、開発及び保全の基本方針を検討する。</p> <p>【フェーズ2】(上水道、衛生改善及び地下水保全に関わる計画の策定)</p> <p>2015年を目標年次とした上水道整備、衛生改善のための基本方針と改善策等を取りまとめる。また、地下水保全のために新規開発に対する技術的審査の指針とその運用方法を提案する。</p> <p><上水道></p> <p>ア. 将来の水需要のレビューと需要抑制策の検討/イ. 送配水幹線管網の診断/ウ. 未給水地域へのサービス域拡張の基本方針の検討/エ. 新規水源開発計画の策定/オ. 送配水管網のリハビリ・更新・拡張計画の策定/カ. 無収水削減計画の策定/キ. 上記(エ、オ、カ)の上水道改善計画の事業費積算及び財務分析/ク. 上水道事業運営に係る組織・制度改善に関わる提言/ケ. 貧困層に対する給水事業改善に係る提言</p>
投入	
日本側投入	<p><衛生改善></p> <p>ア. 家庭排水、トイレ等の整備方針の検討/イ. 都市区域別排水処理の基本方針(収集、オンサイト処理、下水道等)の検討/ウ. 衛生改善啓発とモニタリングに関わる手法の提案</p> <p><地下水保全></p> <p>ア. 地下水賦存量と地下水利用量のバランス分析/イ. 地下水汚染状況とその汚染源の把握/ウ. 地下水保全のための基本方針の検討/エ. 地下水開発に対する技術的審査指針と運用計画の立案</p>
相手国側投入	<p>(a)コンサルタント(分野/人数)</p> <p>総括/水道計画、副総括/水理地質、水道施設計画、地下水モデル、社会経済/貧困分析、企業経営/財務分析、漏水対策、都市衛生(生活排水/し尿処理)、管網解析/施工計画/事業費積算、社会環境配慮、業務調整 各1名</p> <p>執務室の提供</p> <p>調査要員の参加</p>
外部条件	対象地域における治安の悪化や自然災害の発生
実施体制	
(1)現地実施体制	セブ都市圏水道局職員から構成されるC/Pチームを設置
(2)国内支援体制	国際協力専門員の参加
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<p>セブ州総合開発計画調査 1994年</p> <p>全国総合水資源開発計画調査 1998年</p> <p>マニラ首都圏水資源開発計画調査 2003年</p>
(2)他ドナー等の援助活動	<p>本件調査対象地域においてはオランダ政府の支援により、2004年～2006年に統合的水資源管理・開発に関わる計画策定が行われた(Water Remind Project)。右計画では2030年までの水資源開発と需要管理、さらに地方自治体、MCWD等の協力体制のあり方等が検討されている。</p> <p>この計画を当地の水資源開発に関わるマスタープランと位置付けて、本件調査の上水道整備等に反映させることとする。</p>



技術協力プロジェクト

2017年09月30日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

案件概要表

案件名	(和) 地方水道改善プロジェクト (英) Small Water Districts Improvement Project
対象国名	フィリピン
分野課題1	水資源・防災-地方給水
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-公益事業-上水道
プログラム名	生活インフラの充実
援助重点課題	貧困層の自立支援と生活環境改善
開発課題	基礎的社会サービスの拡充(貧困層を取り巻く生活環境の改善)
プロジェクトサイト	地方水道公社(LWUA)本部(マニラ首都圏)及び全国の水道区
署名日(実施合意)	2005年04月18日
協力期間	2005年07月01日 ~ 2012年03月31日
相手国機関名	(和) 地方水道公社(LWUA)
相手国機関名	(英) Local Water Utilities Administration

プロジェクト概要

背景	<p>フィリピン国(以下「フィ」国)における上水道セクターは、1980年初めから多くのドナー支援もあり、住民の水へのアクセスという観点からは全般的に改善されてきている。「フィ」国政府は、アロヨ大統領の10ポイントアジェンダのひとつ「The Provision of Water Supply to Barangays Nationwide」を受けて、新中期開発計画(2004-2010)においても、マニラ首都圏以外の633の「無給水町」(飲料に適した水供給が全世帯の50%以下)に安全な飲料水を供給することを優先課題として位置づけ、地方水道開発に取り組もうとしている。また、2004年2月に上下水道セクター融資政策や関係機関の役割の見直しに関する大統領令(EO279)を発令し、この下に経営の自立性に劣る水道自治体(水道区、地方自治体、水道組合/住民組織)を自立・持続性のあるものへと育成することが、地方における住民の安全、かつ、持続的な給水サービスへのアクセスを確保する上で重要としている。しかしながら、「フィ」国政府の財政状況も反映して、政策と現実のギャップが大きく、これら政策が十分に実施できない状況にあり、特に、独立採算による事業運営を求められている水道区は、公的財政支援を殆ど期待することができず、債務を抱えていて、施設の不備・老朽化に対処することができず、サービスの質の低下、結果として、給水栓数が減少するという悪循環に陥っている。このままの状況が続けば、経営の自立性に劣る小規模水道区は破綻し、多くの地域住民の水へのアクセス手段が失われる可能性があり、むしろ、安全な水供給の観点からは、後退している状況にある。かかる状況の下、「フィ」国政府は、2002年3月、日本政府に対して、地方水道公社(LWUA)の水道区に対するトレーニング強化を目的とした「水道技術トレーニングセンタープロジェクト」の実施を要請した。JICAは、2005年1月10日～同年2月15日にかけて事前評価調査団を「フィ」国に派遣した。その結果、LWUAの実施能力を高める方策の一環として、本技術協力プロジェクト(以下「プロジェクト」)の成果をLWUAに還元することも含め、実際に住民にサービスを提供している水道区をターゲットグループに据えて直接的に支援し、そのサービスと経営改善に主眼を置く協力内容とすることで、ミニッツ(R/D)にて確認した。</p>
上位目標	(プロジェクトが定める指針により、経営の自立性に劣る小規模水道区の中から選ばれる選定水道区(約20)を除く約40の)対象水道区における給水サービス及び経営が改善される。
プロジェクト目標	(プロジェクトが定める基準により、約60の対象水道区の中から選ばれる約20の)選定水道区におけるサービス及び経営が改善され、(選定水道区を除く約40の)対象水道区において

サービス及び経営改善のための方策が示される。

成果	1. 対象水道区のプロファイルが作成され、具体的に経営改善を図る水道区が選定される。 2. 選定水道区において、水道事業経営/サービス改善計画が作成され、更新される。 3. 選定水道区の給水施設が改善される。 4. 対象水道区における水道事業運営全般に係るマネジメント能力が強化される。 5. LWUAにおける対象水道区に対する支援体制が強化され、本技プロの経験が他の水道区へ広められる。
活動	1. 対象水道区に対して経営・機能診断を行い、対処水道区の個々のプロファイルを作成する。また、対象水道区改善指針を作成するとともに、住民のニーズ、経営改善の可能性等を総合的に評価し、経営改善を実施する水道区を選定する。 2. 改善計画作成に係るガイドライン・ワークショップを開催する。また、水道区経営者の主体性に基づいて、実効可能性の高い改善計画の作成に係る指導を行い、更新を行う。 3. 施設改善に係る技術サービス(詳細設計、入札準備(事前資格審査及び入札図書の作成を含む)、施工、施工監理)について適切に管理する。 4. 現状分析、改善計画の作成、施設改善に係る技術サービスの管理、施設改善後の財務管理、施設維持管理についてOJT及び研修を行う。 5. プロジェクトの活動全般を通じて対象水道区のサービスと経営状況の改善のためのノウハウをLUWAカウンターパートに蓄積し、その経験を他の水道区へ活用できるよう働きかける。また、LUWAの小規模かつ自立性に劣る水道区の効率的な育成に係る方策やプログラムについて、提言を行う。
投入	
日本側投入	専門家: 109M/M(調整員を除く) 8分野(プロジェクト・マネージャー(水道計画)、調整員、経営・財務、水道施設設計、水理地質・地下水開発、浄水施設維持管理、送配水技術、浄水施設1) 機材: 簡易水質分析機、水道料金徴収管理関連機材、事業管理用事務機器 在外事業強化費: 施設改善支援費、ローカルコンサルタント委託費 研修経費: 研修プログラム、セミナー
相手国側投入	カウンターパートの配置: 9名 プロジェクト・オフィス及び水質検査設備 プロジェクト活動経費: 出張旅費等 選定水道区における施設改善に必要な用地等
外部条件	LWUA及び水道区に係る政策(E0279)が変更されない。育成された対象水道区の経営者及び職員が継続して勤務する。選定水道区が政治的な干渉を受けない。対象水道区の所在地域の治安が悪化しない。対象水道区に対する資金的な支援が関係機関により提供される。
実施体制	
(1)現地実施体制	JCC(合同調整委員会)
(2)国内支援体制	特に無し
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	7つの小規模水道区を対象とした浄水処理施設の建設に係る「地方都市水質改善計画(無償)」の実施、また、経営の自立性がある程度確保されている比較的大規模な水道区に対しては、施設の改修・拡張を目的とした「地方都市上水道整備事業(円借款)」を実施している。
(2)他ドナー等の援助活動	KFWが中小規模の水道区を対象として、施設の改修・拡張に係るローン・プロジェクト[Provincial Towns Water Supply Project]を実施している。



個別案件(専門家)

2011年09月07日現在

本部/国内機関 : 地球環境部

案件概要表

案件名	(和)統合河川管理 (英)Integrated River Improvement and Management
対象国名	フィリピン
分野課題1	水資源・防災-風水害対策(治水)
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-社会基盤-河川・砂防
プログラム名	防災
プロジェクトサイト	マニラ首都圏
署名日(実施合意)	2007年02月20日
協力期間	2007年06月05日 ~ 2010年06月04日
相手国機関名	(和)公共事業道路省
相手国機関名	(英)Department of Public Works and Highways (DPWH)

プロジェクト概要

背景	<p>フィリピン各地において洪水や土石流など河川氾濫による深刻な被害が毎年起きている。(年間平均死者数:544人、負傷者及び行方不明者:1,478人、被災世帯数:55万世帯、被災者数:2,800万人、被害額:100億円。)&#1048589;</p> <p>これらの被害を軽減するために、さらに効果的な洪水対策及び砂防が必要とされる一方、担当省庁であるDPWHの年間予算は100~150億円程度に過ぎず、特に2000年以降は、日本を中心とした海外からの援助に大きく依存していることから、同省が管轄する河川管理及び砂防インフラの建設及び維持管理については、高額な堤防工事の継続に頼るだけでなく、各自治体の災害調整委員会の避難計画等、個別の状況に応じた低コストかつ多様化された建造物の建設や維持管理の方策が必要である。&#1048589;</p> <p>また、統合水資源管理の国家戦略に基づいて、洪水対策だけでなく、関連国内機関(環境天然資源省、国家水資源委員会等)および他ドナー機関との連携を十分に図りながら、河川の水利用、水質改善、環境保護などの観点を含めた総合的な河川管理が求められている。</p>
上位目標	フィリピンの河川流域が包括的に良好に管理されるとともに、河川流域居住者への潜在的影響の減少を図りながら、防災措置が強化される。
プロジェクト目標	河川・土砂管理の経済的多様の建設維持措置が導入されるとともに、包括的な解決策として構造物・非構造物措置を用いることにより、防災効果が最大化される。
成果	<ol style="list-style-type: none">1.統合水資源管理(IWRM)にかかる国家戦略に基づき、統合的な計画の下、河川管理にかかる諸案件が連携して実施されるように方策が策定される。2.各自治体等に設置されている災害調整委員会の避難計画と連携して、個別の状況に応じた様々な防災インフラの設計・施工技術基準および維持管理に関し方策が策定される。3-1.これまでの諸案件からの知見・経緯を取りまとめ、類似案件を持つ他ドナーと調整の上、将来的な候補案件の提案をし、それに基づき案件形成を支援する。実施中のJICA調査には、これまでの知見を踏まえ、積極的に助言する。

3-2.本専門家の活動(出張、技術指導・助言、調査など)が報告書に取りまとめられ、フィリピン側を含む関係者に共有される。

活動 1.統合水資源管理(IWRM)にかかる国家戦略に基づき、統合的な計画の下、河川管理にかかる諸案件が連携して実施されるように方策が策定される。
2.各自治体等に設置されている災害調整委員会の避難計画と連携して、個別の状況に応じた様々な防災インフラの設計・施工技術基準および維持管理に関し方策が策定される。
3-1.これまでの諸案件からの知見・経緯を取りまとめ、類似案件を持つ他ドナーと調整の上、将来的な候補案件の提案をし、それに基づき案件形成を支援する。実施中のJICA調査には、これまでの知見を踏まえ、積極的に助言する。
3-2.本専門家の活動(出張、技術指導・助言、調査など)が報告書に取りまとめられ、フィリピン側を含む関係者に共有される。

投入

日本側投入 長期専門家の派遣(2010年6月まで。)

相手国側投入 車両及び事務室の提供。

外部条件 特になし。

実施体制

(1)現地実施体制 フィリピン事務所、治水行政機能強化プロジェクト専門家等

関連する援助活動

(1)我が国の援助活動 治水行政機能強化プロジェクト、全国洪水リスク開発調査、カビテ州ローランド開発調査



開発調査

2015年01月25日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

案件概要表

案件名	(和)カビテ州ローランドにおける総合的治水対策調査 (英) The Study on Comprehensive Flood Mitigation for Cavite Lowland Area
対象国名	フィリピン
分野課題1	水資源・防災-風水害対策(治水)
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-社会基盤-河川・砂防
プログラム名	防災
援助重点課題	貧困層の自立支援と生活環境改善
開発課題	基礎的社会サービスの拡充(貧困層を取り巻く生活環境の改善)
プロジェクトサイト	カビテ州
署名日(実施合意)	2006年11月24日
協力期間	2007年03月07日 ~ 2009年02月27日
相手国機関名	(和)フィリピン公共事業道路省、カビテ州政府
相手国機関名	(英) Department of Public Works and Highways, Province Authority of Cavite

プロジェクト概要

背景

カビテ州(面積1,447.5km)はマニラ首都圏の南部に隣接し、近年マニラの衛星都市として、人口や産業が激増している地区である。マニラ首都圏へ通勤する住民のベッドタウンとして宅地開発が急速に進み、またマニラ国際空港、マニラ港に近いこともありフィリピン国(以下「フィ」国)の重要開発地域であるカラバルソン開発地域の中核ともなっている。

同州内にはイムス川、サンファン川、キャナス川の3本の中小河川が貫流しており、2000年、2006年の大型台風時には、これらの河川の中流域、下流域において流木により橋梁の通水部が閉塞し、その閉塞箇所や河川狭窄部からの越流(外水氾濫※)により、洪水が生じ、死者が発生している。また、大型台風時以外にも、沿岸に近い下流域においては、排水路の未整備・機能不全、土地利用の変化による浸透能力の低下、潮位の影響などにより、内水が河川に排水されず(内水氾濫※)、雨期には毎年長期間、浸水が発生している。

これらの洪水は人々の生活に支障をきたしているのみならず、マニラとカビテ州に置かれた経済特区であるCavite Economic Zoneとをつなぐ基幹道路が使用できないことにより、経済的な損失を生んでおり、また上に述べたように同地域は開発による土地利用の変化が著しい地域であるため、今後の急激な開発により、将来的に洪水被害が拡大する恐れがあることも指摘されている。

このような背景からフィ国政府は2004年3月、日本政府に対し、当該地域の治水マスタープランの策定及びフィージビリティ調査の実施を要請し、JICAは2006年11月に事前調査を実施した。

※外水氾濫とは、川の水が河道から溢れることによって起こる洪水、内水氾濫とは、その場で降った雨や、周りから流れ込んできた水が地表に浸透したり、河川に排出されたりしないことにより、その場に残ることをさす。

上位目標 カビテローランドにおける現在の洪水被害の軽減
将来の土地利用変化によってもたらされる洪水被害の抑制

プロジェクト目標 1)イムス川、サンファン川、キャナス川の3流域全体のマスタープランを策定する。
2)優先プロジェクトのフィージビリティスタディを実施する。
3)カウンターパート機関の洪水対策能力を強化する。

成果	<p>1) イムス川、サンファン川、キャナス川の3流域のマスタープランが策定される。</p> <p>2) マスタープランで提示された対策のうち、優先度の高い構造物対策プロジェクトのフィージビリティスタディが実施される。</p> <p>3) 対象地域においてコミュニティ防災活動の実施が促進される。</p> <p>4) 対象地域において洪水対策委員会が設置され、カウンターパート機関が中心となり、活動が行われる。</p>
活動投入	別添1を参照
日本側投入	<p>1) 以下の分野のコンサルタント団員の派遣 総括/河川防災、河川計画/河道計画/外水処理、河川計画/内水処理、水文水理、地質、砂防/海岸、河川施設設計/積算、経済/財務、土地利用計画、コミュニティ防災、環境社会配慮、都市計画制度、住民移転計画、業務調整</p> <p>2) カウンターパート研修の実施(洪水対策行政)</p> <p>3) カウンターパート機関職員を対象としたセミナー(施設の維持管理等)の開催</p> <p>4) 調査に必要な機材(事務機器等)の購入</p> <p>5) 現地再委託(測量、地質調査、環境社会配慮、コミュニティ防災、被害状況調査)</p> <p>6) 運営指導調査団の派遣</p>
相手国側投入	<p>1) ステアリングコミティの設置</p> <p>2) テクニカルワーキンググループの設置</p> <p>3) カウンターパートの配置</p> <p>4) オフィススペースの提供</p> <p>5) 運営維持経費</p>
外部条件	<p>1) 政策的要因: 開発政策の変更によって提案事業の優先度が低下しないこと</p> <p>2) 行政的要因: 行政改革によって各行政機関の業務分掌が大幅に変更しないこと 行政機関間の調整に問題が生じないこと</p> <p>3) 経済的要因: 「フィ」国内外の経済状況が悪化しないこと</p> <p>4) 社会的要因: 治安が悪化しないこと</p>
実施体制	
(1) 現地実施体制	<p>1) カウンターパートグループ 調査団と日常的に業務を共にし、技術移転を行うため以下の分野においてカウンターパートを配置する。 プロジェクトマネージャー、開発計画、水文、GIS、環境社会配慮、公共事業計画、洪水対策、土地利用計画</p> <p>2) ステアリングコミティ 調査の方針決定のため、関係機関の代表者からなるステアリングコミティを設立する。</p> <p>3) テクニカルワーキンググループ ステアリングコミティメンバーへの技術的な助言を行うため、関係機関の実務者レベルスタッフからなるテクニカルワーキンググループを設立する。</p>
(2) 国内支援体制	1) 国内支援委員会
関連する援助活動	
(1) 我が国の援助活動	<p>現在JICAはDPWHをカウンターパートとした開発調査「全国洪水リスク評価及び特定地域洪水被害軽減計画調査(2006.9-2008.3)」を実施中であり、全国の中小河川を洪水のタイプ別に分類し、優先プロジェクトの計画策定を行うこととしている。本調査の対象であるカビテ州の河川については、上記パイロットプロジェクトの対象外として、基礎データの収集のみを行う予定であり、本調査の実施にあたっては、この基礎データを活用することとする。</p>
(2) 他ドナー等の援助活動	<p>現在UNDPが、災害被害が大きい23州のハザードマップを作成中であり、カビテ州も作成の対象となっている。本調査ではハザードマップ作成の計画はないので重複はないが、調査実施にあたっては、情報を収集し、本開発調査に有効に活用する必要がある。</p>



技術協力プロジェクト

2011年09月07日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

案件概要表

案件名	(和) 治水行政機能強化プロジェクト (英) Strengthening the Flood Management Function of DPWH
対象国名	フィリピン
分野課題1	水資源・防災-風水害対策(治水)
分野課題2	水資源・防災-土砂災害対策
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	公共・公益事業-社会基盤-河川・砂防
プログラム名	防災
署名日(実施合意)	2005年06月30日
協力期間	2005年07月01日 ~ 2010年06月30日
相手国機関名	(和) 公共事業道路省
相手国機関名	(英) Department of Public Works and Highways

プロジェクト概要

背景	<p>フィリピンは年平均で20回の台風が接近し、その半数が上陸するなど集中豪雨が多発する気象条件にあり、大規模な火山噴火や国土全域にわたる森林伐採等による山地の荒廃により大雨に伴う土砂災害も頻発している。このため平均で年700人を超える死者・約80億ペソに達する被害が生じており、被害額は国家予算の2%に達している。農業生産、物流交通等の社会基盤への度重なる被害は経済活動へ深刻かつ長期的な影響を与え、地域間格差の拡大や貧困層の都市部流入の一因となっている。このような状況下、全国の主要河川の治水・砂防事業及び災害復旧を実施する公共事業道路省(DPWH)は、治水砂防技術センター(FCSEC)を設立し、計画から設計、施工監理、維持管理に関する種々の技術基準やマニュアルを作成し、技術者の研修、実験研究等の人材育成活動を実施することにより、DPWHの治水・砂防分野の技術力を向上を図ってきた(技術協力プロジェクト「治水砂防技術力強化」2000-2005年)。本取り組みは、DPWHの中期開発計画(DPWH Infrastructure Development Plan 2001-2004)において、FCSECの機能強化がうたわれるなど、DPWHの最重要プロジェクトの一つに位置づけられている。これまでの活動を通じ、地方の事務所の技術者をはじめとするDPWH職員に対して、一程度の技術力向上が達成され、DPWH本部・地方事務所の職員はもとよりPAGASAやPHIVOLCSといった関係機関からも技術的な問い合わせを受けるまでに存在感を醸成しつつあり、本プロジェクト終了時までには、実施機関である公共道路事業省(DPWH)治水砂防技術センター(FCSEC)の技術者は計画、設計、施工管理、維持管理の分野において研修を計画・実行する能力が得られる見込みである。しかしながら、実際的な応用技術や河川工学、砂防工学に関する調査研究技術を身に付けるにはいたっていない。また、DPWH内の能力強化のために、開発した治水構造物の計画、設計、施工、維持管理という一連のプロセスに係る技術は、一層開発・改良を進める必要があることが、2004年12月に実施された当該プロジェクトの終了時評価調査の結果確認された。</p>
上位目標	FCSECで作成した技術基準、指針、マニュアルに沿って、より効果的かつ適切に設計された治水・砂防構造物／施設がDPWHIによって建設される
プロジェクト目標	DPWHの治水行政機能が、研究開発、研修、情報管理システム、パイロットプロジェクトの実施および内部支援システムの構築により強化される
成果	1. パイロットプロジェクトが、技術基準、指針、マニュアルを活用して実施される 2. 調査研究が、技術基準、指針、マニュアルの開発・改訂および治水・砂防の効果的な対策の評価のために実施される 3. 治水・砂防技術に関して、十分な数のDPWH職員が研修を受ける 4. DPWHの

より効果的な治水行政機能のために、情報管理システムが構築される 5. DPWHが治水・砂防技術分野に関する技術および組織の発展を確保するために内部の仕組みを構築する

活動

1-1 選択したパイロット地区について、測量、調査、住民への聞き取りを通じて入手可能なデータを収集する 1-2 パイロットプロジェクトの対象となる河川のマスタープランを策定する 1-3 マスタープランの中で特定されたパイロットプロジェクトのフィジビリティ調査を行う 1-4 パイロットプロジェクトのための水理実験を実施する 1-5 パイロットプロジェクトの詳細設計を行う 1-6 パイロットプロジェクトの施工管理を行う 1-7 完成したパイロットプロジェクトの終了時評価を実施する 1-8 報告書を作成、提出する 2-1 災害調査を含む現地調査を行う 2-2 外部機関からの要望および技術基準、指針、マニュアルの一層の改良のために水理実験を行う 2-3 技術基準、指針、マニュアルや本プロジェクトの他の成果の活用、適用性をモニターする 2-4 調査研究に関する報告書を作成し、提言を行う 3-1 構造物の計画・設計、施工管理、維持管理に関する研修を継続する 3-2 砂防業務に関する計画・設計研修を開始する 3-3 実施した研修の評価を行う 4-1 関連する機関、組織とともに治水・砂防行政に関する調整会議、セミナーを開催する 4-2 ニュースレター、年次報告を発行する 4-3 データ、情報を蓄積し、編集する 5-1 DPWHの内部の仕組みを強化するために協議会を定期的に開催する 5-2 本プロジェクトの達成を持続するための計画書を作成する

投入

日本側投入

・日本人専門家 長期専門家:4名(チーフアドバイザー、業務調整、砂防技術、治水構造物の維持管理) 短期専門家:複数名(土砂流出解析、洪水流出解析、情報システム企画など)・日本または第三国におけるカウンターパート研修・機材供与 測量およびマニュアル更新に必要な機材 水理実験および研究に必要な機材 情報蓄積・発信システム構築に必要な機材

相手国側投入

・十分な数のカウンターパート配置・総務職員の配置・事務研修棟、宿泊棟・プロジェクトの運営および機材・施設の保守管理に必要な経費

外部条件

<上位目標> 1. DPWHや関連機関の治水政策が、フィリピンの状況に応じて見直され適正化される 2. 急激な自然環境変化が発生しない <プロジェクト目標> 1. DPWH内の関連部局と外部関連機関の支援が継続する 2. DPWHの地域・地区事務所やプロジェクト管理事務所が技術基準、指針、マニュアルを遵守する 3. 技術協力期間終了後も本プロジェクトの活動が継続される <成果> 1. DPWH内の関連部局と外部関連機関の支援が継続する 2. DPWHの地域・地区事務所やプロジェクト管理事務所が技術基準、指針、マニュアルを遵守する 3. 研修を受けた職員がDPWHに留まり、治水・砂防技術の専門性を高める <活動> 1. 十分なカウンターパートと総務職員が確

関連する援助活動

(1)我が国の

・無償資金協力「水理実験棟建設計画」・技術協力プロジェクト「治水・行政能力強化」

援助活動



技術協力プロジェクト

2014年01月10日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

案件概要表

案件名	(和)ムスリム・ミンダナオ自治区人材育成プロジェクト (英)ARMM Human Capacity Development Project
対象国名	フィリピン
分野課題1	ガバナンス-地方行政
分野課題2	平和構築-ガバナンス
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名 援助重点課題 開発課題	政策立案・実施支援(対ARMM支援) ミンダナオにおける平和と安定 政策立案・実施支援(対ARMM支援)
プロジェクトサイト	ムスリム・ミンダナオ自治区 (ARMM)
署名日(実施合意)	2008年03月05日
協力期間	2008年05月18日 ~ 2013年03月31日
相手国機関名	(和)ムスリム・ミンダナオ自治区政府
相手国機関名	(英)Autonomous Regional Government, Autonomous Region in Muslim Mindanao

プロジェクト概要

背景

1990年にムスリム・ミンダナオ自治区 (Autonomous Region in Muslim Mindanao) は設立され、南ラナオ州、マギンダナオ州、スルー州、タウィ・タウィ州、パンラン州 (イザベラ市を除く) とタウィ市で構成される。280万人が生活する同地域は、長期にわたる武力紛争の影響で貧困率の全国平均値の2倍近く (全国平均24.7%に対し45.7%) を示し、最も社会経済発展が立ち遅れている。1996年のフィリピン政府とMNLFの和平合意にもとづき、ARMM自治区政府に自治の権限移譲が行われたが、行政経験をもつ職員の不足、行政権限の範囲、制度の未整備等を原因として、脆弱な行政能力が課題となっている。

上記を踏まえ、JICAは「ARMM自治区行政能力向上プロジェクト」(2004年12月~2007年3月、0.95億円) を実施し、自治区内の各組織における幹部及び管理職を対象 (総計約440人) に幅広く研修の機会を与え、基礎的な行政能力の向上を支援してきた。

さらに、各専門分野の実務・技術の向上、特に行政規程や人事情報の基礎整備等が急務となっており、2008年5月から、「行政管理」「経済開発」「インフラ開発」分野で中堅職員の能力向上を目的とした本件プロジェクトを実施してきた。

中堅職員の能力向上という面では一定の成果が得られたが、2010年10月の終了時評価の提言を受けて、人材層の薄いARMM政府において継続的に研修を実施していく体制を形成するために、プロジェクトを2年間延長することとなった。

2011年12月に新知事が大統領により任命され、2013年6月までの任期中に、ガバナンス強化をはじめとする行政改革が進められている。本件プロジェクトでは、新政権の政策に基づいた活動を実施する。

上位目標 ARMM自治区政府の行政能力が向上し、経済開発が推進される。

プロジェクト目標 ARMM政府の行政管理、経済開発、インフラ開発分野の中堅職員の能力が育成される。

成果

1 行政管理

1-1 行政規程および施行細則 (IRR) が起案され、改善される。

1-2 人事情報を収集、蓄積、配信するためのデータ管理が中核となる17部局/事務所に導入される。

[延長期間]

1-3 人事情報システム(HRIS)の持続的な局内研修システムが中核となる17部局/事務所に導入される。

2 インフラ開発

2-1 ARMM公共事業局職員の技術能力が向上する。

2-2 インフラ建設管理のTOT指導員がARMM公共事業局の局内研修で養成され、指導力が向上する。

2-3 関連部局がガイドラインを基に、建設プロジェクトのためのプロポーザル(道路、橋、水供給システム)を作成できるようになる。

[延長期間]

2-4 持続的な能力開発のための制度的体制がARMM公共事業局によって準備される。

3 経済開発

3-1 選定されたハラル製品(ヤギ)に対する行動計画が策定される。

3-2 TWGおよび技術普及員が選定されたハラル製品(ヤギ)に関するビジネスマネジメント研修を実施できるようになる。

3-3 TWGおよび技術普及員が選定されたハラル製品(ヤギ)の生産に関する技術的アドバイスを提供できるようになる

3-4 選定されたハラル製品(ヤギ)の販売促進やマーケティングのためのツールおよびキットが作成される。

[延長期間]

3-5 ヤギ生産/ビジネスマネジメントに関する将来の普及活動のための持続的な実施体制がARMM内に構築される。

活動

1 行政管理

1-1 行政規程の作成

・ワークショップの計画および実施(行政規程およびIRR)

[延長期間]

・ワークショップの実施

・進捗報告会の実施

・最終報告会の実施

1-2 人事情報システム(HRIS)の導入

・研修の計画および準備(HRISデータベース構築)

・研修の実施

・フォロースルー活動の実施

・養成されたスタッフによる試験的な研修の実施

・フォロースルー活動の実施

・操作/研修マニュアルおよびデータベースのとりまとめ

[延長期間]

・ARMM他部局/事務所の現在のコンピュータの知識と理解度についてのベースライン調査の実施

・HRISアプリケーションの追加機能の開発

・中核となる17部局/事務所が地方事務所のPDSの入力および更新を強化するための、知事室の調整による研修の実施

・中核となる17部局/事務所のための、知事室の調整によるフォロースルー活動の実施

・操作/研修マニュアルおよびデータベースの改良

・HRISの持続的な仕組み取りまとめ

・進捗報告会の実施

・最終報告会の実施

2 インフラ開発

2-1 インフラ管理研修

・研修の計画および実施

・フォロースルー活動/OJT(現場レベル)の実施

・養成されたスタッフによる局内研修の実施

・研修教材、ガイドラインおよびマニュアルのとりまとめ

2-2 プロジェクトプロポーザル作成研修

・研修の計画および実施

・フォロースルー活動の実施

・参加者による技術プロジェクトプロポーザルのとりまとめ

・プロジェクトプロポーザル作成およびフィジビリティスタディのガイドのとりまとめ

[延長期間]

・局内研修およびプロジェクトプロポーザル作成のためのガイドラインの改良

・TOT指導員による地方事務所の技術者に対するインフラ建設管理研修の実施

・TOT指導員による地方事務所の技術者に対するインフラ建設管理のフォロースルー活動の実施

・プロジェクトプロポーザル作成のためのワークショップの実施

・プロジェクトプロポーザル作成のためのフォロースルー活動の実施

・制度的体制を構築するための準備作業

・進捗報告会の実施

・最終報告会の実施

3 経済開発

- ・行動計画および研修計画策定のためのワークショップの実施
- ・TWGへの研修の実施
- ・フォロースルー活動の実施
- ・TWGによるTOT研修の実施
- ・TOT研修で養成された技術普及員(関連部署職員・農家)による試験的研修の実施
- ・フォロースルー活動の実施
- ・研修教材(マニュアル、テキストおよび冊子)のとりまとめ

[延長期間]

- ・制度構築(実施委員会、事務局、意思決定過程、活動計画等)のための行動計画の作成
- ・対象ヤギ農家の選定およびARMM内のLGUとの合意
- ・選定されたヤギ農家の初期の状況のベースライン調査
- ・農家向け研修(USMのヤギ農場での実習を含む)の教材および教授法のレビューおよび修正
- ・TOT研修で養成された技術普及員の農家向けヤギ生産研修の計画、実施および評価
- ・TOT研修で養成された技術普及員の農家向け(ヤギ)ビジネスマネジメント研修の計画、実施および評価
- ・フォロースルー活動の計画、実施および評価
- ・ヤギ生産/ビジネスマネジメントの普及システム案(将来の普及活動への教訓および提言を含む)の策定
- ・他の農業産品のための制度的な連携の仕組み作りのための教訓および提言の策定
- ・進捗報告会の実施
- ・最終報告会の実施

投入

日本側投入

- ・専門家派遣:経済開発/人材育成、行政管理/人材育成、インフラ開発/人材育成、研修運営管理/モニタリング
- ・供与機材:研修運営に必要な機材
- ・本邦研修:16-20人
- ・在外事業強化経費:現地研修・フォロー・スルー活動経費、教材・マニュアル等作成経費、プロジェクトオフィス運営経費

相手国側投入

- ・カウンターパートの配置
- ・現存する機材の利用
- ・人事情報(HRIS)センター建設、維持管理
- ・カウンターパート及び研修参加者旅費(一部)

外部条件

- ・ARMM自治区の行政組織に重大な変更がない。
- ・中央政府及びドナーのARMM自治区に対する政策・方針に重大な変更がない。
- ・ARMM自治区を含むミンダナオの治安・政情が悪化せず、経済環境に重大な影響を与えない。

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

- ARMM社会基金(円借款)(継続中)
- 当該地域に対する草の根無償資金協力(継続中)
- ARMM稲作中心営農技術普及プロジェクト(技プロ)(新規)
- ミンダナオ紛争影響地域コミュニティ開発のための能力向上支援プロジェクト(開発調査型技プロ)(新規)
- ARMM地域開発シニアアドバイザー(個別専門家)(継続)

- ARMM政府行政能力向上プロジェクト(技プロ)(終了)
- ARMM地場産業振興調査(開発調査)(終了)
- ARMMインフラ開発計画策定調査(開発調査)(終了)

(2)他ドナー等の

援助活動

- AusAID-Basic Education Assistance for Mindanao ARMM (BEAM ARMM)
- USAID-GEM(Growth with Equity in Mindanao)
- WB-ARMM 社会基金(継続中)



個別案件(専門家)

2014年12月18日現在

本部/国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名	(和)警察科学捜査(鑑識) (英)Forensic Science
対象国名	フィリピン
分野課題1	ガバナンス-公共安全
分野課題2	平和構築-治安回復
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	マニラ首都圏
署名日(実施合意)	2009年03月16日
協力期間	2009年03月16日 ~ 2011年03月15日
相手国機関名	(和)フィリピン国家警察
相手国機関名	(英)Philippine National Police
日本側協力機関名	警察庁

プロジェクト概要

背景	<p>我が国のフィリピンに対する犯罪鑑識に関する協力は、約20年の実績がある。当初は指紋の特徴や基本的な鑑定手法、法医学分野の協力を行っていたが、犯罪現場における鑑識担当者の技術の不足や現場保存のあり方等の問題が深刻であったため、1996年より鑑識及び初動捜査長期専門家の協力によりフィリピン各地で鑑識セミナーを実施した。さらに2006年9月より、フィリピン各地で鑑識技術向上のための現地国内研修を実施し、研修参加者が犯罪現場保存の重要性を認識し、犯罪現場取扱方法、指紋遺留、被疑者指紋採取方法を習得するよう指導を行っている。</p> <p>一方で、2004年無償資金協力にて指紋自動識別システム(AFIS)を国家警察に供与し、指紋を手がかりとした犯罪捜査の促進を図っている。本システムによる指紋照合・鑑定を充実させ、科学的証拠に基づいた犯罪者の検挙を進めていくことがフィリピンにおける治安の向上のために重要である。</p> <p>本専門家は、法執行機関における鑑識官を対象に科学的根拠に基づいた犯罪捜査に対する理解を深め、指紋採取技術等の鑑識技術の指導を行うことにより、科学捜査における適切な証拠収集を可能とし、科学的証拠に基づいた刑事司法手続きが促進されることを目的としてPNPより要請されたものである。</p>
上位目標	フィリピン国家警察における犯罪捜査能力が向上する。
プロジェクト目標	フィリピン国家警察に所属する警察官に対して、指紋採取技術等の鑑識技術の指導を行うことにより、科学捜査における適切な証拠収集を可能とする。
成果	<ol style="list-style-type: none">1. 国家警察が適切な現場鑑識指導を行うことが可能になる。2. 警察官(捜査官)が科学的証拠のある現場鑑識指導を行えるようになり、指紋などの証拠物件を利用した科学的捜査が可能になる。3. 警察官による自白や証言の強要によってではなく、科学的証拠に基づいた刑事司法手続きが促進され、警察に対する信頼の回復や犯罪抑止効果が期待できる。

活動	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国家警察において現場鑑識に関する計画策定及びその実施を支援する。 2. 国家警察鑑識担当者に対し、現場鑑識技術向上のための助言を行う。 3. 国家警察鑑識担当者や警察教養機関に対し、適切な現場鑑識技術指導(現場鑑識、指紋鑑識、写真鑑識)を行う。
投入	
日本側投入	専門家派遣 1名×24ヶ月 携行機材
相手国側投入	カウンターパートの設置 執務室の提供
実施体制	
(1)現地実施体制	カウンターパートはフィリピン国家警察(PNP) Crime Laboratory, Fingerprint Mobile Forceのチーフが担当している。
(2)国内支援体制	警察庁
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<ol style="list-style-type: none"> 1. 個別専門家「警察科学捜査(初動捜査)」(2007-2009年) 2. 無償資金協力「指紋自動識別装置(AFIS)整備計画」(2002-2004年) 3. 技術協力プロジェクト「指紋自動識別装置(AFIS)運用強化計画プロジェクト」(2006-2009年) 4. 個別専門家「長官アドバイザー／プログラムマネージャー」(2008-2010年) 5. 技術協力プロジェクト「国家警察銃器対策能力向上プロジェクト」(2008-2010年) <p>※本専門家は上記協力とともに、プログラムの協力の一要素となっている。</p>
(2)他ドナー等の援助活動	<ol style="list-style-type: none"> 6. 技術協力プロジェクト「薬物法執行能力向上プロジェクト」(2005-2007年) <p>UNDPの協力により、警察改革にかかる調査を実施し、調査結果に基づき各種プロジェクトが提言されている。</p> <p>米国FBIが国家捜査局で指紋鑑識セミナー及び犯罪者歴情報管理センターを実施している。(年に2, 3回程度)</p> <p>豪国がテロ対策支援を行っており、その一環として国家警察内に爆発物処理センターを設置し、爆発物の分析指導ならびに災害犠牲者の身元確認を促すための資機材を供与している。</p>



技術協力プロジェクト

2012年01月28日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

案件概要表

案件名	(和) ボランティア保護司活性化プロジェクト (英) Community-Based Treatment of Offenders through the Holistic Approach to Volunteer Resource Development
対象国名	フィリピン
分野課題1	ガバナンス-公共安全
分野課題2	ガバナンス-その他ガバナンス
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名	フィリピン その他プログラム
署名日(実施合意)	2008年10月08日
協力期間	2008年10月08日 ~ 2010年10月07日
相手国機関名	(和) 法務省一保護観察管理局
相手国機関名	(英) Parole and Probation Administration - Department of Justice

プロジェクト概要

背景	<p>PPA as the lead agency mandated to conserve or redeem convicted offenders and prisoners who are under parole and probation system recognizes the vital role of the community in the treatment and rehabilitation of its clients—the probationers, parolees and pardoned. Active involvement of the community to its programs is facilitated through the use of volunteers. Thus, a Volunteer Probation Aide (VPA) Program, as legally provided under section 28 of Presidential Decree 968, also known as Adult Probation Law of 1976, was established and implemented.</p> <p>In 2002, the Agency moved for the revitalization of its VPA Program with the assistance from UNAFEI and JICA. Several training programs for the PPOs and VPAs were conducted in and out the country that focused on program development. To further develop and sustain the programs, an expansion or a follow-up cooperation was approved through a technical cooperation project starting JFY 2008–2010.</p> <p>One of the major components of the TCP is the In-country Training Program that will continue to provide opportunity for PPOs and VPAs to be trained on the Holistic Approach to Volunteer Resource Development.</p>
上位目標	A practical and sustainable volunteer probation aide (VPA) system is established.
プロジェクト目標	An effective VPA training system and monitoring and evaluation (M&E) system are established and carried out.
成果	<ol style="list-style-type: none">1. A standardized training program for PPOs and VPAs is established and carried out.2. A monitoring and evaluation system is established and carried out in order to assess the impact of VPA activities (VPAs' performance and its aid effect on clients).3. An effective and region sensitive training and PR materials are developed and distributed.

活動

- 1.1 Conduct baseline study on the impact of the training and review the contents of the past training courses.
- 1.2 Create/revise the training guideline curriculum and modules.
- 1.3 Implement trainings for 181 PPO and 181 VPAs.
- 1.4 Assess the post-training qualification level of participants.
- 1.5 Conduct working level meetings periodically.
- 1.6 Formalize relevant documents i.e. training guideline.

- 2.1 Conduct baseline study on the impact of VPA activities and identify evaluation criteria.
- 2.2 Create guideline and implementation plan for monitoring and evaluation.
- 2.3 Conduct or implement monitoring workshops.
- 2.4 Conduct periodical monitoring and evaluation and prepare reports.
- 2.5 Review monthly reports from regions and prepare summary report.
- 2.6 Conduct working level meetings periodically.
- 2.7 Formalize relevant documents i.e. monitoring guideline.

- 3.1 Review the training and PR materials.
- 3.2 Create/revise the training and PR materials and reproduce.
- 3.3 Distribute the training and PR materials.
- 3.4 Conduct working level meetings periodically.
- 3.5 Formalize relevant training and PR materials.

投入

日本側投入

1. Short-term expert in VPA Training
2. Short-term expert in VPA Activity Monitoring
3. Country-focused training in Japan
4. JICA-Net Workshop
5. In-country Training/Seminars
 - a) VPA/PPO seminar
 - b) Year-end Workshop
 - c) Monitoring and evaluation workshop
6. Expenses for monitoring and evaluation
 - a) Travel cost and allowances

相手国側投入

7. Cost for the production of training and PR materials
1. Allocation of the Project Personnel
2. Arrangements for the In-country Trainings/Seminars
3. Arrangements for the monitoring and evaluation
4. Arrangement for production and distribution of training and PR materials
5. Necessary office space and facilities
6. Administrative and operational costs

外部条件

1. The general socio-political situation is favorable for this project to facilitate community-based participatory democracy.
2. The finalized Implementing Guidelines of EO 468 is observed by relevant GOs and NGOs.
3. Relevant training is provided to the VPAs by PPA
4. Training of FTL Trainers is the responsibility of the Core Trainers of the National FTL
5. Development and production of training and informational materials on the project is the responsibility of the FTL

実施体制

(1) 現地実施体制

Parole and Probation Administration (PPA), Department of Justice

(2) 国内支援体制

United Nation Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders (UNAFEI)

関連する援助活動

(1) 我が国の

援助活動

2003 JICA-Net seminar on the Revitalization of Volunteer Probation Aid System for the Philippines
 2005-2008 Revitalization of the PPA Volunteer Probation Aide Program (In-Country Training)
 2006 JICA-Net seminar on the Revitalization of Volunteer Probation Aid System for the Philippines
 2006-2008 Revitalization of the PPA Volunteer Probation Aide Program (Country-focused Training)
 2008 JICA-Net Consultation Workshop on Managing Volunteer Programs
 2009 Countepart Training Program on Institution Building



技術協力プロジェクト

2014年12月18日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名	(和)フィリピン国家警察銃器対策能力向上プロジェクト (英)Project for PNP's Capablity Enhancement for Firearms Control in the Philippines
対象国名	フィリピン
分野課題1	ガバナンス-公共安全
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	マニラ首都圏
署名日(実施合意)	2008年07月31日
協力期間	2008年10月06日 ~ 2011年03月31日
相手国機関名	(和)フィリピン国家警察
相手国機関名	(英)Philippine National Police
日本側協力機関名	警察庁

プロジェクト概要

背景 フィリピンは、マニラ首都圏を中心に凶悪犯罪も多発しており、特に邦人が巻き込まれる事態も発生している。しかしながら、PNPにおいて、科学捜査を実施するための技術・人員・予算体制はまだ不足している。この状況に対し、JICAは、本邦警察庁の協力を得て、1980年代よりフィリピン国家警察(PC-INP, Philippine Constabulary - Integrated National Police) その他警察学校等; 1990年法制化後はPNP, Philippine National Police)に対して継続的に日本人専門家を派遣し、科学捜査に関する技術協力を実施してきている。

犯罪対策をより効果的に行うために、PNPは、従来から協力してきた分野である初動捜査・鑑識・指紋を組み合わせた犯罪現場能力向上と、銃器管理並びに銃器対策能力向上の2プロジェクトを含む「フィリピン国家警察犯罪対策能力向上プログラム」を要請した。この要請範囲及び内容が広範にわたるため、全体の枠組み整理を行うことを目的として、第1次事前調査を実施した結果、日本のPNPに対する協力全体を「フィリピン国家警察犯罪対策能力向上プログラム」と整理し、このプログラムのもとに、2つの柱(科学捜査能力向上関連及び銃器対策関連)を位置づけることとした。2008年2月に第2次事前調査を実施し、銃器関連の協力の協力枠組みについて合意し、2008年秋から2年間の技術協力プロジェクトを実施することで合意したものである。

上位目標 フィリピンにおける(入手可能な)違法銃器が減少する

プロジェクト目標 PNPの関係部署の基礎的な銃器対策能力が向上する

成果

- 1) PNPの関係部署担当官が違法銃器の出所照会及び違法銃器対策に係る知識・技術を向上させる
- 2) PNPの関係部署担当官が効果的・効率的な銃器登録制度に係る知識・技術を向上させる。
- 3) クライムラボのカウンターパートが消去された銃器の製造番号を復元する技術を身につける

る。

活動	1-1. 違法銃器の出所照会及び違法銃器対策に関し、現状と計画を分析し、課題・ニーズを把握する。 1-2. 上記1-1. の分析に基づき、研修の計画・カリキュラムを作成し、教材を準備する。 1-3. 上記1-2. に基づき、PNP職員に対する研修を実施する。 1-4. 比較顕微鏡による銃器鑑定データベース構築にかかるOJTを実施する。 1-5. データベース構築に係る進捗をモニタリングする。 2-1. 銃器登録制度に係る現状と計画を分析し、課題・ニーズを把握する。 2-2. 銃器登録更新にかかるモデル警察署プロジェクトの計画をする。 2-3. モデル警察署の銃器登録更新窓口を設置する。 2-4. モデル警察署活動を周知・広報する。 2-5. 銃器登録更新にかかる戸別訪問活動を実施する。 3-1. 銃器の製造番号復元に関し、現状と計画を分析し、課題・ニーズを把握する。 3-2. 上記3-1. の分析に基づき、研修の計画・カリキュラムを策定し、教材を準備する。 3-3. 銃器の製造番号復元に関する研修を実施する。 3-4. 研修結果をモニタリングし、研修内容を改善する。
投入	
日本側投入	長期専門家(銃器対策分野) 30MM 短期専門家(銃器鑑定分野) 1月2名×2回/年 機材供与(銃器鑑定分野) 本邦研修(銃器鑑定分野) 1月3名×1回/年
相手国側投入	C/Pの配置 執務室等施設 運営費用の負担
外部条件	政治状況・治安状況に急激な変化がない
実施体制	
(1)現地実施体制	フィリピン国家警察本部を中心として運営する。特に、プロジェクトマネジメントチームが運営の母体となる。
(2)国内支援体制	本邦警察庁が支援する。
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	個別案件(専門家)「警察科学捜査(初動捜査)」「警察科学捜査(鑑識捜査)」 個別案件(研修)「警察科学捜査(初動捜査)」「警察科学捜査(鑑識)」 無償資金協力「自動指紋識別装置整備計画」及びそのフォローアップ 技術協力プロジェクト「指紋自動識別装置(AFIS)運用強化計画」「薬物法執行能力向上プロジェクト」
(2)他ドナー等の援助活動	米国による支援(国務省所管・テロ対策研修、FBIアタッシュェによる研修、DEAのInternational Law Enforcement Academy/バンコクでの研修、FBIアカデミーでの研修) オーストラリアによるBomb Data Centerへの協力



個別案件(専門家)

2018年06月23日現在

本部/国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名 (和)プログラムマネージャー/長官アドバイザー
(英)Program Manager / Advisor to Chief, PNP

対象国名 フィリピン

分野課題1 ガバナンス-公共安全

分野課題2

分野課題3

分野分類 計画・行政-行政-行政一般

プログラム名 産業振興・行政能力向上プログラム
援助重点課題 持続的経済成長のための基盤の強化
開発課題 産業振興・行政能力向上

プロジェクトサイト ケソン市

署名日(実施合意) 2008年08月01日

協力期間 2008年09月21日 ~ 2014年03月31日

相手国機関名 (和)フィリピン国家警察

相手国機関名 (英)Philippine National Police

日本側協力機関名 警察庁

プロジェクト概要

背景 フィリピンでは、マニラ首都圏を中心に凶悪犯罪が依然多発しており、邦人が犯罪に巻き込まれる事態も発生している。JICAは、わが国警察庁の協力を得て、1980年代よりフィリピン国家警察(PNP)に対して継続的に日本人専門家を派遣し、科学捜査に関する技術協力を実施してきた。しかしながら、PNPにおいて、科学捜査を実施するための技術・人員・予算体制はまだ不足している。

上記の背景から、PNPは、現場捜査能力の向上のために、従来から協力してきた分野である初動捜査・鑑識・指紋を組み合わせた犯罪現場能力向上と、銃器管理並びに銃器対策能力向上の2つのプロジェクトを含む「フィリピン国家警察犯罪対策能力向上プログラム」を要請した。新規協力内容を含め複数の要素が1件の技術協力プロジェクトとして採択されたことから、JICAは二次事前調査を実施した。

この結果、第1次事前調査で、PNPによる日本側協力をプログラムとして取り扱い、協力要素間でのゆるやかな連携をもって一層の効果発現を図ることとなった。また、プログラムの運営を管理し、必要に応じてPNP長官に助言することを目的として、プログラムマネージャー/長官アドバイザーを派遣することとした。

上位目標 <個別案件につき、下記類似部分につき記載>

プロジェクト目標 PNP(フィリピン国家警察)犯罪対策能力向上プログラム(以下「プログラム」という。)全体の成果が上がるよう各案件の進捗を管理し、協力効果を持続させる政策・制度が整備される。

成果

- ー既存案件の有機的な連携が確保される。
- ー国家警察長官を始め上級幹部とのアクセスが確保され、プログラム諸活動が円滑に推進される。
- ーPNPの犯罪対策能力向上に必要な課題が抽出され、中期的な日本側協力方針が明確になる。

- 活動
- プログラム年間計画案を策定する。
 - プログラムの進捗状況をモニタリングし、指導調整を行う。
 - 「指紋採取・活用能力向上プロジェクト」および「銃器対策能力向上プロジェクト」について、円滑な実施を支援し、協力成果を持続的なものにするための制度化にかかる助言をする。
 - 犯罪対策能力向上のためPNP幹部を対象としたC/P研修を企画・実施する。（年1回）。
 - PNPにおける犯罪対策能力向上に資するため、PNP長官に助言する。
 - 治安関係他機関の活動を調査し、特に、プログラムに関する点についてPNPとの連携方策を検討する。
 - 他ドナーによる支援状況について調査し、今後の日本の技術支援の在り方を検討する。
 - 上記について、JICAとの検討を随時行い、プログラム計画の策定・更新に資する。

投入

- 日本側投入 長期専門家1名
相手国側投入 執務環境等

実施体制

- (1)現地実施体制 PNPがC/Pとなって対応する。
(2)国内支援体制 警察庁が支援を行う。

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動 個別案件(専門家)「警察科学捜査(初動捜査)」「警察科学捜査(鑑識捜査)」
個別案件(研修)「警察科学捜査(初動捜査)」「警察科学捜査(鑑識)」
無償資金協力「自動指紋識別装置整備計画」及びそのフォローアップ
技術協力プロジェクト「指紋採取・活用能力向上プロジェクト」
- (2)他ドナー等の援助活動 EUIによる刑事司法分野支援(EPJUST) ほか



個別案件(国別研修(本邦))

2017年08月24日現在

本部/国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名	(和)警察行政 (英)Police Administration
対象国名	フィリピン
分野課題1	ガバナンス-公共安全
分野課題2	ガバナンス-法・司法
分野課題3	平和構築-治安回復
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	マニラ首都圏
協力期間	2008年06月01日 ~ 2012年03月30日
相手国機関名	(和)フィリピン国家警察
相手国機関名	(英)Philippine National Police
日本側協力機関名	警察庁

プロジェクト概要

背景 フィリピンでは、マニラ首都圏を中心に凶悪犯罪も依然多発しており、邦人が犯罪に巻き込まれる事態も発生している。JICAは、本邦警察庁の協力を得て、1980年代よりフィリピン国家警察(PNP)に対して、継続的に日本人専門家を派遣し、科学捜査に関する技術協力を実施している。しかしながら、PNPにおいて、科学捜査を実施するための技術・人員・予算体制はまだ不足している。

上記の背景から、PNPは、現場捜査能力の向上のために、従来から協力してきた分野である初動捜査・鑑識・指紋を組み合わせた犯罪現場能力向上と、銃器管理並びに銃器対策能力向上の2プロジェクトを含む「フィリピン国家警察犯罪対策能力向上プログラム」を要請した。新規協力内容を含め、複数の要素が1件の技術協力プロジェクトとして採択されたことから、JICAは事前調査を3次に分けて実施した。

この結果、第1次調査で、PNPによる日本側協力をプログラムとして取り扱い、協力要素間でのゆるやかな連携を持って一層の効果発現を図ることとなった。また、プログラムの運営を管理し、必要に応じてPNP長官に助言することを目的として、「プログラムマネージャー/長官アドバイザー」を派遣している。

本アドバイザー型専門家のカウンターパートであるPNP長官および作戦局、計画局などの中枢幹部に対して、日本の警察の組織や運営、活動を紹介することで、PNPに対するプログラムの協力全体に対する理解を深め、協力成果の制度化・普及に向けた足がかりとすることが求められている。

上位目標 フィリピン国家警察における警察管理能力が向上する。

プロジェクト目標 指紋採取技術等の鑑識技術、銃器鑑定技術その他の科学捜査技術、AFISの運用状況及び捜査への活用状況、交番システムをはじめとするコミュニティ・ポリシングその他日本警察の組織、運営、活動等に関する研修を行うことにより、研修に参加する警察幹部が犯罪捜査能力の向上等の警察管理に係る知識・技能を習得する。

成果 (1)警察幹部が鑑識技術の重要性を認識し、AFISの活用を図るための諸制度の整備を行う上で必要な知識を身につける。

(2)警察幹部が銃器管理の向上を図るため必要な知識を身につける。

活動 (1)日本警察幹部との日比両国における治安情勢、警察施策等についての協議、意見交換
(2)警察庁又は都道府県警察における日本の警察の現場鑑識技術、AFIS、コミュニティ・ポリシングその他各種警察活動に関する視察

日本側投入 本邦研修
・警察行政 6名×1週間

実施体制

(1)現地実施体制 フィリピン国家警察(PNP)より研修員が人選される見通し
(2)国内支援体制 警察庁

関連する援助活動

(1)我が国の
援助活動 個別専門家「プログラムマネージャー／長官アドバイザー」
個別専門家「警察科学捜査(鑑識)」
個別専門家「警察科学捜査(初動捜査)」
技術協力プロジェクト「指紋自動識別装置(AFIS)運用強化計画プロジェクト」
技術協力プロジェクト「国家警察銃器対策能力向上プロジェクト」
(2)他ドナー等の
援助活動 UNDPの協力により、警察改革にかかる調査を実施し、調査結果に基づき、各種プロジェクトが提言されている。
米国FBIが国家捜査局で指紋鑑識セミナー及び犯罪者暦情報管理センターを実施している。(年2, 3回程度)
豪国がテロ対策支援を行っており、その一環として国家警察内に爆発物処理センターを設置し、爆発物の分析指導ならびに災害犠牲者の身元確認を促すための資機材を供与している。



個別案件(専門家)

2010年12月01日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

案件概要表

案件名	(和)海上保安行政 (英)Coast Guard Administration
対象国名	フィリピン
分野課題1	ガバナンス-公共安全
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-海運・船舶
プログラム名	行財政改革
署名日(実施合意)	2006年12月01日
協力期間	2006年12月05日 ~ 2009年12月04日
相手国機関名	(和)フィリピン沿岸警備隊
相手国機関名	(英)Philippine Coast Guard
日本側協力機関名	海上保安庁

プロジェクト概要

背景 群島国家フィリピンにとって、海上交通はその経済活動と国民の日常生活を支えるものであり、船舶を利用した海運・水産・観光業は基幹産業であることかあら、周辺海域で発生する海難事故の未然防止・発生後の迅速かつ適切な対応、海洋環境保全は重要な課題である。また、近年は、東南アジアにおいて急増する海賊、凶悪犯罪に結びつく拳銃・麻薬等の密輸など、海上における適切な法執行・セキュリティ対策も急務となっている。

フィリピン沿岸警備隊(PCG)は、航行安全管理、海上捜索・救助、海洋環境保全、海上法令励行、海上治安維持を主要業務とする機関であるが、1998年に海上交通行政と連携した海上保安業務執行のため、国防省から運輸通信省に移管された。JICAは1991年から継続的に個別専門家を派遣してきた他、「海上保安人材育成プロジェクト」(2002年~2007年)を通じて、重点分野(法令励行、救難、航行安全、流出油防除、海洋環境保護)に関する基礎教育訓練システム構築を支援している。

今般、PCGは、これまでの協力成果を更に発展させ、事件・事故発生時の一連のオペレーション能力向上や、国内外の関係機関との連携を通じての海上セキュリティ確保といった新たな課題への対応能力を高めることが必要との認識から、本専門家派遣を要請した。

上位目標 海上交通の安全が確保される

プロジェクト目標 PCGの業務遂行能力が向上する

成果

- 1 「PCG15年開発計画」の定期的な見直しが開始される。
- 2 海上セキュリティ対策に係る具体的な行動計画が策定され、活動が実施される。
- 3 装備資産管理担当部署の設立検討・装備資産管理基準作成検討のための作業グループ等が設置され、実際に検討が開始される。
- 4 事案発生時におけるアクションセンターの指揮能力及び現場指揮官の判断能力が向上する。
- 5 周辺国との既存の2国間メモランダムに基づいた連携協力が確実に実行される。

活動

- 1 「PCG15年開発計画」改訂支援
- 1-1 これまでの対応状況、達成度、問題点等の確認・分析
- 1-2 具体的な見直し方法、結果のフィードバック方法の検討・提案

- 2 海賊対策、密輸密航対策支援
 - 2-1 国内関係機関との業務分担状況確認、連携方策に係る提案
 - 2-2 法律或いは国家計画等に則りPCGが行うべき活動範囲の確認、行動計画策定の支援
 - 2-3 アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)フォーカルポイント設置に係る助言
 - 2-4 ReCAAP遵守のための必要な体制作り・訓練内容等に係る助言
- 3 装備資産管理の改善支援
 - 3-1 装備資産管理担当部署の設立検討・装備資産管理基準作成検討のための作業グループ等設置支援
 - 3-2 作業グループ等による活動への指導、助言
- 4 即時対応能力の向上支援
 - 4-1 事案発生時におけるオペレーション状況の問題分析、改善方法の検討・提案
- 5 周辺国との連携協力体制の構築支援
 - 5-1 周辺国との既存の2国間メモランダムの実行に際しての問題分析、改善方法の検討・提案
 - 5-2 周辺国との合同訓練実施支援

投入

- 日本側投入
 - ・長期専門家(1名×36ヶ月)
 - ・在外事業強化経費
 - ・携行機材
- 相手国側投入
 - ・カウンターパートの配置
 - ・カウンターパート予算の措置
 - ・執務室の提供

外部条件

実施体制

- (1)現地実施体制
 - PCG
 - ・職員数5,000名
 - ・本省、各管区本部、事務所
 - ・予算932百万ペソ(2008年)
 - ・専門家のカウンターパートは参謀長或いは国際・計画部部長を予定
- (2)国内支援体制
 - 海上保安庁

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
 - ・個別長期専門家「捜索救助及び環境環境汚染防止」(1991年～2002年)
 - ・個別長期専門家「海上保安行政」(2003年12月～2006年12月)
 - ・個別短期専門家「レスポンスチーム強化(船舶火災)」×3名(2003年10月～11月、2004年1月～2月、2005年1月～2月)
 - ・個別短期専門家「レスポンスチーム強化(航空救難)」×3名(2003年8月～9月、2004年10月～11月、2005年10月～11月)
 - ・技術協力プロジェクト「海上保安人材育成」(2002年7月～2007年6月)
 - ・無償資金協力「海上保安のためのPCG通信システム強化」(2006年6月基本設計調査、2006年10月基本設計概要説明調査実施)
 - ・個別短期専門家「沿岸警備隊装備・資産管理強化」(2007年9月～11月)
 - ・個別短期専門家「海上通信システム」(2009年1月～2月、2名)
- (2)他ドナー等の援助活動
 - 豪: 教育訓練システム改善に係る協力を実施中
 - 米: 合同訓練等を実施



個別案件(専門家)

2010年12月01日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

案件概要表

案件名	(和)警察科学捜査(鑑識) (英)Crime Scene Operation
対象国名	フィリピン
分野課題1	ガバナンス-公共安全
分野課題2	ガバナンス-民主制度
分野課題3	平和構築-治安回復
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名	行財政改革
プロジェクトサイト	マニラ首都圏
署名日(実施合意)	2006年05月09日
協力期間	2006年09月04日 ~ 2009年03月31日
延長終了日	2009年03月 31日
相手国機関名	(和)フィリピン国家警察
相手国機関名	(英)Philippine National Police (PNP)

日本側協力機関名

プロジェクト概要

背景 我が国のフィリピンに対する犯罪鑑識に関する協力は約20年の実績がある。当初は指紋の特徴や基本的な鑑定手法、法医学分野の協力を行っていたが、犯罪現場における鑑識担当者の技術の不足や現場保存のあり方等の問題が深刻であったため、1996年より鑑識及び初動捜査長期専門家の協力によりフィリピン各地にて鑑識セミナーを実施した。さらには2006年9月より、フィリピン各地にて鑑識技術向上のための現地国内研修を実施中であり、研修参加者が犯罪現場保存の重要性を認識し、犯罪現場取扱方法、遺留指紋、被疑者指紋採取方法を習得するように指導を行っている。

一方で、2004年無償資金協力にて指紋自動識別システム(AFIS)を国家警察に供与し、指紋を手がかりとした犯罪捜査の促進を図っている。本システムによる指紋照合・鑑定を充実させ、科学的証拠に基づいた犯罪者の検挙を進めていくことがフィリピンにおける治安の向上のために重要である。

本専門家は法執行機関における鑑識官を対象に科学的証拠に基づいた犯罪捜査に対する理解を深め、指紋採取技術等の鑑識技術の指導を行うことにより、科学捜査における適切な証拠収集を可能とし、科学的証拠に基づいた刑事司法手続きが促進されることを目的としてPNPより要請されたものである。

上位目標 フィリピン国家警察における犯罪捜査能力が向上する。

プロジェクト目標 フィリピン国家警察に所属する警察官に対して、指紋採取技術等の鑑識技術の指導を行うことにより、科学捜査における適切な証拠収集を可能とする。

成果

- 1 国家警察が適切な現場鑑識指導を行うことが可能になる。
- 2 警察官(捜査官)が科学的根拠のある現場鑑識指導を行えるようになり、指紋などの証拠物件を利用した科学的捜査が可能になる。
- 3 警察官による自白や証言の強要によってではなく、科学的証拠に基づいた刑事司法手続き

が促進され、警察 に対する信頼の回復や犯罪抑止効果が期待できる。

- 活動
- 1 国家警察において現場鑑識に関する計画策定及びその実施を支援する。
 - 2 国家警察鑑識担当者に対し、現場鑑識技術向上のための助言を行う。
 - 3 国家警察鑑識担当者や警察教養機関に対し適切な現場鑑識技術指導(現場鑑識、指紋鑑識、写真鑑識)を行う。

投入

日本側投入 専門家派遣 1名×24ヶ月
在外事業強化経費
携行機材

相手国側投入 カウンターパートの設置
執務室の提供

外部条件

実施体制

(1)現地実施体制 カウンターパートはフィリピン国家警察(PNP) Crime Laboratory, Fingerprint Mobile Forceのチーフが担当している。

(2)国内支援体制 警察庁

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

- ①個別専門家「警察科学捜査(初動捜査)」(2005年-2007年)
PNP犯罪捜査隊へ派遣し、犯罪発生時における初動捜査協力を行っている。
 - ②無償資金協力「指紋自動識別装置(AFIS)整備計画」(2002年-2004年)
科学捜査を強化するため、2004年に同システムをPNPクライムラボに導入した。
 - ③技術協力プロジェクト「指紋自動識別装置(AFIS)運用強化プロジェクト」(2006年-2008年)
PNPクライムラボにてAFISオペレーター・指紋検査官に鑑定技術及び管理技術指導を行っている。
 - ④技術協力プロジェクト「薬物法執行能力向上プロジェクト」(2005年-2007年)
薬物取締庁(PDEA)にて薬物捜査、薬物鑑定技術指導を行った。
- UNDPの協力により、警察改革に係る調査を実施し、調査結果に基づき各種プロジェクトが提言されている。
- 米国FBIが国家捜査局で指紋鑑識セミナー及び犯罪者歴情報管理セミナーを実施している(年に2-3回程度)
- 豪国がテロ対策支援を行っており、その一環として国家警察内に爆発物処理センターを設置し、爆発物の分析指導ならびに災害犠牲者の身元確認を促すための資機材供与をプロジェクトとして実施している。

(2)他ドナー等の

援助活動



個別案件(国別研修)

2010年12月03日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

案件概要表

案件名	(和)鑑識技術向上のための現地国内研修 (英)The Scientific Method of Processing Fingerprints and Crime Scene Investigation
対象国名	フィリピン
分野課題1	ガバナンス-公共安全
分野課題2	平和構築-治安回復
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名	行財政改革
プロジェクトサイト	フィリピン全土
署名日(実施合意)	2006年08月18日
協力期間	2006年08月01日 ~ 2011年07月21日
相手国機関名	(和)フィリピン国家警察
相手国機関名	(英)Philippine National Police
日本側協力機関名	警察庁

プロジェクト概要

背景 わが国のフィリピンに対する犯罪鑑識に関する協力は、1980年以来の実績がある。当初は、指紋の特徴や基本的な鑑定手法、法医学分野の協力を行っていたが、犯罪現場における鑑識担当者の技術の不足や現場保存のあり方等の問題が深刻であったため、1996年より鑑識及び初動捜査専門家の協力によりフィリピン各地にて鑑識セミナーを実施し、これまで現場の警察官を中心に指紋採取要領や犯罪現場における証拠保存のあり方等についてカウンターパートと共に指導を行ってきた。こうした活動によりPNPにも指紋採取技術やその指導法についてのノウハウが蓄積されてきている。

一方、無償資金協力において指紋自動識別装置とともに約1300台の指紋採取キットが国家警察へ供与され、全国の警察署へ配布済である。これにより窃盗などの比較的軽微な犯罪については警察署の担当捜査官が鑑識活動を行い、より多くの指紋情報がPNP本部へ集積されていくこととなっているが、上記のとおり指紋採取指導を受けた警察官の数は限られており、その母数を増やしていくことをPNPでは課題としている。

上位目標 PNPの犯罪捜査能力の向上

プロジェクト目標 PNP警察官の犯罪鑑識能力の向上

成果 1 研修参加者が犯罪現場保存の重要性を認識し、以下を習得する。
(1)犯罪現場取り扱い方法
(2)遺留指紋、被疑者指紋採取方法
2 研修対象管区において今後も自主的に鑑識指導を行うためのアクションプランの作成が促される。

活動 (1)PNP犯罪研究所(CL)にて移動研修チームを編成し、犯罪捜査隊(CIDG)と協力しつつ研修対象地域における警察官の鑑識レベルや現状を把握したうえで研修計画の策定を行う。
(2)計画に沿った研修を実施する。
(3)研修後、フォローアップを行い、研修効果について評価を行い、指導方法について再考する。

(4)研修対象管区において今後自主的にトレーニングができるための方策について検討する。

投入

- 日本側投入 研修費用(講師交通費、日当、宿泊費、研修資料・機材費、開会式及び閉会式開催費用)
JICA専門家も必要に応じモニタリング、フォローを行う。
- 相手国側投入 参加者に係る費用の負担
研修場所の設定

実施体制

- (1)現地実施体制 PNP犯罪研究所(CL)にて移動研修チームを編成している。

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

- ①個別専門家「警察科学捜査(鑑識)」(2006年-2008年)
PNP犯罪研究所へ派遣し、現場鑑識(指紋)指導を行っている。
 - ②個別専門家「警察科学捜査(初動捜査)」(2007年-2009年)
PNP犯罪捜査隊へ派遣し、犯罪発生時における初動捜査協力を行っている。
 - ③無償資金協力「指紋自動識別システム(AFIS)整備計画」(2002年-2004年)
科学捜査を強化するため、2004年に同システムをPNPクライムラボに導入した。
 - ④技術協カプロジェクト「指紋自動識別装置(AFIS)運用強化プロジェクト」(2006年-2009年)
PNP犯罪研究所にてAFISオペレーター・指紋検査官に鑑定技術及び管理技術指導を行っている。
 - ⑤技術協カプロジェクト「薬物法執行能力向上プロジェクト」(2005年-2007年)
薬物取締庁(PDEA)にて薬物捜査、薬物鑑定技術指導を行った。
 - ⑥個別専門家「プログラム・マネージャー/長官アドバイザー」(2008年-2010年)
PNP協力案件の取りまとめとPNP長官をはじめとする幹部に対する助言・提言を行っている。
 - ⑦技術協カプロジェクト「PNP銃器対策能力向上プロジェクト」(2008年-2010年)
PNP市民警備隊およびクライムラボに対し、銃器登録・更新や銃器鑑定等に係る指導を行っている。
- (1)米国FBIが国家捜査局(NBI)にて年に数回指紋鑑識指導を行っている。
(2)豪国がPNP内に爆発物処理センターを設置し、爆発物分析指導ならびに災害犠牲者の身元確認を促すための資機材供与をプロジェクトとして実施している。
(3)UNDPの協力により、警察改革に係る調査を実施し、調査結果に基づき各種プロジェクトが提言されている。現在、「モデル警察署プロジェクト」が実施されている。

(2)他ドナー等の

援助活動



技術協力プロジェクト

2014年12月18日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名	(和) 指紋自動識別装置(AFIS)運用強化計画プロジェクト (英) The Project to Build up the Operation of Automated Fingerprint Identification System (AFIS)
対象国名	フィリピン
分野課題1	ガバナンス-公共安全
分野課題2	情報通信技術(ICTの利活用を含む)-情報通信技術
分野課題3	平和構築-治安回復
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名 援助重点課題 開発課題	行財政改革 雇用機会の創出に向けた持続的経済成長 ビジネス・投資環境の整備
プロジェクトサイト	マニラ首都圏
署名日(実施合意)	2005年03月31日
協力期間	2006年07月14日 ~ 2010年07月13日
相手国機関名	(和) フィリピン国家警察
相手国機関名	(英) Philippine National Police
日本側協力機関名	警察庁

プロジェクト概要

背景	<p>フィリピンでは、近年の経済活動の発展および国際化の進展に伴い、犯罪の多様化、凶悪化が進んでいる。このためフィリピン国家警察では、このような犯罪動向に対処するため科学犯罪捜査の強化を進めており、我が国も初動捜査や鑑識分野の技術協力を実施し、フィリピン国家警察の科学的な犯罪捜査能力強化を支援してきている。これら技術協力の成果により、犯罪現場における指紋採取技術が向上し、犯罪者検挙時に採取する指紋カードについても既に約21万枚が収集・保管されている。しかし、指紋カードと犯罪現場において採取される遺留指紋を目視により確認していたため、指紋照合による被疑者特定は極めて困難な状況であった。このような状況の下、フィリピン政府は大量に保管されている指紋のデータベース化を目指し、被疑者および犯罪者指紋と現場遺留指紋とを自動で照合することで、被疑者の特定を迅速かつ効率的に行なうことを目的として「指紋自動識別システム整備計画」を策定した。同計画のためのシステム整備に必要な資金については、我が国政府が無償資金協力の要請を受け、2003年度「指紋自動識別システム整備計画」(9.75億円)が実施された。</p> <p>同協力により、指紋識別用機材(AFIS)、基本的な端末操作、ソフト・ハードのメンテナンス、指紋カードのデータコンバージョン(電子登録)等の技術は整備されたものの、AFISの有効活用には、指紋電子データ化の際の、オペレーターによる遺留指紋トレース技術、指紋照合時の照合、鑑定技術の向上が必要不可欠であり、同分野への技術指導が要請されたものである。</p>
上位目標	AFISを活用した指紋情報をもとに適正捜査が行なわれる。
プロジェクト目標	AFISを用いた指紋の入力、トレース、画像識別、鑑定が適切に行なわれる。
成果	1. AFISオペレーター及び指紋検査官の中から、指紋の入力・トレース、画像識別、鑑定技術に関する指導者が育成される。 2. AFISオペレーター及び指紋検査官の指紋の入力・トレース・画像識別、鑑定技術及び管理技術が改善される。

活動	<p>1-1. AFISオペレーター及び指紋検査官の中から指導者候補を選定する。</p> <p>1-2. 指導者候補に対して、指紋トレース、画像識別技術の指導を行なう(本邦研修)。</p> <p>1-3. 指導者候補によるAFISオペレーター及び指紋検査官に対するセミナーを実施する。【延長フェーズ追加分】</p> <p>2-1. AFISオペレーター及び指紋検査官に対し指紋に関する基礎知識教養(研修)を行なう。</p> <p>2-2. AFISオペレーター及び指紋検査官に対し指紋トレース、画像識別に関する基礎知識・技術を指導する(上記指導者候補との共同講義・現地セミナー・OJT)</p> <p>2-3. AFISオペレーター及び指紋検査官に対し遺留指紋原本撮影のための写真技術を指導する(OJT)。</p> <p>2-4. 遺留指紋の削除登録・再登録にかかる技術を指導する。(OJT)【延長フェーズ追加分】</p> <p>2-5. 登録指紋と遺留指紋の照会技術を指導する。(OJT)【延長フェーズ追加分】</p>
投入	
日本側投入	<p>短期専門家(AFIS研修指導、AFIS運用指導、写真撮影技術):20MM 【延長フェーズ調整】</p> <p>長期専門家(業務調整/研修計画):12MM 【延長フェーズ追加分】</p> <p>本邦研修: 指紋鑑定(2名×2ヶ月×2回/年) 【延長フェーズに2回追加】</p> <p>機材供与</p>
相手国側投入	<p>カウンターパートの設置</p> <p>執務スペースの提供</p> <p>適切な予算の支出</p>
実施体制	
(1)現地実施体制	フィリピン国家警察
(2)国内支援体制	警察庁
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<p>無償資金協力「自動指紋識別装置整備計画」</p> <p>個別案件(専門家)「警察科学捜査(初動捜査)」 「警察科学捜査(鑑識捜査)」</p> <p>個別案件(研修)「警察科学捜査(初動捜査)」 「警察科学捜査(鑑識)」</p> <p>技術協力プロジェクト「薬物法執行能力向上プロジェクト」</p> <p>「フィリピン国家警察犯罪対策能力向上プログラム」(調査中)</p>
(2)他ドナー等の援助活動	<p>開発援助とは異なるが、米国FBIがNBI職員を中心とした指紋鑑識や犯罪者歴データベース取り扱い研修を</p> <p>年に2回程度行っている。(PNPからも数名の参加者あり)。</p>



開発調査

2012年10月17日現在

本部／国内機関 : 経済基盤開発部

案件概要表

案件名	(和)ミンダナオ紛争影響地域社会経済復興支援調査 (英) The Study for Socio-Economic Reconstruction and Development of Conflict-Affected Areas in Mindanao
対象国名	フィリピン
分野課題1	平和構築-経済復興
分野課題2	ガバナンス-地方行政
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	計画・行政-開発計画-総合地域開発計画
プログラム名	政策立案・実施支援(対ARMM支援)
援助重点課題	ミンダナオにおける平和と安定
開発課題	政策立案・実施支援(対ARMM支援)
プロジェクトサイト	ムスリム・ミンダナオ地域の紛争影響地域(プロジェクトサイトはコタバト市)
署名日(実施合意)	2007年02月15日
協力期間	2007年2月15日 ~ 2009年2月27日
相手国機関名	(和)大統領府和平担当顧問室、バンサモロ開発庁
相手国機関名	(英) Office of the Presidential Adviser on the Peace Process, Bangsamoro Development Agency
日本側協力機関名	なし

プロジェクト概要

背景

ミンダナオ島はフィリピン共和国(以下「比」国)の南部に位置し、10.2万平方キロの面積を有し、人口約1,800万人(2000年統計)のうち半数以上が農林水産業に従事している。30年以上に及ぶ紛争の影響で、ミンダナオ島は「比」国内でも最貧困地域となっている。特に南西部・中部ミンダナオでは、植民地時代からの移住政策(キリスト教徒中心)により、ムスリム及び少数民族との対立が激化した。

ムスリム反政府グループの主たる勢力であったモロ民族解放戦線(Moro National Liberation Front: MNLF)との和平合意は1996年に締結され、2000年にムスリム・ミンダナオ自治区(Autonomous Region in Muslim Mindanao: ARMM)が正式に発足した。1984年にMNLFより分離したモロ・イスラム解放戦線(Moro Islamic Liberation Front: MILF)と「比」国政府との間でも武力衝突が繰り返されたが、2003年に停戦合意に至り、現在も和平交渉が行われている。2004年に派遣された国際停戦監視団(International Monitoring Team)を含め、停戦監視のメカニズムも機能し、「比」国軍とMILFの武力衝突も激減している。

長期にわたる武力紛争の影響で、同地域では基礎社会サービスが著しく不足し、その基盤である各種インフラの老朽化が問題となっており、住民は極度の貧困問題に置かれている。MILFとの和平交渉の過程の中でも復興・開発は重要な課題として位置づけられ、「比」国政府・MILF両和平交渉パネルの合意にもとづき、紛争影響地域の復興・開発・人道活動を担う組織としてBangsamoro Development Agency (BDA)が設立された。

更に、「比」国政府は和平合意を見据え、復興開発計画を迅速に策定するとともに、同地域の住民の緊急ニーズに対する復興事業の実施を目的に、本調査を日本政府に要請した。本調査は、これらを背景に、復興開発計画策定に必要な各種調査を行うとともに、緊急復興事業の案件形成及び実施を行う。

なお、本調査においては、ミンダナオ紛争の複雑な背景及び現状を十分に考慮し、中長期的には「比」国政府とMILFの和平合意、更には新しい統治形態を見通した支援を柔軟かつ慎重に行う必要がある。

上位目標	ミンダナオの紛争影響地域の復興・開発を促進し、貧困の削減に資する(以って、和平の促進・定着に資することを目的とする)。
プロジェクト目標	ミンダナオの紛争影響地域の復興開発計画を策定する。
成果	ミンダナオ紛争影響地域の復興開発計画が策定される。
活動	<p>(0) 国内準備作業(業務実施計画の検討)</p> <p>(1) 現地作業</p> <p>1) 関連資料の収集・整理分析</p> <p>2) インセプションレポートの説明・協議</p> <p>3) バランガイレベルの社会・経済調査の実施</p> <p>3-1 社会基礎インフラの現状調査(農道、水道、医療、送電等)</p> <p>3-2 コミュニティニーズ調査の実施</p> <p>3-3 バランガイ・プロファイリングの実施</p> <p>3-4 バランガイ・データベースの作成</p> <p>3-5 自然条件、土地利用状況の調査</p> <p>4) 緊急復興にかかる試験的事業の立案・実施</p> <p>4-1 緊急復興事業(第1フェーズ)の立案(学校リハビリ、給水等)</p> <p>4-2 緊急復興事業(第1フェーズ)の実施</p> <p>4-3 緊急復興事業(第2フェーズ)の立案</p> <p>4-4 緊急復興事業(第2フェーズ)の実施</p> <p>4-5 緊急復興事業のモニタリング・評価</p> <p>5) 地域開発戦略の策定</p> <p>5-1 地域開発戦略の策定方針の設定(マクロ現状分析、ゾーニング等)</p> <p>5-2 地域開発戦略の策定</p>
投入	
日本側投入	<p>1.以下の分野におけるコンサルタントの投入</p> <p>(1) 総括／地域総合開発、(2) 副総括／援助調整、(3) コミュニティ開発／社会調査(1)、(4) 社会調査(2)、(5) 施設設計(学校建設等)、(6) 施設設計(農道、橋梁)、(7) 施設設計(給水、衛生)、(8) 自然条件調査、(9) 土地利用計画／GIS、(10) 施設設計(1)／施工監理、(11) 施設設計(2)／積算</p>
相手国側投入	<p>2.調査用資機材の購入</p> <p>免税・免責措置、カウンターパートの配置、技術支援のためのテクニカルワーキンググループの設置、調査に関連するデータ・情報・文書・地図等の提供、安全管理への支援</p>
外部条件	<p>比政府とMILFの和平交渉決裂その他による治安の悪化がないこと。</p> <p>比政府のMILFと和平交渉に対する政策について大きな変更がないこと。</p>
実施体制	
(1)現地実施体制	<p>調査にあたって、BDA(Bangsamoro Development Agency)及びその関係者(アドバイザーグループ)を主体とし、OPAPPが政府・MILFからなる和平交渉両パネルと重要事項については、調整する。その技術・情報支援として、NEDA Region 12を議長とする、関係省庁等からなるテクニカルワーキンググループが設立される。</p>
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA 「在外基礎調査」農業・水産、水供給、教育、保健医療、道路・橋梁、電力分野の基本情報の整理と課題の抽出 ・ JICA 「ARMM中期開発計画2004-2010」の策定支援 ・ GISマップ、地形図作成 ・ JBIC「ARMM社会基金」小規模コミュニティインフラ、戦略インフラでの事業実施。
(2)他ドナー等の援助活動	<p>他ドナー等の援助活動ムスリム・ミンダナオ地域の開発を目的とする主要プロジェクト・プログラムは以下のとおり。本件はこれらの援助と相互補完的に、経済成長・貧困削減を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ World Bank: ARMM Social Fund ・ USAID: Growth with Equity in Mindanao (GEM)-2 ・ CIDA: Local Government Support Program in ARMM(LGSPA—CIDA)



個別案件(専門家)

2012年01月28日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

案件概要表

案件名	(和) ARMM地域開発シニアアドバイザー (英) ARMM Regional Development Senior Advisor
対象国名	フィリピン
分野課題1	平和構築-ガバナンス
分野課題2	平和構築-(旧)公共・インフラ社会サービス支援
分野課題3	平和構築-経済復興
分野分類	計画・行政-開発計画-開発計画一般
プログラム名	政策立案・実施支援(対ARMM支援)
プロジェクトサイト	ARMM自治区
署名日(実施合意)	2008年05月15日
協力期間	2008年08月05日 ~ 2010年08月04日
相手国機関名	(和) ムスリム・ミンダナオ自治区政府
相手国機関名	(英) ARMM Regional Government

プロジェクト概要

背景	フィリピン国(以下「フィ」国)では1996年のモロ民族解放戦線(MNLF)との和平合意により、ムスリム・ミンダナオ自治区(Autonomous Region in Muslim Mindanao, ARMM: 6州・1市により構成)が設立された。約280万人が生活する同地域は、長期にわたる武力紛争の影響で「フィ」国の平均貧困率の2倍近くを示し、最も社会経済発展が立ち遅れている。本格的な復興・開発が遅れている原因としては、MNLFから分派したモロイスラム解放戦線(Moro Islamic Liberation Front, MILF)と政府との和平交渉の遅れ、各種インフラの未整備等が指摘されているが、とりわけ和平合意にもとづき、「フィ」国憲法上特別に認められた「自治」のもと、権限を委譲されたARMM自治区政府の行政能力不足が障害となっている。 我が国はミンダナオ支援を対比支援の3本柱の一つとし、ARMM自治区政府を中心とする同地域の行政能力向上を重要課題としている。これを受け、JICAでは2003年より長期専門家を派遣し、同自治区の行政能力強化、地域開発支援について助言及び指導を行ってきている。
上位目標	・ムスリム・ミンダナオを中心としたミンダナオ地域における貧困削減と平和構築が促進される。
プロジェクト目標	ARMM自治区政府を中心として、開発調査・技術協力プロジェクトの実施状況を踏まえつつ、今後の地域開発及び行政能力向上の政策・戦略が策定される。 同政策・戦略に基づき、具体的な事業形成及び運営管理、必要な実施体制の整備、ドナーとの調整が改善する。
成果	1. ARMM自治区を中心とするムスリム・ミンダナオ地域の行政能力及び地域開発に関する知識・技術が改善される。 2. 上記方向性を踏まえた具体的な協力事業の形成が行われる。 3. 形成された協力事業の実施と監理が適正に行われる。 4. 比政府、日本側関係機関及び他ドナーの動向も踏まえて、ムスリム・ミンダナオ地域に対する今後数年間にわたる協力の方向性がさらに明確になる。
活動	1. 地域開発政策及び戦略策定について、自治区政府に対して助言を行う。 2. 同政策及び戦略に基づき、実施中のJICA事業関係者と連携し、自治区政府によるJICA協力事業の運営を支援する。 3. 援助調整(ドナー調整を含む)につき自治区政府に対して必要に応じ助言し、我が国関係

者に対して情報提供する。

4. 現地ODAタスクフォース等に参加し、我が国の協力の方向性のさらなる明確化のための作業に関与する。

5. 上記プロセスを通じ、JICA事務所と連携し、同自治区のニーズに沿った案件の形成を行う。

6. 上記活動に必要な自治区及び周辺地域の政治、経済、社会、文化、治安及び他ドナーの活動状況等に関する情報を収集し、我が国関係者に対して情報提供する。

7. JICA事務所の指示に基づき、自治区以外の周辺地域の案件形成、運営支援を行う。

投入

日本側投入 長期専門家24人月=1名×24ヶ月

相手国側投入 カウンターパートの配置(ARMM自治区政府等)
執務スペースの提供

外部条件

- ・ARMM自治区の行政組織に重大な変更がない。
- ・中央政府及びドナーのARMM自治区に対する政策・方針に重大な変更がない。
- ・ARMM自治区を含むミンダナオの治安・政情が悪化せず、経済環境に重大な影響を与えない。

実施体制

(1)現地実施体制 ARMM自治区政府JICA Focal Person(旧知事官房長、現ARMM社会基金プロジェクトマネジャー)を中心に関係部局幹部に助言・支援する体制となる。
コタバト市に在外専門調整員を3名配置予定。

関連する援助活動

(1)我が国の
援助活動

ARMMODAアドバイザー・ARMM地域支援アドバイザー
ARMM政府行政能力向上プロジェクト(技プロ)
ARMM稲作中心営農改善プロジェクト(技プロ)
ARMM地域保健サービス改善プロジェクト(技プロ)
ARMMインフラ開発計画策定調査(開発調査)
ミンダナオ紛争影響地域復興開発調査(開発調査)
ARMM社会基金(円借款)

(2)他ドナー等の
援助活動

当該地域に対する草の根無償資金協力
CIDA-LGSPA(Local Government Support Program in ARMM)
USAID-Transparency, Accountability and Governance(TAG)
ADB-Capacity-Building and Governance for the Expanded Autonomous Region in Muslim Mindanao(CBG for ARMM)
British Embassy-Capacity Building for Local Poverty Reduction Action Teams(LPRAT) in the Autonomous Region in Muslim Mindanao(ARMM)
USAID-GEM(Growth with Equity in Mindanao)
UN-Multi Donor Programme UNDP-GOP(Act for Peace)
WB/JBIC/CIDA-ARMM Social Fund



技術協力プロジェクト

2012年01月28日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

案件概要表

案件名	(和)ミンダナオ北部貧困削減(バランガイガバナンス)プロジェクト (英)The Project for Enhancement of Local Governance and Community Empowerment in Micro-Watersheds in Misamis Oriental
対象国名	フィリピン
分野課題1	平和構築-ガバナンス
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-環境問題
プログラム名	政策立案・実施支援(対ARMM支援)
プロジェクトサイト	ミサミスオリエンタル州
署名日(実施合意)	2007年07月02日
協力期間	2008年1月16日 ~ 2011年1月15日
相手国機関名	(和)ミサミスオリエンタル州政府, バライミンダナオ財団(NGO)
相手国機関名	(英)Province of Misamis Oriental in cooperation with Balay Mindanao(NGO)

プロジェクト概要

背景

ミンダナオ島北部に位置するミサミスオリエンタル州は、地域経済の中核都市であるカガヤンデオロ市を中心に鉱工業、農産加工等の産業と交通・物流の中核である。一方同州の山間地域はその大部分が森林地に指定され、地域内の水源となっているが、森林の減少や土壌浸食の進行等のため、将来生活用水や農・工業用水の水質の悪化や減少が危惧されている。また、山間部の住民の多くは農業等自然資源に依存して生計を営んでおり貧困ライン以下の家庭が50%近くを占めている。代替生計手段のない状況下での過度の資源依存と人口の増加は資源の収奪的な利用の危険を伴っており、先住民族を含む山間部地域の住民にとって自然資源の枯渇は農地の生産性低下、災害の多発等生命と生計を脅かし、貧困問題を深刻化する要因となっている。

土地、森林等の資源を保全しながら持続的に利用するためには、流域管理の概念に基づいた土地利用計画の策定や資源の計画的利用と保全が必要である。フィリピンでは1991年に制定された地方自治法により、基本的な公共サービスの提供義務が地方自治体(LGU)に移管されており、流域面積5,000ヘクタール以下の小規模な流域の管理についても自治体が主体的に実施することが定められている。しかし、責任を移管された地方自治体(州、町)では、適切な計画の策定と住民を巻き込んだ資源保全を実施する人材・能力が十分でない状況にある。

このような状況の下で、ミサミスオリエンタル州政府は、同州内において「持続的統合地域開発」の手法で、土地なし農民への法的支援やバランガイ(最小行政単位)単位での参加型開発計画策定等のノウハウと経験を有するNGOのバライミンダナオ財団と連携して小流域管理計画の策定・実施を推進することとしてわが国に技術協力プロジェクトの実施を要請してきた。小流域の領域は多くの場合最小行政単位の範囲とほぼ一致しているため、本プロジェクトではパイロットバランガイにおける資源管理計画・自然保護計画を統合したバランガイ開発計画の策定、同計画に基づく地域社会や住民組織単位での資源保全活動、持続的農業導入、代替生計手段の導入等の実施と、バランガイや住民組織を支援する地方自治体職員的能力向上を通じた流域管理の改善を目的として実施する。

上位目標 地方自治体政府と住民によるミサミス・オリエンタル州の小流域管理が向上する。

プロジェクト目標 地方自治体政府と住民によるパイロット地域における小流域管理が向上する。

成果	<p>1. 住民参加により、小流域管理計画を盛り込んだバラングイ開発計画が策定される。</p> <p>2. バラングイ住民が持続的な小流域管理の知識と技術を習得し実施できるようになる。</p> <p>3. 州、町、NGOのスタッフの小流域管理のテクニカルな知識や住民参加型計画作成の技術が向上し、プロジェクトの経験が他の地域において共有される。</p> <p>(注1): 流域管理は農業の生産性向上とともに自然資源の保全を目的とし、流域内の自然資源の利用と保全のバランスを図るものである。</p> <p>(注2): 小流域は川の支流に沿い、山の稜線を繋ぐ地形の境界線でそのエリアが規定されている。しかしながら、川の支流に位置する小流域エリアは小さく(1,000ha以下)、小流域を管理するためのアプローチとして、行政単位で管理することが有効であることから、最小行政単位であるバラングイで管理を行う。小流域管理における個々の効果が大きなレベルで相乗的に効果を発揮するためには、小流域を管理している個々のバラングイ(最小行政単位)同士が協力、連携することが必要である。</p>
活動	<p>1-1. 住民の組織化</p> <p>1-2. 住民参加によるベースラインサーベイ及び住民による小流域の状況の問題点、原因の把握。</p> <p>1-3. 住民参加によるバラングイ開発計画の策定。</p> <p>2-1. 小流域管理に関する住民のための研修ニーズアセスメント及び必要な研修、ワークショップ計画作成。</p> <p>2-2. 住民に必要な保全型農業や代替生計向上にかかる研修の実施。</p> <p>2-3. アクションプランに沿った保全型農業や代替生計向上活動の実施。</p> <p>2-4. パイロットバラングイ間による活動経験共有化のためのワークショップ開催。</p> <p>3-1. LGUやNGO等バラングイを支援する機関間における小流域管理に関する基本知識や方法の共通理解のための研修やワークショップの開催。</p> <p>3-2. 住民参加型計画、保全型農業、小流域管理に関するLGUやNGO等支援機関職員の研修実施。</p> <p>3-3. プロジェクトの経験を他のLGUと共有する。</p>
投入	
日本側投入	<p>専門家派遣(村落開発/地方行政、自然資源管理/情報管理、生計向上/小規模事業) 供与機材</p>
相手国側投入	<p>現地業務費: 国内研修と生計向上事業への支援</p> <p>カウンターパート</p> <p>プロジェクト実施予算</p> <p>施設・設備</p>
外部条件	<p>(前提条件) バラングイ及び住民がプロジェクト実施に反対しない。州政府、バライ、町役場等関係機関間のMOAがサインされる。</p>
実施体制	
(1)現地実施体制	<p>プロジェクト実施機関: ミサミスオリエンタル州政府</p> <p>プロジェクト実施連携機関: バライ・ミンダナオ財団</p>
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<p>1) 我が国の援助活動</p> <p>内務自治省専門家派遣: 地方分権化支援(個別専門家: 1998-2000、2000-2002、2002-2004)</p> <p>技術協力プロジェクト: セブ州地方部活性化プロジェクト(プロ技)</p> <p>研修: 一村一品運動にかかる現地国内研修</p>
(2)他ドナー等の援助活動	<p>2)</p> <p>他ドナー等の援助活動</p> <p>各ドナーとも「地方分権」分野を重要視しており、より効果的で自立発展性へとつながる支援を目的とし、地方自治体への直接的な支援を実施している。LGSP(CIDA), ECO-GOV,GEM(USAID),KALAHI-CIDSS(WB), etc</p>



技術協力プロジェクト

2012年12月20日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

案件概要表

案件名	(和) 地方における障害者のためのバリアフリー環境形成プロジェクト(障害者に優しいまちづくり) (英) Creation of Non-handicapping Environment for Filipinos with Disabilities in the Rural Areas.
対象国名	フィリピン
分野課題1	社会保障-障害者支援
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	社会福祉-社会福祉-社会福祉
プログラム名	保健医療改善
援助重点課題	貧困層の自立支援と生活環境改善
開発課題	基礎的社会サービスの拡充(貧困層を取り巻く生活環境の改善)
プロジェクトサイト	マニラ首都圏(ケソン市)、ニュー・ルセナ(イロイロ州)、オポール(ミサミス・オリエンタル州)
署名日(実施合意)	2008年09月24日
協力期間	2008年10月01日 ~ 2012年09月30日
相手国機関名	(和) 障害者国家委員会
相手国機関名	(英) National Council on Disabled Affairs (NCDA)

プロジェクト概要

背景 2000年の国勢調査によれば、フィリピン障害者人口は全人口の1.23%となっているが、実際はそれ以上といわれている。WHOの推計は5~10%であり、そのうち3分の2が地方に居住している。地方在住の障害者は、コミュニティに存在する社会的、物理的障壁によって、不利な条件下に置かれており、社会への参加、自立、独立への機会を制限されている。障害者の権利は、1992年公布の共和国法7277号(通称「障害者のマグナカルタ」)や1984年発効のBatas Pambansa Bilang 344(通称、「アクセス法」)によって保障されている。マカティ市などの大都市では、国家障害者委員会(NCDA: National Council on Disability Affairs)等の地道な啓発活動の結果、人々がアクセシビリティ確保の重要性を認識するようになってきており、レストランやスーパーマーケット等の民間企業も入り口にスロープや手すりをつけるようになるなど、バリアフリーに関する意識が高まってきている。一方、地方では、未だ人々の意識は低く、障害者の社会へのアクセシビリティが確保されていない。

本プロジェクトは、地方に暮らす障害者が抱える社会的、物理的なアクセスに対する障壁を取り除くようなコミュニティ活動の支援を通じて、障害者の声が地方行政に適切に反映されるようになるとともに、「障害者も地域に暮らす人と同じように社会共通の便益を享受する立場にある」といった地域社会の意識の変化を促すことを目指す。また協力対象地域での事業実施を通じ、NCDAや地方自治体のコミュニティにおける案件管理能力の強化を図り、本事業を通じて構築したモデルの普及が行える体制づくりを目指す。

具体的には、事業実施に関わる政府機関・NGOs・障害当事者間の情報共有の円滑化を目的とした「実施体制整備」、コミュニティにおける障害者の置かれた状況の把握を目的とした「情報収集」、障害者支援の指導的立場を担う人材に対する「(指導者)研修」、コミュニティ全体の障害に対する正しい理解を促すための「普及啓発」を主たる活動の柱とする。

上位目標	A Non-Handicapping Environment (NHE) in light of the participation of PWDs is promoted in other rural municipalities in the Philippines.
プロジェクト目標	Pioneering municipalities in close collaboration with NCDA create a Non-Handicapping Environment (NHE) in the rural areas, where physical and social accessibility (built-environment, legislation and people's attitudes) are promoted.
成果	<ol style="list-style-type: none"> 1. Implementing Mechanism: The project is managed under the clearly defined implementing and monitoring mechanism with the participation of PWDs. 2. Profiling: Profiles of pioneering municipalities on NHE are established. 3. Capacity Development: Capacity of NCDA, associations of PWDs, pioneering municipalities and other stakeholders is developed to promote physical and social accessibility (built-environment, legislation and people's attitudes). 4. Advocacy: Advocacy on NHE and the rights of PWDs is promoted. 5. Networking: An established NHE network (implementing mechanism) is strengthened/expanded to promote NHE.
活動	<ol style="list-style-type: none"> 1.1 Orient the NCDA staff involved in the Project. 1.2 Conduct an orientation seminar for RCDA, pioneering municipalities and barangays officials to have common understanding of the Project. 1.3 Forge a Memorandum of Agreement (MoA) between NCDA and pioneering municipalities. 1.4 Develop a local and national implementing structure such as Project Management Team (PMT). 1.5 Design a local and national monitoring system to measure the progress of project activities. 1.6 Monitor and evaluate the project. 2.1 Collect the existing data on PWDs and physical accessibility in pioneering municipalities. 2.2 Develop/review instruments (e.g., supplement form for impairment classification, accessibility monitoring checklist, etc) for situational survey (e.g., number of PWDs, classification of impairment, accessibility of establishment, etc.) 2.3.1 Conduct trainings for profilings on PWDs (e.g., classification of impairments) and physical accessibility per pioneering municipality. 2.3.2 Conduct echo trainings for profilings by participants of the trainings, if necessary. 2.3.3 Conduct situational surveys to collect profiling data/information. 2.4 Share the data/information, when necessary. 2.5 Update the data/information periodically. <p>(con't)</p>
投入	
日本側投入	<ol style="list-style-type: none"> 1. Long-term experts (Chief Advisor, Project Coordinator, Experts in technical fields) 2. Short-term experts (number of experts and their technical fields will be decided depending on the needs specified in the annual plan of the Project and the budget condition of Japanese side.) 3. Secretary, if necessary 4. Researcher, if necessary 5. Training of Philippine personnel in Japan or other third countries, if necessary 6. Equipments and materials (e.g., PC, projector) 7. Other expenses, if necessary
相手国側投入	<ol style="list-style-type: none"> 1. Counterpart personnel (Project Director, Project Manager, Other staff of NCDA and pioneering municipalities) 2. Expenses of travel allowance, etc of NCDA staff 3. Office space and facilities necessary for JICA experts 4. Land, buildings, necessary facilities and equipments for Project activities 5. Other facilities and expenses mutually agreed upon as necessary.
関連する援助活動	
(1)我が国の 援助活動	<ul style="list-style-type: none"> ・技プロ「アジア太平洋障害者センター（APCD）プロジェクト」（2002～2007年） （本案件の主要カウンターパートは上記プロジェクトで実施された研修の修了者である。実施の際は、引き続きリソースとしてAPCDの支援が期待されている。） ・社会福祉分野におけるJOCVの派遣（現在、養護教育分野など4名派遣中） ・草の根技術協力（知的障害、聴覚障害）、草根の無償資金協力を通じた支援
(2)他ドナー等の 援助活動	<ul style="list-style-type: none"> ・CBM（国際NGO）－CBR事業を30の市・町において展開中。 ・HI（Handicapping International）（国際NGO）－CBR事業や、車椅子製造（USAIDからの支援）等に関わる支援を実施中。



草の根技協(支援型)

2015年02月17日現在

本部/国内機関 : 北海道国際センター

案件概要表

案件名	(和)聴覚障害教育における聴覚を活用した教育実施体制支援プロジェクト (英)Project for supporting deaf education by making use of hearing sense in Philippines
対象国名	フィリピン
分野課題1	社会保障-障害者支援
分野課題2	教育-その他教育
分野課題3	平和構築-社会的弱者支援
分野分類	社会福祉-社会福祉-社会福祉
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
署名日(実施合意)	2007年12月25日
協力期間	2007年12月20日 ~ 2010年12月19日
相手国機関名	(和)提案団体が支援している現地の聾学校5校

プロジェクト概要

背景	<p>聴覚障害児は、できる限り早期に補聴器装用による聴覚補償と適切な教育を受けないと音や音声を受聴できず、話し言葉でのコミュニケーション能力や学習能力の発達に大きなハンディを背負うことになる。そのため聴覚障害教育では、できる限り早期から基本的なコミュニケーションに対する意欲・態度・技能の育成を行うために、残存聴力の活用、読話、発音・発語訓練などを含む総合的な教育が重要である。</p> <p>フィリピン国では、福祉施策や教育行政の未整備、特に特殊教育に対する不十分な予算措置と人的配置、また保護者の経済的な問題から、補聴器を活用した聴覚障害教育の普及が遅れている。</p> <p>提案団体はこれまで10年以上に渡り、フィリピン国の5つの聾学校に対して① 里親制度による就学支援、② 補聴器や補聴システムなどの機材支援、③ 聾学校教員に対する現地での専門技術研修および日本での招聘研修、それに④ 現地での保護者、教員、医療関係者などを対象とした、聴覚障害児の早期発見と、聴覚を活用した教育の重要性についての啓発セミナーを実施してきた。その結果、提案団体が支援する聾学校では、聴覚を活用した教育が着実に根付き始め、また日本で研修を受けた現地教員が講師となり現地での啓発セミナーを実施できるまでになってきた。しかしながら、現地の聾学校教員は、聴覚を活用した聴覚障害児教育の経験が乏しく、特に早期からの聴覚を活用した指導に関する研修が望まれている。また支援対象校のうち2つの聾学校では聴覚検査室の未整備など、聴覚を活用した早期教育を効果的に実施する上で施設的な問題も抱えている。</p> <p>フィリピン国では聴覚障害の発生率が日本の10倍近いといわれているが、その理由として胎生風疹の予防接種が普及していないことがあげられている。そのため聴覚障害の早期発見とそれに続く教育の実施についても聾学校と医療機関との連携は不可欠であり、教育行政関係者と、耳鼻科医師などの医療関係者あるいは医学生などに対して、将来的な聴覚障害の予防と発見などに関する啓発セミナーの開催、そして教育と医療のネットワーク作りの重要性が指摘されている。</p>
上位目標	フィリピン国における聴覚障害児教育において、聴覚を活用した指導法が普及するとともに、聴覚障害児に対する早期発見・早期補聴・早期教育のための実施体制が確立する。
プロジェクト目標	対象地域の聾学校教員及び学校管理者、保護者、教育委員会、学校関係者、及び耳鼻科医師などの医療関係者が、聴覚を活用した聴覚障害児教育および早期補聴・早期教育の重要

性と有効性を認識し、主として学齢期の児童を対象とした聴覚を活用した教育の実施体制が確立する。

成果 1: 研修に参加した現地聾学校教員が聴覚を活用した指導法および聴覚障害児に対する早期教育を実施するために必要な知識・技能などを修得する。
成果 2: 本邦研修に参加する現地教員が聴覚を活用した指導法および早期教育・乳幼児教育を導入実践するために必要な指導技術、聴覚機器の操作などを理解・習得する。
成果 3: 支援対象校の聴力検査室など教育的支援体制が整備される。
成果 4: 対象地域の上記関係者に聴覚を活用した指導法および、聴覚障害児の早期発見と早期補聴、早期教育の重要性と有効性が理解され共有される。また将来的な聴覚障害の予防と早期発見、教育と医療のネットワーク作りの必要性が理解される。

活動 ① 支援対象校およびその周辺地域の聾学校の教員を対象とした、現地での「専門技術研修」を行い、現地聾学校教員の聴覚を活用した指導についての理解促進と指導法の向上を図る。
② 支援対象校の聾学校教員3名を日本に招聘し指導技術の向上を図るための専門技術研修を行い、教員の指導法および聴覚機器の取り扱い技術の向上を図る。
③ 支援校であるセント・フランシス校(マニラ市)とサン・マルチン・デ・ポーレス聾学校(セブ市)の聴力検査室などの施設整備を行う。
④ 支援校のある地域(セブ市、イロイロ市)で聴覚障害児の早期発見と聴覚を活用した教育の必要性と効果を啓発することを目的に聴覚障害児の保護者、教育関係者、医療関係者および医学生などを対象とした啓発セミナーを開催し、聴覚を活用した指導法および、聴覚障害児の早期発見と早期補聴、早期教育の重要性と有効性についての理解を深め、将来的な聴覚障害の予防と早期発見、教育と医療のネットワーク作りの土台をつくる。

投入

日本側投入

- 人材
 - ・プロジェクトマネージャー(日本人) 1名
 - ・講師 幼稚部教育1名(プロジェクトマネージャー兼)、家庭教育 1名、乳幼児教育1名
 - ・スタッフ 会計・広報1名、庶務1名、記録1名、通訳2名、コーディネーター1名
- 資機材
 - ・個人用補聴器30台(提案団体が支援する中古補聴器を含む)
 - ・補聴器特性検査装置(聴力測定検査及び補聴器の調整機器)1台
 - ・デジタル補聴器調整のためのコンピュータ用のインターフェース(ハイプロ)3台
 - ・集団補聴器(教室用)2台(提案団体が支援する集団補聴器を含む)
 - ・騒音計(音響測定機器)1台

相手国側投入

- 人材
 - ・当会の現地業務担当者5名
 - ・現地人講師
 - 新生児スクリーニング及び医療の現状 2名
 - 早期教育(乳幼児) 2名
 - 補聴器の調整 1名
 - 補聴器特性検査装置の操作方法 1名
 - 聴覚を活用した言葉の指導 1名
- 施設: セミナー会場

実施体制

(1)現地実施体制

- 本事業では、これまで提案団体が支援してきた現地聾学校5校のうち主に3校が事業の直接的な対象者であり、またそれら支援校の現地教員が現地研修および啓発セミナーなどの実施においては、協力者となる。
- 専門研修および機材管理などについては、セント・トーマス大学(マニラ)の耳鼻科医師やマニラ補聴器センターなどの支援を受ける。

(2)国内支援体制

- イロイロ市での啓発セミナーの実施においては、市の教育委員会の支援を受ける。
- フィリピン耳の里親会(実施団体)の会員および関係者
- 北海道の聾学校(札幌聾学校、旭川聾学校)
- 国内補聴器メーカー



個別案件(専門家)

2012年01月28日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

案件概要表

案件名	(和)道路計画管理 (英) Road Planning and Management Advisor
対象国名	フィリピン
分野課題1	運輸交通-運輸交通行政
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-道路
プログラム名	運輸交通網整備
プロジェクトサイト	フィリピン全国
署名日(実施合意)	2008年06月01日
協力期間	2008年06月11日 ~ 2010年06月11日
相手国機関名	(和)公共事業道路省
相手国機関名	(英) Department of Public Works and Highways (DPWH)

プロジェクト概要

背景	<p>フィリピンでは、これまでに絶対的に不足していた運輸交通に係るインフラについて、順次整備を行い、骨格となる運輸交通体系を確保しつつあるが、これらのメンテナンスについては必ずしも十分な体制が整備されている状況にない。また、なお不足しているインフラについては、比国の厳しい財政状況の下、新たな大型インフラ整備による対応は困難な状態が続いていた。特に道路分野に係る主要な問題点は以下のとおりである。(1)道路の舗装率、永久橋梁率が低く、また、粗悪な施工、維持管理予算の不足、過積載車両の通行等により道路の信頼性・安全性が低い。(2)また、当国においては、風水害、地震等が多発するため、道路防災、維持管理能力の向上が必要である。(3)道路維持管理の特定財源制度(自動車利用者税: Motor Vehicle User Charge)がつけられたものの、財源不足と低い計画立案能力のため、財源が効果的・効率的に活用されていないのみならず、道路網の上位計画や他の交通モードとの整合が必ずしも図られていない。(4)地方部における地域開発を支える基礎インフラとしての道路整備が十分に整備されていない。</p> <p>このような環境下、道路交通網整備を政策面から支援するため、公共事業道路省(DPWH)は日本政府に長期専門家の派遣を要請した。</p> <p>なお、当国においては、世界銀行、ADB、AusAID等による道路インフラ整備・制度改革支援が進められており、本専門家はそれらのドナーとの協調・連携を図りつつ活動を行うことが期待される。</p>
上位目標	DPWHの道路計画策定能力・調整能力及び事業実施体制の強化を通じ、幹線道路網の質的向上、地方道路の整備、及び首都圏の交通混雑の緩和が図られる。
プロジェクト目標	DPWH計画担当部局の道路計画策定・調整能力が向上する。
成果	(1)道路整備の長期戦略に基づく優先プロジェクトの計画的選定と事業化が促進される。 (2)質の高い道路網の計画的整備と効率的な維持管理を可能とする組織体制が確立される。 (3)幹線道路網の質的向上、地方道路の整備及び首都圏の交通混雑緩和に資する効率的なプロジェクトが形成・実施される。
活動	(1)道路整備に係る長期戦略策定に係る支援を行う。 (2)道路整備関連プロジェクトの発掘・形成への支援を行う。

- (3)道路整備関連プロジェクトの実施に係る支援を行う。
- (4)道路計画策定機能、プロジェクト実施・調整能力、維持管理体制向上のための助言を行う。
- (5)DPWHの組織合理化(大統領令366号に基づく)に関して、DPWHの作業の進捗に関する情報を収集し、必要に応じて、組織運営のあり方等に関する助言を行う。
- (6)道路整備に関する他ドナーの活動の情報収集、分析及び必要な調整を行う。

投入

日本側投入	専門家の派遣 1名×2年間 在外事業強化費
相手国側投入	C/Pの配置 執務室等の提供

実施体制

- (1)現地実施体制 ・DPWHの計画局長(Mr. MELVIN B. NAVARRO, MNSA)がカウンターパートとなる。
- (2)国内支援体制 国土交通省(専門家の推薦)

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
 - ・開調「フィリピン国CALA東西道路事業化促進調査プロジェクト」
 - ・開調「フィリピン国道路土砂災害危険度の評価・管理計画調査プロジェクト」
 - ・技プロ「道路・橋梁の建設・維持に係る品質管理向上」
 - ・円借款「道路アセットマネジメント事業」(協力準備調査を実施中)
 - ・開調「全国高規格道路網マスタープラン調査」
- (2)他ドナー等の援助活動
 - ・世銀: National Roads Improvement and Management Program (NRIMP)
 - ・ADB: Preparing the Road Sector Improvement Project (TA、日本特別基金)



個別案件(専門家)

2010年12月01日現在

本部/国内機関 : 経済基盤開発部

案件概要表

案件名	(和)総合交通政策 (英)Integrated Transport Policy
対象国名	フィリピン
分野課題1	運輸交通-運輸交通行政
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-運輸交通一般
プログラム名	運輸交通網整備
署名日(実施合意)	2006年09月04日
協力期間	2007年03月15日 ~ 2010年03月14日
延長終了日	2010年03月14日
相手国機関名	(和)運輸通信省 (英)Department of Transportation and Communications
日本側協力機関名	国土交通省(運)

プロジェクト概要

背景	<p>MTPDP(フィリピン国家中期開発計画)において、フィリピン国政府は地方から首都圏への人口流入を減少させるため、地域開発を進めることを目指しているところである。地域開発を進める上で運輸交通インフラは極めて重要であり、全国的な総合交通計画に基づいて、効果的・効率的な運輸交通体系が整備されることによって、地域開発がより促進されるものと考えられる。</p> <p>このため、DOTC(運輸通信省)では、総合交通計画の策定作業を進めており、将来的には総合交通計画に基づいて陸・海・空のモードを効果的に組み合わせた運輸交通インフラの整備を目指しているところである。昨今、「全国港湾網戦略的開発マスタープラン調査」、「全国空港整備戦略マスタープラン調査」が実施されたところである。これらの調査で提案された港湾や空港は、交通の重要な拠点であり、道路や鉄道といった陸上交通とスムーズに接続されて初めて効果を発現するものである。</p> <p>以上のような状況において、JICAはこれまで総合交通政策に係る長期専門家及び短期専門家を派遣し、総合交通計画の策定に向けて支援してきているところであり、フィリピン国政府は引き続き日本国政府に対し総合交通政策にかかる長期専門家の派遣を要請したものである。</p>
上位目標	フィリピン国における総合交通計画の策定・フォローアップ
プロジェクト目標	フィリピン国の運輸交通分野において、現実的かつ持続可能な総合交通計画の策定に向けた枠組み・実施指針の整備及びそれに対応するDOTC技術力の向上
成果	<ol style="list-style-type: none">1. フィリピン国政府における現実的かつ持続可能な総合交通計画の策定に向けた枠組みの検討及び整備支援2. 上記枠組みに基づいた総合交通計画の策定に向けたアクションプランの作成及び実施支援3. 同アクションプランを踏まえた運輸交通分野の協力プログラムの検討4. JICAの運輸交通分野のプロジェクトの円滑な実施支援及びフォローアップ
活動	<ol style="list-style-type: none">1. 運輸交通分野の現状分析1. 1 各モードにおける現状の交通データの取得・分析状況を把握する

1. 2 各モードにおける開発計画・投資計画・予算計画策定方法を把握する
1. 3 現状分析に関し追加的に必要なデータがある場合には、必要な調査を実施する
1. 4 上記現状を踏まえた現実的かつ持続可能な総合交通計画策定に向けた課題の抽出及び対応方針について検討する
2. 総合交通計画策定に向けた枠組みの検討及び整備支援
 2. 1 現状分析を踏まえ、全国及び首都圏のそれぞれについて、現実的かつ持続可能な総合交通計画を策定するために必要となる枠組みを検討する
 2. 2 上記枠組みについて、DOTCおよび関係機関と検討し、その結果を踏まえ必要な修正を行う
 2. 3 上記枠組みに必要な組織制度が整備されるよう支援する
3. 総合交通計画策定に向けたアクションプランの作成及び実施支援
 3. 1 上記枠組みに基づき、現実的かつ持続可能な総合交通計画策定に向けた具体的なアクションプランの案について検討する
 3. 2 検討したアクションプランの案について、上記枠組みの中で検討を行い必要な修正を行うとともにアクションプランが着実に実施されるよう、セミナーの開催、調査の実施、データベースに係る助言等、必要な技術的支援を行う
 3. 3 データベースに関しては、NCTS(交通研究センター)との連携強化及びNCTSに対する技術的支援についても行う
4. アクションプランを踏まえたプログラムの検討
 4. 1 運輸交通分野の現状分析、上記枠組み・アクションプラン及びフィリピン国政府・他ドナーの動向を踏まえ、JICAの協力ニーズを分析する
 4. 2 上記分析に基づき、総合交通計画に関するJICAの協力プログラムについて検討する
5. 運輸交通分野におけるプロジェクトの実施支援及びフォローアップ
 5. 1 DOTCに対し、①上記プログラムに基づいた効果的な案件の形成支援、②現地ニーズに沿った優先順位の高いプロジェクトの実施支援、③実施中のプロジェクトの改善点に関する助言及び④過去に実施したプロジェクト(特に、JICAとの協力により実施したもの)の結果モニタリングを含む日常的な技術支援を行う

投入

- | | |
|--------|-----------------------|
| 日本側投入 | 長期専門家(1名×24ヶ月) |
| 相手国側投入 | カウンターパートの配置
執務室の提供 |

外部条件

実施体制

- (1)現地実施体制
- (2)国内支援体制

関連する援助活動

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| (1)我が国の | 2004-2006 総合交通政策(長期専門家) |
| 援助活動 | 2005、2006 総合交通計画策定能力開発支援(短期専門家) |
| | 2002 全国港湾網戦略的開発マスタープラン調査(開発調査) |
| | 2004 全国空港整備戦略マスタープラン調査(開発調査) |
| | 2004 内航海運振興計画調査(開発調査) |
| | 2006 機動性向上のためのRRTS開発実行可能性調査(開発調査) |
| (2)他ドナー等の | |
| 援助活動 | |



技術協力プロジェクト

2018年07月03日現在

本部／国内機関 : 社会基盤・平和構築部

案件概要表

案件名	(和)航空航法システム安全性・効率性向上プロジェクト (英) Capacity Development Project for Improvement of Safety and Efficiency for Air Navigation System
対象国名	フィリピン
分野課題1	運輸交通-国際交通
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-航空・空港
プログラム名	大首都圏の質の高いインフラ整備プログラム
援助重点課題	持続的経済成長のための基盤の強化
開発課題	持続的経済成長に向けた質の高いインフラ整備
プロジェクトサイト	マニラ首都圏パラニャケ市
署名日(実施合意)	2008年12月05日
協力期間	2009年02月25日 ~ 2014年02月24日
相手国機関名	(和) フィリピン民間航空庁
相手国機関名	(英) Civil Aviation Authority of the Philippines (CAAP)

プロジェクト概要

背景	<p>国際民間航空機関(International Civil Aviation Organization: ICAO)は、増加する航空需要に対応すべく、衛星技術を用いた新CNS/ATM(New Communications, Navigation and Surveillance / Air Traffic Management)の導入を決定し、加盟国各国が同システムの整備を急いでいる。</p> <p>フィリピン国では、円借款事業により新CNS/ATMシステムの整備を進めているが、同時に、システムに対する飛行方式設定、航空交通流管理、空域管理などの手順書の整備や、職員の知識と運用能力の向上などが必要となり、フィリピン国政府は、人材育成を目的とした技術協力を日本政府に要請した。これを受け、国際協力機構(JICA)は、2008年10月に事前調査団を派遣し、2008年12月5日に実施機関であるフィリピン民間航空庁(Civil Aviation Authority of the Philippines : CAAP)とR/Dの締結を行った。</p> <p>これにより、「フィリピン国航空航法安全性・効率性向上プロジェクト」(全5年間)の実施が決定され、フェーズ1が2009年2月より2年間、フェーズ2が2011年3月より3年間実施されることとなった。</p> <p>なお、2008年12月5日に署名されたR/Dは、現在まで2度改訂されている。【第一回改訂版R/D(2009年12月18日改訂)、及び第二回改訂版R/D(2010年12月10日改訂)】、議事録については、オリジナルR/Dにかかる議事録(2008年10月20日署名)及び第二回改訂版R/Dにかかる議事録(2010年12月10日署名)、第三回改訂版R/Dにかかる議事録(2011年10月7日署名)がある。本実施計画書は、最新の第三回改訂版R/Dにより作成している。</p>
上位目標	航空管制における新CNS/ATMシステム実施により、航空安全性・効率性が向上する。
プロジェクト目標	新CNS/ATMがCAAPにより、効率的かつ自立的に運用・管理される。
成果	1.RNAV航空路が設計され新飛行方式が確立される。 2.航空交通流管理(ATFM)の能力が開発される。 3.空域管理(ASM)の能力が開発される。

- 4.ADS/CPDLC運用に係る能力が開発される。
- 5.新管制システムに対する管制業務の能力が開発される。
- 6.新管制システムに対する管制技術業務の能力が開発される。
- 7.航空情報業務(AIS)の品質管理能力が強化される。
- 8.安全管理システム(SMS)の能力が開発される。

活動

- 1.1 飛行方式の設定を行う。
- 1.2 WGS84データを整備する。
- 1.3 新航空路、新方式飛行に係る検査を実施する。
- 1.4 PBN導入に関連する民間航空安全規則の整備
- 2.1 航空交通流管理(ATFM)に係る基礎研修を実施する。
- 2.2 航空交通の混雑状況を調査し、解決の方向性を検討する。
- 2.3 航空交通流管理(ATFM)の本邦研修を実施する。
- 2.4 ATFMシミュレータの仕様を作成し、シミュレータを調達する。
- 2.5 ATFMシミュレータの調整と運用方式を準備する。
- 2.6 ATFMシミュレータによるATFM 試験運用を実施する。
- 2.7 滑走路と空域の処理能力を分析する。
- 2.8 協調的意思決定(CDM)の試験運用を実施する。
- 2.9 スロットコントロールの訓練を実施する。
- 2.10 ATFM 運用手順書を整備する。
- 2.11 ATFM運用手順書に従い運用に向けた準備を行う。
- 2.12 ATMCIにおける協調的意思決定(CDM)の導入準備を行う。
- 3.1 空域管理(ASM)運用手順書を整備する。
- 3.2 ASM運用手順書に基づき運用に向けた準備を行う。
- 4.1 ADS/CPDLCトライアル運用を計画する。
- 4.2 ADS/CPDLCについて管制官を訓練する。
- 4.3 ADS/CPDLCについて管制技術官を訓練する。
- 4.4 ADS/CPDLCトライアル運用を実施する。
- 4.5 運用基準作成、課題報告分析及び異常識別を実施する。
- 4.6 新システムに対するADS/CPDLCの運用準備を行う。
- 4.7 ADS/CPDLC運航承認に関する航空法を整備する。
- 5.1 SE業務に対する管制官の本邦研修を実施する。
- 5.2 新システムに対する管制業務の運用細目を整備する。
- 5.3 管制業務の運用細目に基づき運用準備を行う。
- 6.1 SSRモードSについて管制技術官を訓練する。
- 6.2 SE業務に対する管制技術官の本邦研修を実施する。
- 6.3 新システムに対する管制技術業務の運用細目を整備する。
- 6.4 管制技術業務の運用細目に従い運用準備を行う。
- 7.1 AIS品質管理に係る計画の策定
- 7.2 航空情報業務(AIS)担当官の本邦研修を実施する。
- 7.3 AIS品質管理の実施
- 7.4 AISデータベースの運用を確立する。
- 8.1 安全管理システム(SMS)担当官の本邦研修を実施する。
- 8.2 ATS-SMS運用基準を改定する。
- 8.3 ATS-SMSの実施を促進する。

投入

日本側投入

- [専門家]
1. 長期専門家: 2名(チーフアドバイザー・ADS/CPDLC・Mode-S、プロジェクト調整員)
 2. 短期専門家: 12分野(航空交通流管理: ATFM、広域航法: RNAV、AIS-訓練、AIS–品質管理、ADS/CPDLC、運航承認、WGS-84、飛行検査、航空交通管理: ATM、新管制システムの管制運用、新管制システムの管制技術運用、安全管理システム: SMS)

[カウンターパート研修]

新CNS/ATMシステム導入のための技術訓練

[機材]

ATFMシミュレーター、WGS84測量機材、その他、プロジェクトに必要な機材

相手国側投入

[人員]

1. プロジェクト・ディレクター、2. プロジェクト・リーダー、3. プロジェクトスタッフ
4. 技術支援スタッフ(各短期専門家に少なくとも1名ずつ配置)

[施設機材]

1. CAAPの施設機材
2. ADS/CPDLCトライアル用機材と新CNS/ATMシステム訓練用の2台のコンピュータを含む、航空管制に必要な施設機材
3. 日本人専門家用執務室
4. 講義及び実習用会議室
5. 実習訓練用に必要な施設

[予算]

1. フィリピン側職員給与及び管理経費
2. 運営経費
3. 訓練コース実施に必要な経費
4. 訓練生及び講師の旅費、日当宿泊費
5. WGS-84用の長基線分析ソフト(Bernese software)及び飛行方式設計ソフト(Geo-Titan)の購入

外部条件

- 隣国において新CNS/ATMシステムが整備されること。
- 航空保安以外の航空交通セクターにおいても安全基準が保持されること。
- 新CNS/ATM対応の航空機が増加すること。
- CAAPがプロジェクトに係る十分な予算と航空保安業務の職員を確保すること。

- CAAPが次世代航空保安システムにかかる機材の整備を継続すること。
- CAAPが従来型航空保安システムの性能を維持すること。
- プロジェクトに配置されるカウンターパートがプロジェクト期間を通じてプロジェクトに関与すること。
- CAAPが十分な当事者意識をもってプロジェクトを実施すること。
- 新CNS/ATMの整備が当初の計画通りに実施され、運用が開始されること。

実施体制

(1)現地実施体制

フィリピン側

[人員]

・プロジェクト・ディレクター、プロジェクト・リーダー、カウンターパート

[施設機材]

・CAAPの施設機材、ADS/CPDLCトライアル用機材と新CNS/ATMシステム訓練用の2台のコンピューターを含む、航空管制に必要な施設機材、日本人専門家用執務室、講義及び実習用会議室、実習訓練用に必要な施設

[予算]

・フィリピン側職員給与及び管理経費、運営経費、訓練コース実施に必要な経費、訓練生及び講師の旅費・日当宿泊費

(2)国内支援体制

JICA及び国土交通省航空局で構成された国内支援体制を整備し、現地専門家の技術的なサポート、プロジェクトの円滑な実施のための支援を行う。

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

1)我が国の援助活動(有償資金協力等との連携について、案件名のみではなく、連携内容等についても言及する)

・円借款「次世代航空保安システム整備事業」(2010年12月現在、2013年夏にパッケージ1工事完了見込)

・JICA開発調査「次世代航空保安システム整備事業連携実施設計調査」(2003年10月)

・JICA個別専門家「航空行政」(1998年～2006年)、「航空管制技術」(1991年～1998年)

・JICA技プロ「新CNS/ATM整備に係る教育支援」(2004年10月～2008年10月):新CNS/ATMについて、航空管制官及び航空保安電気技師を対象とした基本的訓練を行っている。

・JICA開発調査「大首都圏空港戦略調査」(2010年11月～2011年12月まで予定):首都圏空港の運用再編。空域再編も含まれており、本プロジェクトにより計画された将来の航空路情報、空域情報が活用される。

(2)他ドナー等の

援助活動

2)他ドナー等の援助活動

ICAOチームによるAudit対策支援



技術協力プロジェクト

2013年05月24日現在

本部／国内機関 : 経済基盤開発部

案件概要表

案件名	(和)フィリピン海上保安教育・人材育成管理システム開発プロジェクト (英)Philippine Coast Guard Education and Human Resource Management System Development Project
対象国名	フィリピン
分野課題1	運輸交通-国際交通
分野課題2	ガバナンス-公共安全
分野課題3	平和構築-治安回復
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名 援助重点課題 開発課題	ガバナンス向上 雇用機会の創出に向けた持続的経済成長 ビジネス・投資環境の整備
プロジェクトサイト	マニラ
署名日(実施合意)	2007年11月09日
協力期間	2008年01月07日 ~ 2013年01月06日
相手国機関名	(和)フィリピン沿岸警備隊
相手国機関名	(英)Philippine Coast Guard
日本側協力機関名	国土交通省(海上保安庁)

プロジェクト概要

背景	フィリピン国において、海上輸送は主要な交通手段であるが、天災・人為的災害、密輸その他の不法行為、テロ・海賊行為、及び油流出事故等の問題を抱えている。かかる海上保安上の課題に対処するため、1974年海軍にフィリピン沿岸警備隊(PCG)が設置され、1998年に大統領府、同年運輸通信省に移管された。この移管により、海軍が実施していた教育・訓練業務がPCG自身の業務となり、PCGは、研修施設、機材、カリキュラム、指導員等の不備・不足という課題に直面した。以上の背景の下、フィリピン国政府の要請に基づき、2002年7月から5年間に協力期間として「海上保安人材育成プロジェクト」(以下「前プロジェクト」)が実施された。前プロジェクトでは海難救助、海洋環境保全・油防除、航行安全、海上法令励行の4分野で教育訓練やセミナーを実施し、それらを既存のシラバス、カリキュラムに組み込んでいくとともに、基礎教育の拡充、専任教官制度の創設等を行ってきた。しかしながら、PCG職員の職務遂行能力水準を更に向上させるには課題が多く残されており、前プロジェクトの終了時評価(2006年10月)において、専任教官制度の創設に加え、中・長期的な課題として法令励行及び基礎教育の分野における継続的な教育訓練内容の拡充が指摘された。また、専任教官制度に関しては、包括的・継続的教育・訓練戦略の開発が必要とされている。
上位目標	法令励行機関としてPCGの能力が向上する
プロジェクト目標	PCGの教育及び人材開発管理システムが開発される
成果	1.教育職システムが構築される 2.法令励行分野に関する教育訓練プログラムが開発され強化される 3.船艇運航の教育訓練計画が開発及び強化される
活動	<教育職制度> 1-1-1 既存の人事データベースを再検討する

- 1-1-2 教育及び研修に関する新しい人事データベースを構築する
- 1-2-1 教育職制度を設立及び発展させるために優先分野を明確にする
- 1-2-2 PCGの他の研修で必要とされる外部の人材を確認する
- 1-2-3 必要とされる講師の人数及びその専門分野を確認する
- 1-2-4 教育職に任命する人材と手段を指示する
- 1-3-1 PCG教育職のための明確なキャリアパターンに関する計画を再検討する
- 1-3-2 PCG教育職キャリアパターンのための省内及び指令部会議を組織化する
- 1-4-1 適格なPCG教育職制度を計画及び開発する
- 1-5-1 研修コースに関する評価方法を開発する

<法令励行分野研修>

- 2-1-1 法令励行分野に関する初中級幹部職員向けの新規教育訓練コースに含まれる科目を特定する
- 2-1-2 法令励行分野に関する一般職員向け新規教育訓練コースに含まれる科目を特定する
- 2-2-1 特定された科目に関するセミナー、講義及び訓練を実施する
- 2-3-1 セミナー、講義及び訓練を通じて教官を育成する
- 2-4-1 法令励行分野に関する初中級幹部職員向けの新規研修コースのために、カリキュラム、シラバス及び教材を開発する
- 2-4-2 法令励行分野に関する一般職員向けの新規研修コースのために、カリキュラム、シラバス及び教材を開発する
- 2-5-1 関連機関及び周辺国と協力し、法令励行分野に関する国際セミナーを計画、調整及び開催する

<船艇運航研修>

- 3-1-1 船艇運航の教育訓練活動に関する課題を特定し、教育職養成コースに含めるために必要な検討を行う。
- 3-1-2 船艇運航の教育訓練活動に関して、外部委託が可能な分野及び受託可能な機関を特定する
- 3-1-3 船艇運航訓練を実施する
- 3-1-4 新しい船艇運航教育訓練コースのカリキュラム、シラバス及び教材を開発する
- 3-2-1 PCG船艇運航職員資格制度に関する計画を調査立案する
- 3-4-1 PCG船艇運航管理要領を作成するため必要な計画を調査、検討、立案する

投入

日本側投入

- ・長期専門家:計4名
- 1)チーフアドバイザー/教官制度、2)海上法令励行、3)船艇運航、4)業務調整
- ・短期専門家
- ・機材の供与
- ・研修員受入

相手国側投入

- カウンターパートの配置:
- 施設・機材の提供:
- 訓練用船艇とその燃料、教室、日本人専門家執務室等の提供
- 予算措置:
- 訓練実施に要する費用、カウンターパートの人件費、供与機材の引き取り及び維持管理費用等

実施体制

(1)現地実施体制

本件専門家チームは、教育訓練局のあるファローラに事務所を置き、個別案件(馬淵専門家)がPCG本部に在籍している。本件の実施には、PCG本部とのパイプを強化することが重要であるため、技プロチームと個別専門家が連携することが重要である。

(2)国内支援体制

- ・海上保安庁
- ・2009年10月より2~3ヶ月に1回、フィリピン側とテレビ会議を開催し、専門家、海上保安庁、フィリピン事務所、JICA本部で進捗状況を共有している。

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

- ・技術協力プロジェクト「海上保安人材育成」(2002年7月~2007年6月):
- ・個別専門家「海上保安行政」(2006年12月~2008年12月)
- ・無償資金協力「海上保安のためのPCG通信システム強化」(2007年7月E/N、2009年3月完了)

(2)他ドナー等の

援助活動

オーストラリア政府:研修システム開発協力



技術協力プロジェクト

2017年09月30日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

案件概要表

案件名	(和)新CNS/ATM整備に係る教育支援プロジェクト (英)Educational Support for the New CNS/ATM Systems Implementation Project in the Philippines
対象国名	フィリピン
分野課題1	運輸交通-国際交通
分野課題2	ガバナンス-公共安全
分野課題3	情報通信技術(ICTの利活用を含む)-情報通信技術
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-航空・空港
プログラム名 援助重点課題 開発課題	運輸交通網整備 雇用機会の創出に向けた持続的経済成長 経済成長基盤の整備
プロジェクトサイト	マニラ首都圏
署名日(実施合意)	2004年10月13日
協力期間	2004年10月13日 ~ 2008年10月12日
相手国機関名	(和)運輸通信省航空局、航空保安大学校
相手国機関名	(英)Air Transportation Office, Department of Transport and Communications, Civil Aviation Training Center

プロジェクト概要

背景	国際民間航空機関(ICAO)は、現在世界各国において、管制業務の安全性向上のため、2010年までに次世代の航空管制システム(新CNS/ATM)の導入を推奨している。フィリピン国においても、フィリピンFIR(飛行情報区)の管制業務の安全性向上のため、25次円借款により本システムの整備が進められている。ただし、本システムは、従来のものと比べてその運用・管理などが大きく異なっており、フィリピン国において本システムの円滑な導入を図るためには、管制官及び管制技術官に対し基礎から知識を習得させることが必要である。よって、フィリピン国政府は、わが国に対し、フィリピン航空局マニラ航空保安大学校(CATC)にて、新CNS/ATMに係る研修コースを開設し実施するために必要な支援を要請した。
上位目標	航空保安の向上を目標とする新しい技術を運用できる人材の育成により、フィリピン航空保安行政の機能と能力が改善する。
プロジェクト目標	新しい航空管制システムの運用・維持管理をする十分な数の管制官及び管制技術官が育成される。
成果	(1)新システムに関連する効果のある教材が開発される。 (2)CATC教官の指導能力が向上する。 (3)新システムに関する研修コースが定期的開催される。 (4)教材や機材が活用、維持管理される。 (5)ICAOの政策に準拠した研修規約・研修制度が改善され、実施体制が強化される。
活動	1-1. 航空保安大学の教員が実施する基礎コース研修を定期的実施できるように体系的な研修コースの内容を設定する。 1-2. 評価と見直しの研修改善サイクルを実施する。 1-3. 情報を収集し、教材を作成する。 2-1. 航空保安大学の教員が実施する新システム基礎研修のカリキュラム内容の作成を指導

- する。
- 2-2. 航空保安大学教員の指導方法を改善し、研修教材の作成を指導する。
- 2-3. 航空保安大学教員へ新システム知識の指導を行なう。
- 2-4. 教材と関係ソフトウェアの効果的使用方法を確立する。
- 2-5. 専門研修の実施に向けた準備と協議を行う。
- 2-6. 第3国研修を含めたASEAN等周辺諸国との協力をATO/CATCと協議する。
- 3-1. 研修ごとに内容に見直しについて検討を行う。
- 3-2. 検討内容を反映し改善を図る。
- 4-1. 維持管理要員の決定・配置と役割決定をおこない育成する。
- 4-2. 供与機材の操作・維持管理の方法を明確にする。
- 4-3. 既存教育資機材のデータベース作成と管理を行う。
- 4-4. データベースの保守・管理・更新について指導する。
- 5-1. 研修規約と研修制度について検討し、改善を支援する。
- 5-2. ICAOの政策に準拠した航空大学とCATCを比較し改善点を見出す。

投入

日本側投入

- 1) 長期専門家1名(チーフアドバイザー)
- 2) 短期専門家3名×3週間/年(通信、航法/監視、航空交通管理)
- 3) 本邦研修4-6名/年(国別研修「新CNS/ATM整備に係る教育支援」)
- 4) 研修機材供与(実習用機材: Computer Based-Training (CBT)用パソコン、周辺機器、教材ソフトウェア、CBTソフトウェア)

相手国側投入

- 1) カウンターパートの配置(指導教官)
- 2) 日本側の各専門家用の事務所
- 3) 予算措置(地方都市研修受講者の交通費、宿泊費等、謝金)
- 4) 研修用教室

外部条件

- ・新CNS/ATMシステムに必要な運営と維持管理のためのスペアパーツの供給が確保される。
- ・新CNS/ATMシステムの実施が計画通り行われる。
- ・訓練を受けた要員が勤務を続ける。
- ・新CNS/ATMシステムの維持管理に必要な予算が確保される。

実施体制

(1) 現地実施体制

- ・ダイレクター: ATO局長
- ・マネージャー: CATC校長
- ・カウンターパート: TRAINAIRプログラム開発ユニット(副校長、講師1名)
- ・コース用教官: 現場の管制官、管制技術官(約20名)
- ・チーフ・アドバイザー: 日本人長期専門家(1名)

なお、短期専門家(3名×3週間/年)が、TRAINAIRプログラム開発ユニットおよび教官に対し技術指導を行う。

関連する援助活動

(1) 我が国の
援助活動

- ・技術協力プロジェクト: マニラ航空保安大学校航空管制技術官育成計画プロジェクト(1997年~2002年)、新CNS/ATM人材育成(第3国研修)(2007年8月~2010年2月)
- ・開発調査: 主要地方空港整備計画(1996年)、次世代空港保安システム開発整備事業連携実施設計調査(2003年)、全国空港整備戦略マスタープラン調査(2006年)
- ・個別案件: 長期専門家「航空行政」(2003年12月~2006年11月)、国別研修「航空機事故調査」(2005年、2006年、2007年)
- ・無償資金協力: ニノイアキノ国際空港アプローチレーダー管制施設改善計画(2000年)
- ・有償資金協力: 新CNS/ATMシステム開発整備事業、新イロイロ空港開発(2000年)

(2) 他ドナー等の
援助活動

- ADB
- Airport Development (1994)
- Second Airport (1996)
- Third Airport Development (1997)
- Philippines International Air Terminal Co.,Inc.(1999)



開発調査

2016年08月12日現在

本部／国内機関 : 社会基盤・平和構築部

案件概要表

案件名	(和)高規格道路網開発マスタープラン (英)The Master Plan on High Standard Highway Network Development in the Republic of the Philippines
対象国名	フィリピン
分野課題1	運輸交通-全国交通
分野課題2	都市開発・地域開発-都市開発
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-道路
プログラム名	運輸交通網整備
援助重点課題	雇用機会の創出に向けた持続的経済成長
開発課題	経済成長基盤の整備
プロジェクトサイト	マニラ半径200km圏内、セブ市近郊、ミンダナオ島(Tagum-Davao-General Santos)
署名日(実施合意)	2008年10月01日
協力期間	2009年03月05日 ~ 2010年07月05日
相手国機関名	(和)公共事業道路省
相手国機関名	(英)Department of Public Works and Highways (DPWH)

プロジェクト概要

背景 フィリピン国(以下、「フィ」国)における道路交通の大きな課題は、都市部あるいは市街化の進んだ地域における慢性的な交通渋滞である。交通渋滞は、所要時間の増大、到着時間が読めないことによる時間的ロスをもたらすとともに、車両の停止・発進に伴う排出ガスの増大等、周辺環境に与える影響も大きい。渋滞の原因については、都市間を結ぶような幹線国道の場合、道路そのものや交差点の容量に問題があるケースもあるが、多くは国道沿いに発達した市街地・集落を通過する際のジブニーやトライセクルといった地域関連交通との錯綜、バスの停留、店舗の張り出しや人の横断等周辺の土地利用に起因する渋滞であると考えられる。他方、行政側の問題として、マニラ首都圏をはじめ各地域において、高速道路(Expressway)やバイパス道路の新設、既存道路の改良・拡幅等、様々な構想あるいは計画が立案されているものの、整備計画や整備手法等が十分に定められておらず、マネージメント能力・判断材料がフィリピン側に不足していることも問題として挙げられる。こうした課題に対処するため、主要都市部周辺における速度サービス等に配慮した質の高い幹線道路網を将来的に実現するため、「フィ」国都市圏における高規格道路整備戦略を策定し、Manila半径200km圏内における高規格道路網マスタープランを策定し、次期以降の中期開発計画に反映するものである。

上位目標 国家・地方経済の持続的な経済社会開発に寄与すること。

プロジェクト目標 1.Manila半径200km圏内、Metro Cebu及びTagum-Davao-Gen.Santos回廊の高規格道路整備戦略の策定
2.Manila半径200km圏内のマスタープラン策定
3.DPWHの組織強化

成果 1.Manila半径200km圏内、Metro Cebu及びTagum-Davao-Gen.Santos回廊の高規格道路整備戦略
2.Manila半径200km圏内のマスタープラン
3.DPWHの組織強化(高規格道路マネージメント、設計基準への提言)

- 活動
- 1.準備作業
 - (1)関連情報の収集 (2)調査の基本方針等の検討 (3)事前準備作業 (4)調査実施体制の構築
 - 2.高規格道路網整備戦略策定
 - (1)現状把握・分析と課題の抽出 (2)交通現況調査の実施 (3)都市整備計画の方向性
 - (4)将来交通需要予測 (5)道路交通に関する問題の特定 (6)高規格道路の定義の検討
 - (7)高規格道路整備戦略の策定
 - 3.高規格道路マスタープランの策定
 - (1)道路ネットワークの検討 (2)高規格道路網整備計画の作成 (3)道路概略設計
 - (4)概算工事費の算出 (5)優先プロジェクトの選定 (6)事業実施計画の策定 (7)事業実施計画の評価
 - 4.DPWHの組織強化
 - (1)マネージメント能力の強化 (2)高規格道路設計基準の提言
 - 5.環境社会配慮の確認
 - (1)情報収集・提言 (2)IEE(初期環境調査)レベルの調査

投入

- 日本側投入
- ・開発調査の実施
- 相手国側投入
- ・ステアリングコミッティの設置
 - ・テクニカルワーキンググループの設置
 - ・カウンターパートの配置
 - ・執務室の提供(Metro Manila, Cebu City, Mindanao)

実施体制

- (1)現地実施体制
- 1.調査団
 - (1)総括/道路政策 (2)道路整備計画 (3)交通需要予測/配分計画 (4)都市計画
 - (5)経済分析 (6)交通量調査・解析1 (7)交通量調査・解析2 (8)道路設計(大学卒業後13年～17年以上)
 - (9)財務分析/有料道路 (10)環境社会配慮1 (11)環境社会配慮2
 - 2.現地再委託及び補助員備上
 - ・交通量調査の実施・集計

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
- ・開発調査「ルソン島広域道路網計画調査」(1992-93)
 - ・開発調査「マニラ首都圏高速道路網計画」(1992-1993)
 - ・開発調査「ビサヤ・ミンダナオ島広域道路網計画調査」(1996-1999)
 - ・開発調査「マニラ首都圏総合都市交通計画」(1999)
 - ・開発調査「CALA東西道路事業化促進調査」(2006)
 - ・在外開発調査「地域間旅客貨物流動調査」(2003-2004)
 - ・道路・橋梁の建設・維持に係る品質向上プロジェクト (2007.2～2010.2 JICA)
 - ・協力準備調査「道路アセットマネジメント事業(仮称)」(予定)
- (2)他ドナー等の援助活動
- ・世界銀行「The National Roads Improvement and Management Program (NRIMP)」
 - ・ADB「道路改善プロジェクト」
 - ・AusAID「PPP支援」



個別案件(専門家)

2011年12月06日現在

本部/国内機関 : 経済基盤開発部

案件概要表

案件名	(和) 航路合理化・安定化方策策定支援 (英) Assistance for formulation on Route Rationalization and Stabilization Measurement
対象国名	フィリピン
分野課題1	運輸交通-全国交通
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-海運・船舶
プログラム名	運輸交通網整備
プロジェクトサイト	マニラ
協力期間	2008年07月01日 ~ 2010年06月30日
相手国機関名	(和) 運輸通信省 海事産業庁
相手国機関名	(英) Maritime Industry Authority, Department of Transportation and Communication

プロジェクト概要

背景	<p>フィリピン内航海運においては、老朽化し安全性の低い船舶が島嶼間交通に多数就航していることが問題となっており、近年、アロヨ大統領が2004年及び2006年の施政方針演説においてその解決を図ることを宣言し、共和国法9295の制定などによって、内航海運近代化の促進が図られているところである。</p> <p>また、JICAとMARINAの共同により「内航海運振興計画調査」が実施され、内航海運セクターの開発を促進するために、2006年から2015年にかけて実施すべきプロジェクトが提案されている。同調査では、今後の就航船舶の弱齢化を進めながら需要に対応するには、2015年までに9300億ペソの投資が必要であると予測されている。</p> <p>同調査においては、(細やかな安全基準を導入するための)海域の格付けや木造船の就航海域の見直しなど、フィリピン内航海運産業における持続可能な船舶近代化制度の実現に向けたいくつかの政策・戦略が提案されているが、海事産業庁としては、航路の実情を把握し、航路合理化・安定化を行う方策を策定することが、内航海運近代化プログラムの実施に大変重要であると考えている。</p> <p>航路合理化・安定化方策は、既存の港湾施設のもと、老朽船舶の使用制限及び輸送コスト削減プログラムを推進するために、標準船型(船型、船種、運航形態、船殻材質、船価、安全基準、運航基準等を含む)、航路カテゴリーに応じたサービス水準、積載率などの決定を行うものである。また、投資家や事業者にとってより魅力的な航路となるよう、地域に応じた船の価格及び標準設計、船舶の運航に必要な港湾施設の配置、航路に応じたサービス水準、航路需供調整やその他必要な事項を含んでいる。</p>
上位目標	内航海運により島嶼間を結び、経済発展を促進させ、内航海上輸送網の構築により輸出の増進を図ることで、地域経済の活性化及び貧困の削減に資する。
プロジェクト目標	<ol style="list-style-type: none">1. 航路合理化に係る現状把握、分析の実施を通じ、島嶼間の物流を支える船舶運航の合理化に関し、望ましい船型、航路ごとの運航サービスの水準等について、適正な政策を実施できる。2. 航路安定化に係る現状把握、分析を通じ、航路ごとの船舶運航等にかかる消席率、供給船腹量等について、安定的な航路運営が可能となるような、適正な政策を実施できる。
成果	<ol style="list-style-type: none">1. 事業許可、船隊、航路、港湾などについての台帳作成協力2. 航路ごとの旅客、貨物の実数、運賃動向実勢など航路実態把握支援

3. 適正な航路種類ごと需給量想定手法(可能であれば)の作成協力
4. 航路ごとの適正サービス基準作成支援
5. 適正な内航海運サービスの実現に向けた方策の提案

活動

海産産業の以下の活動について支援・協力をを行う。

1. 許可内航海運事業者、使用船舶、港湾・港湾施設、許可造船所などについて台帳を作成し、
運航スケジュール、消席率、寄港港湾などの変更傾向などについて分析を行う。
2. 2005年～2007年間の全ての許可航路における旅客・貨物輸送量、運賃・料金、航路実績等についての
全国的データ収集。同データと提出されている同時期の年次財務実績報告、運航実績報告をもとにした
船舶、航路カテゴリー、事業者カテゴリー毎の需要・供給及び財務的分析・検討。
3. 異なる交通モードにおける既存の需給把握手法について、フィリピンあるいは他国の経験に基づいて
見直しを行い、フィリピン内航海運産業への適用可能性について検討、その結果を用いて、
第1種航路(主要航路)、第2種航路(重要地方航路)及び第3種航路(地方航路)における試験的な
航路需給測定。
4. 航路カテゴリーに応じた基準・パラメーターの設定を行う航路近代化システムの開発・設計。
5. 航路の変動などを自動的にモニターし需要に合わせて供給量を決定する航路需給調整システムの
開発・設計。
6. 安全基準の徹底、事業許可のあり方等、適正な内航海運サービスの実現に向けた方策の検討
7. その他、航路合理化・安定化方策策定に関する日常的な技術移転。

投入

日本側投入 長期専門家1名(2年)
相手国側投入 カウンターパートの配置
執務室の提供

関連する援助活動

(1)我が国の
援助活動

- 1) 我が国の援助活動(有償資金協力等との連携について、案件名のみではなく、連携内容等についても言及する)
 - ・開発調査「全国港湾網戦略的開発マスタープラン」(2004年終了)
 - ・開発調査「内航海運振興計画調査」(2005年12月終了)
 - ・個別専門家「海難審判行政」(2005年8月～12月)
 - ・個別専門家「内航海運行政」(2003年8月～2007年8月)
 - ・円借款「内航海運近代化プログラムフェーズ I、II」(Iは完了、IIは実施中)

2) 他ドナー等の援助活動



開発調査

2012年01月05日現在

本部／国内機関 : 経済基盤開発部

案件概要表

案件名	(和)ムスリム・ミンダナオ自治区インフラ(道路網)開発調査 (英)The Study on Infrastructure(Road Network) Development Plan for the Autonomous Region in Muslim Mindanao(ARMM)
対象国名	フィリピン
分野課題1	運輸交通-地方交通
分野課題2	平和構築-(旧)公共・インフラ社会サービス支援
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-道路
プログラム名	政策立案・実施支援(対ARMM支援)
プロジェクトサイト	ムスリム・ミンダナオ自治区
署名日(実施合意)	2007年11月26日
協力期間	2008年01月01日 ~ 2009年12月31日
相手国機関名	(和)ムスリム・ミンダナオ自治区 自治政府
相手国機関名	(英)Autonomous Region of Muslim Mindanao, Office of the Regional Government

プロジェクト概要

背景	ムスリム・ミンダナオ自治区(ARMM)は、長く続いた武力紛争及びその影響による経済発展の遅れにより、最貧困州が集中し、深刻な貧困問題を抱えている。 ミンダナオは豊富な天然・経済資源を有しており、その開発の潜在的可能性は高いと予測されている。しかしながら、これら資源を有効活用し、経済復興を行うためには、インフラの未整備が大きな障害となっている。また、経済発展だけではなく、ミンダナオ地域で緊急な課題となっている基礎社会サービスへのアクセスのためにも、インフラの改善は不可欠となっている。 本調査の実施により、自治区の長期的安定と持続可能な経済開発に資するインフラ開発への枠組みが定められ、更に緊急性の高い事業について事業化が促進されることが求められている。
上位目標	ARMM自治区におけるインフラが復旧することにより、基礎社会サービスの改善及び同地域の経済復興・貧困削減が促進される。具体的には、1)地域総合開発、2)貧困削減(遠隔地、特に離島地域での基礎社会インフラの整備)、3)他地域に対する経済競争力強化、4)BIMP-EAGA(東アセアン成長地域)における地域協力、5)東南アジア地域の生産ネットワークへの参入(生産地と市場の連結)、6)MDGの達成への貢献、に配慮する。
プロジェクト目標	【短期】自治区内のインフラ開発における復旧の緊急性、格差を確認し、より即応的なインフラ開発計画を策定する 【中長期】ARMM自治区の地域開発に資する、総合的かつ持続可能なインフラ開発の計画枠組みを策定する
成果	【短期】緊急性の高いインフラ復旧計画及び個別事業計画の策定 【中長期】ARMM地域の開発・復興に資するインフラマスタープランの策定
活動	- 比国、特にARMMを対象とした、インフラを中心とする既存開発計画・プログラム、その他関連既存資料のレビュー・情報分析 - 既存インフラ施設のインベントリー(台帳)の作成 - インフラ復興・開発の基本戦略・計画策定に関する調査: 主要関係機関へのヒアリング、各

種ワークショップ(コンサルテーションワークショップ、フォーカス・グループディスカッション)を通じてARMMのインフラ開発ニーズ把握、各種関連需要予測、ARMM自治区特有の開発課題及び懸案事項の確認

- インフラ開発計画の計画立案、モニタリング、運営維持管理に関する人材育成計画の立案

【短期】

- 短期インフラ復旧計画の策定

- 対象インフラ開発ギャップ(格差)、緊急性に基づく、復興リハビリ事業の選定(道路・橋梁のリハビリを想定)

- 対象事業の計画・フィージビリティ調査

【中長期】

- 各地域開発課題に適合する総合インフラ開発戦略の策定(ロードマップを含むと仮定)

- 上記戦略に基づく、インフラ開発計画の策定(インフラ整備計画、運営維持管理計画、財源調達計画、人材育成計画を含む)

- 上記開発計画の効率的かつ透明性の高い実施に必要な制度・組織、予算、法制度の改善計画

投入

日本側投入 総括/地域開発・経済、インフラ開発、交通計画、物流、組織・財務、人材育成、環境社会配慮、コミュニティファシリテーター、紛争予防配慮

相手国側投入 カウンタパートの配置、技術支援スタッフの提供(技術支援スタッフ、CAD、ファイナンス、事務)調査に関連するデータ、情報、文書、地図等の提供

外部条件

- ・比政府とMILFの和平交渉決裂による治安の悪化がないこと
- ・比政府とMILFの和平交渉等の政治要因によりARMM自治政府内にて大きな混乱が生じないこと
- ・比政府のARMMに対する政策について大きな変更がないこと

実施体制

(1)現地実施体制 ムスリム・ミンダナオ自治区 (ARMM)自治政府 地域開発計画局 (RPDO)を中心として、DPWH、DOTC等関連インフラ部局

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

- JICA「ミンダナオ紛争影響地域社会経済復興開発計画緊急調査」/バランガイレベルでの調査、地域復興計画の策定;「在外基礎調査」農業・水産、水供給、教育、保健医療、道路・橋梁、電力分野の基本情報の整理と課題の抽出;「ARMM中期開発計画2004-2010」の策定支援;GISマップ、地形図作成

- JBIC「ARMM社会基金」小規模コミュニティインフラ、戦略インフラでの事業実施。他ドナー等の援助活動ムスリム・ミンダナオ地域の開発を目的とする主要プロジェクト・プログラムは以下のとおり。本件はこれらの援助と相互補完的に、経済成長・貧困削減を支援する。

World Bank: ARMM Social Fund

USAID: Growth with Equity in Mindanao (GEM)-2

CIDA: Local Government Support Program in ARMM (LGSPA-CIDA)

(2)他ドナー等の

援助活動



技術協力プロジェクト

2016年06月10日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

案件概要表

案件名	(和)道路・橋梁の建設・維持に係る品質管理向上プロジェクト (英)Improvement of Quality Management for Highway and Bridge Construction and Maintenance
対象国名	フィリピン
分野課題1	運輸交通-(旧)その他運輸交通
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-道路
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	マニラ首都圏、セブ、バギオ、ダバオ
署名日(実施合意)	2006年11月24日
協力期間	2007年02月17日 ~ 2010年02月16日
相手国機関名	(和)公共事業道路省
相手国機関名	(英)DPWH (Department of Public Works and Highways)
日本側協力機関名	国土交通省

プロジェクト概要

背景

フィリピン政府は厳しい財政事情を反映して、基幹インフラである道路について、新設よりも既存道路の維持管理・補修を優先する方針を「中期開発計画」(2004年~2010年)に掲げており、維持管理技術の向上は最優先事項となっている。

しかし、舗装のひび割れや陥没、橋梁の経年劣化による耐荷力不足や頻発する道路災害など、不十分な維持管理を原因とする道路・橋梁の損傷がサービスレベルの低下及び補修費用の増大を招いている。また、道路・橋梁の施工時における品質管理も不十分であるため、初期欠陥が多く、構造物の劣化を早めていることに加え、建設後の定期的な点検や適切な補修が行われていないことが、道路・橋梁の寿命を短くしていると指摘されており、落橋の危険性のある橋梁や災害多発箇所、走行性の低い舗装箇所が数多く存在している。

これらの背景としては、予算の不足だけでなく、施工管理・維持管理に携わるDPWH技術者が参照すべきマニュアルの欠如、或いは既存マニュアル遵守の不徹底のほか、現場技術者への研修が不十分といった点が挙げられる。

これまでJICAは、開発調査「日比友好道路補修フィービリティ調査」「パッシング・マリキナ川橋梁補修計画調査」等を通じて既存道路の補修に主眼を置いた協力を行ってきたが、持続的に道路・橋梁の信頼性・安全性を確保するためには、施工時及び施工後の品質管理に責任を有するDPWH技術者の能力向上が必要との認識から、本プロジェクトがフィリピン政府より要請された。

これに対し、JICAは第1次事前評価調査(2005年12月)、第2次事前評価調査(2006年3月)を実施すると共に、継続的にDPWHとの協議を行い、具体的なプロジェクト活動内容を決定した。

上位目標 DPWH技術者全体の、道路・橋梁の施工管理能力及び点検・補修技術が向上する。

プロジェクト目標 DPWHモデル3地域事務所(コルディレラ行政リージョン、リージョン7、リージョン11)管内の技術者の、実際の業務における道路・橋梁の施工管理能力及び点検・補修技術が向上する。

成果	<ul style="list-style-type: none"> 1) 研修を受講した技術者の、道路施工管理及び道路・橋梁の点検・補修技術が向上する。 2) 道路施工管理及び道路・橋梁維持管理に係る技術マニュアルが整備される。
活動	<ul style="list-style-type: none"> 1) -1: モデル地域において、現場技術者の研修ニーズ分析を行う。 1) -2: 各モデル地域における研修計画とフォローアップ枠組みを策定する。 1) -3: 研修プログラムを開発する。 1) -4: 第1回研修(カウンターパートを含む指導者のための研修)を実施する。 1) -5: 研修の評価を行うと共に、必要な改良を行う。 1) -6: 第2～4回研修をカウンターパート中心に(ローカルの外部講師も想定)実施し、各回終了時に評価・改良を行う。 1) -7: 3モデル地域事務所主催で技術会合を実施し、技術者間の知識・経験共有を図る。 1) -8: 研修参加者に対するフォローアップのモニタリングと評価を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 2) -1: DPWHにおける技術マニュアルや規程、指針の作成・利用状況を分析する。 2) -2: 技術マニュアル整備と改訂と継続利用のためのフォローアップ枠組みを策定する。 2) -3: DPWH本省及び3モデル地域事務所との協働により技術マニュアルを作成する。 2) -4: モデル地域で実施する研修プログラムで技術マニュアルを試行的に使用する。 2) -5: 技術マニュアルをプロジェクトのテクニカル・ワーキング・グループにて検討する。 2) -6: 2) -4と2) -5結果を踏まえ、技術マニュアルを改訂する。 2) -7: 実際の事業現場での活用のため、DPWHが技術マニュアルを公式に採用する。 2) -8: 技術マニュアルの現場での活用状況をモニタリング・評価する。
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"> 1) 長期専門家: チーフアドバイザー／道路建設・維持管理、橋梁維持管理、業務調整 2) 短期専門家: 道路建設(基礎工、土工)、道路点検(舗装)、道路補修、材料試験・品質管理(コンクリート、土壌)、橋梁点検(調査、荷重制限評価)、橋梁補修(コンクリート、鉄鋼) 3) 機材供与: 車輜、道路・橋梁の点検・補修用機材、材料試験用機材、事務機器等 4) 本邦又は第3国研修: 道路・橋梁の点検・補修分野、道路施工管理分野等、計10名程度 5) その他: 研修開催経費、研修実施に必要な資機材経費、マニュアル改訂経費等
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"> 1) カウンターパートの配置(本省計画局・研究基準局、モデル地域事務所(コルディレラ行政リージョン、リージョン7、リージョン11)から計18名) 2) 道路・橋梁の点検・補修用機材、材料試験用機材の提供 3) 施設等の提供(本省及びモデル地域事務所における、専門家・カウンターパート用執務室、研修用会場、建設・補修事業を活用した実地研修の手配) 4) 研修参加者の旅費等
外部条件	<ul style="list-style-type: none"> 1) 「成果」から「プロジェクト目標」に達する段階で発生する外部条件(・研修を受講した技術者が継続的に勤務すること、・DPWH本省がプロジェクトで改訂したマニュアルを遅延なく公式に採用すること、・道路・橋梁の施工管理・維持管理に係るDPWHの役割に変更が生じないこと) 2) 「プロジェクト目標」から「上位目標」に達する段階で発生する外部条件(・モデル地域以外でのOJTやマニュアル改訂・増刷等のための経費が措置されること、・道路分野に係るフィリピン政府の政策が一貫していること)
実施体制	
(1)現地実施体制	公共事業道路省(DPWH)を実施機関とし、DPWH本省(在マニラ市)と連携しつつ、DPWH地域事務所のうち、ルソン島北部6州を管轄するコルディレラ行政リージョン事務所(バギオ市在)、中部ビサヤ地方4州を管轄するリージョン7事務所(セブ市在)、ミンダナオ島南東部4州を管轄するリージョン11事務所(ダバオ市在)をモデル地域とする。
(2)国内支援体制	国土交通省(専門家の推薦等)
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<ul style="list-style-type: none"> 1) 実施中 個別専門家「道路計画管理政策アドバイザー」(2008年7月～2009年7月) 2) 実施準備中 円借款「道路アセットマネジメント事業」 3) 実施済み 開発調査「道路土砂災害危険度の評価・管理計画調査」(2006年3月～2007年5月) 個別専門家「橋梁事業計画管理アドバイザー」(2005年2月～2007年2月)
(2)他ドナー等の援助活動	<ul style="list-style-type: none"> ・世銀によりNRIMP(National Roads Improvement and Management Program、フェーズI～III、2000年～2010年) ・ADBは、道路・橋梁の改良、キャパシティビルディング等を含む第7次道路プロジェクトを実施中。 ・AusAIDは、過積載対策、PPP制度改善等に関する調査を実施中。



技術協力プロジェクト

2010年04月10日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

案件概要表

案件名	(和)新CNS/ATM人材育成(第3国研修)プロジェクト
対象国名	フィリピン
分野課題1	情報通信技術(ICTの利活用を含む)-情報通信技術
分野課題2	教育-職業訓練・産業技術教育
分野課題3	ガバナンス-公共安全
プログラム名	運輸交通網整備
プロジェクトサイト	マニラ首都圏
署名日(実施合意)	2007年08月24日
協力期間	2007年8月27日 ~ 2009年11月30日
相手国機関名	(和)運輸通信省航空局航空保安大学校

プロジェクト概要

背景	<p>航空輸送の安全を確保し効率的運航を図る次世代航空管制システム(以下、新CNS/ATMシステム)については、国際民間航空機関(ICAO)の推奨の下、現在世界各地において導入が進められている。東南アジア地域の空域においては、欧州方面、日本北米方面及びアジア相互間を運航する主要な航空路が多く設定され、また、隣接空域との間で比較的小規模かつ頻繁に航空管制業務が行われているため、新システム導入の必要性が認識され、既に、シンガポール、タイにおいて同システムが導入されている。フィリピンにおいては、第25次円借款によって同システムが導入されることが決まっており、マニラ航空保安大学校(CATC)においては、JICAの協力を得て新システム導入に備える基礎訓練が実施されている。</p> <p>2003年10月ミャンマー・ヤンゴンにて開催された第1回日アセアン交通大臣会議において「日アセアン次世代航空保安システムプロジェクト」(2003年~2005年)を含む16の交通連携プロジェクトが採択され、その後2004年、2005年に上記プロジェクトを推進するために行われた2回の会合において、マニラCATCにてアセアン各国の管制官および管制技術官を対象に新CNS/ATM基礎コースを実施することが提案され、アセアン各国より同意が得られた。</p>
上位目標	東南アジア地域において新CNS/ATMシステムが適切に整備・運営される。
プロジェクト目標	アセアン各国の航空管制官および航空管制技術官が新CNS/ATMシステムに係る基礎的な知識と技能を共有する。
成果	<ol style="list-style-type: none">1. 新CNS/ATM基礎コースの教材(教科書等)がアセアン各国から本研修に参加する管制官/情報官、管制技術官用に改編される。2. 新CNS/ATM基礎コースの教官がアセアン各国の研修参加者の理解を十分に促す教授方法を習得する。3. 教官およびCATCスタッフの教育機材(コンピュータ・ベースド・トレーニングシステム等)の運用能力が向上する。4. アセアン各国の管制官/情報官、管制技術官を対象とする新CNS/ATM基礎コースが適切に実施される。
活動	<ol style="list-style-type: none">1.1. アセアン各国の管制官、情報官、管制技術官の新CNS/ATM基礎コースに係る研修ニーズを分析する。1.2. 既存の教材が、教官およびCATCスタッフによって1.1の研修生のニーズに応じ改編される。1.3. 教材が、研修期間中および終了後に評価される。1.4. 教材の内容が教官およびCATCスタッフによって適切に更新される。1.5. CATCスタッフによって教材のデータ・ベースが適切に管理される。

- 2.1 教官は、新CNS/ATMシステムに係る内外の会議および研修等に参加したATO職員によるエコーセミナー等に参加し新しい情報や技能を得る。
 - 2.2 教官は、訓練コース終了後の評価会に参加する。
 - 2.3 研修生からの意見聴取に基づく、教官のパフォーマンス・アプレイザル・インタビューが行われる。
 - 2.4 教官は、2.3の結果を踏まえ教授方法を改善する。
- 3.1 CATCスタッフは新CNS/ATMコースで用いる機材の台帳を整備し管理する。
 - 3.2 教官は新CNS/ATMコースで用いる機材の使用方法を事前に習得する。
 - 3.3 コース実施毎にその開始前および終了後に機材の状態を検査する。
- 4.1 管制官/情報官および管制技術官を対象とする新CNS/ATM基礎コースが、年1回ずつ実施される。
 - 4.2 教官およびCATCスタッフが進捗および修了テストの結果より研修生の研修内容の理解度を分析する。
 - 4.3 研修生と教官が、2.2および2.3の結果を踏まえ研修生の理解度や満足度に応じカリキュラムや教授方法の改善について協議する。

投入

日本側投入

- (2007年、2008年度、2009年年度)
- ・研修員(40名*)の渡航費、日当・宿泊費
 - ・講師謝金
 - ・教材印刷費
 - ・視察旅行費

* 研修参加予定国は、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、タイ、ベトナム、ブルネイ、シンガポール。ただし、ブルネイとシンガポールの渡航費、日当、宿泊費は自国負担。

相手国側投入

- ・講師
- ・研修設備(教室、機材)

実施体制

(1)現地実施体制

- ・プロジェクトディレクター:CATC校長
- ・プロジェクトマネージャー:CATC担当者
- ・研修管理スタッフ
- ・教官

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

- ・技術協力プロジェクト「新CNS/ATM整備に係る教育支援プロジェクト」(2004.10-2008.10)
- ・技術協力プロジェクト「マニラ航空保安大学校航空管制技術官育成計画」(1997.10-2002.9)
- ・第3国研修「航空管制技術官育成(カンボジア国別特設)」(2004.2005.2006)
- ・開発調査「次世代航空保安システム開発整備計画調査」(1998.3-2000.3)



個別案件(専門家)

2011年01月06日現在

本部/国内機関 : 経済基盤開発部

案件概要表

案件名 (和)電気通信行政
(英)Telecommunications

対象国名 フィリピン

分野課題1 情報通信技術(ICTの利活用を含む)-情報通信技術
分野課題2
分野課題3
分野分類 公共・公益事業-通信・放送-電気通信
プログラム名 電力・エネルギー改善

プロジェクトサイト 運輸通信省 情報通信委員会
署名日(実施合意) 2006年08月22日

協力期間 2006年10月30日 ~ 2010年03月31日
延長終了日 2010年03月 31日

相手国機関名 (和)運輸通信省 情報通信委員会
相手国機関名 (英)Commission on ICT (CICT), Department of Transportation and Communications (DOTC)

日本側協力機関名

プロジェクト概要

背景 専門家の配属先であるCICT(情報通信委員会)は、(1)適切かつ効果的な電気通信政策の策定、(2)戦略的かつ信頼性の高いICTインフラストラクチャー構築のための法環境及び規制体制整備、(3)海外の投資家との連携及び民間セクター参加の促進、(4)全国的なユニバーサル・アクセスと高速接続の確保、(5)民間セクターのみでは達成できないICTサービスの提供、(6)消費者保護及び公正競争の確保、(7)ICTの普及、(8)ICT機器の開発等を実施している。最近では、CeC(Community e-Center=共同利用型テレセンター)プログラムと学校のネットワーク化プロジェクトを通じて、デジタル・デバイドの解消、ユニバーサル・アクセスの確保を進めている。このような背景を受け、フィリピンにおける電気通信行政分野ではICTマスタープランの策定や次世代ネットワークインフラに関する知見が必要とされており、これらの業務を円滑に実行するため、CICTは電気通信・ITプロジェクトの企画・設計及び電気通信・IT政策への助言を行う専門家の派遣を要請した。

上位目標 電気通信・IT分野におけるCICTの政策策定、行政実施を通じて、フィリピン国における電気通信・IT振興を図る。

プロジェクト目標 電気通信・ITプロジェクトの企画・設計及び電気通信・IT政策への助言を行うことにより、CICTの同分野における政策推進能力を向上させる。

成果 1. CICT及び関係機関において、ICTマスタープラン策定手法及び新しいICTマスタープランで取扱う課題に対する理解が深まる。2. CICT及び関係機関において、ICT分野の次の最新技術動向及び政策・課題に対する理解が深まる。3. CICT及び関係機関において、プロトタイプとしてCeCプロジェクト及びCeCで利用されるアプリケーションモデルが確立される。

活動 1-1. ICTマスタープランに関する政府横断的な検討プロセスの検討、助言
1-2. マスタープランの構成、骨子等のマスタープラン作成への助言、支援

- 2-1. ドミナント規制、相互接続ルール等政策に関するセミナー、テレビ会議の開催
- 2-2. ドミナント規制、相互接続に関する省令及び規則制定への助言、支援
- 2-3. 第4世代携帯電話、次世代インターネットインフラに関するセミナー、テレビ会議の開催
- 3-1. CeCプロジェクトの展開／地域的拡大に向けた技術的・政策的助言
- 3-2. CeC利用促進のための効果的な電子政府アプリケーション導入に向けての政策的助言

投入

日本側投入	長期専門家 専門家携行機材 現地活動費
相手国側投入	カウンターパートの配置 事務室及び関連機器

外部条件

実施体制

- (1)現地実施体制 カウンターパートの配置
- (2)国内支援体制 特になし。

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動 2003年10月22日から2006年10月21日まで「電気通信政策」個別専門家派遣
- (2)他ドナー等の援助活動



技術協力プロジェクト

2010年06月25日現在

本部/国内機関 : 経済基盤開発部

案件概要表

案件名	(和)IT人材育成プロジェクト (英)Information Technology Human Resource Development Project
対象国名	フィリピン
分野課題1	情報通信技術(ICTの利活用を含む)-情報通信技術
分野課題2	教育-職業訓練・産業技術教育
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-通信・放送-電気通信
プログラム名	投資促進
プロジェクトサイト	フィリピン大学ディリマン校
署名日(実施合意)	2004年07月09日
協力期間	2004年07月20日 ~ 2009年07月19日
延長終了日	2009年07月 19日
相手国機関名	(和)フィリピン大学ディリマン校 工学部 コンピュータサイエンス学科・電気電子工学科
相手国機関名	(英)University of the Philippines at Diliman Campus

プロジェクト概要

背景	フィリピンでは「21世紀に向けたフィリピン国家開発計画」の一環として、国家情報技術審議会(ITECC:国家情報技術審議会)によって「21世紀に向けたIT行動計画」が作成され、情報技術分野における期待、プログラムや事業活動等に関する提言がなされた。フィリピンでも定評・歴史のある高等教育機関であるフィリピン国立大学(UP)は独自の科学技術パーク事業の一環として、工学系を中心とした大卒者を対象としてより高度かつ実践的なIT人材の育成を目的としたフィリピン大学IT研修センター(UP-ITTC)設立計画を立案、本国家IT計画の実現を支援しようとしている。本プロジェクトは、このUP-ITTCが「フィリピンIT産業界のニーズに合ったIT研修を、大学卒業生(IT関連学部と他学部)およびIT産業界の現職技術者に対して実施できるようになる」ことを目標として、実践志向のIT研修を実施し、育成された高度技術者の現地IT産業界への供給にかかる技術移転を行う。
上位目標	IT研修センターが、フィリピンIT産業界に対して、将来リーダーとなり得るIT技術者を継続して供給できるようになる。
プロジェクト目標	IT研修センターが、大学卒業生(IT関連学部他)およびIT産業界の現職技術者に対して、IT産業界のニーズに合ったIT研修を実施できるようになる。
成果	0.プロジェクト/IT研修センターの組織・機能が確立・強化される。1.C/Pの実施予定研修コース(ITコアコース、アプリケーション開発コース、エンベデッド・システムコース、日本語関連コース、ITビジネススキルコース)各分野に関する技能・技術レベルが向上する。2.フィリピン側IT研修センター関係者(C/Pおよび外部協力者)のみで、産業界のニーズにあった研修計画の策定、カリキュラム・教材・指導方法の開発、研修の実施を行い、実施結果をふまえた研修コース改訂が行えるようになる。3. C/PがIT産業界との連携関係(カリキュラム作成協力、講師派遣、インターンシップ受入、寄付など)を確立・維持できるようになる。4.プロジェクト/IT研修センターがIT研修機関として認識される。
活動	0-1.プロジェクト運営管理体制の確立(講師・スタッフ・予算・施設の確保と管理) 0-2.機材・ソフトウェア・ネットワークシステムの調達・設置・保守管理 0-3.プロジェクト関連情報収集 0-4.プロジェクト活動の計画策定・実施・モニタリング・評価 0-5.プロジェクト/ITTCで実施するコース体

系(案)の作成 0-6.プロジェクト/ITTCと産業界との協力関係の構築 1-1.ITコアコース関連科目にかかる技能・技術の強化 1-2.アプリケーション開発コース関連科目の技能・技術の強化 1-3.エンベデッドシステムコース関連科目の技能・技術の強化 1-4.ネットワークシステムコース関連科目の技能・技術の強化 1-5.C/P間の上記技能・技術の移転 2-1.各研修コース/科目に関するニーズ調査の実施・分析 2-2.各研修コース/科目の研修計画作成 2-3.各研修コース/科目のカリキュラム開発 2-4.各研修コース/科目の教材開発 2-5.各研修コース/科目の指導方法の開発と講師用マニュアルの作成 2-6.各研修コース/科目を指導する講師の育成 2-7.各研修コース/科目の評価方法検討・開発 2-8.各研修コース/科目の実施(受講者募集・選考含) 2-9.研修実施結果の調査 2-10.研修実施結果の分析 2-11.研修改訂案の作成 2-12.研修改訂作業 3-1.IT産業界との連携関係構築のための計画作成 3-2.アドバイザーボードを開催し(年2回)、プロジェクト/IT研修センターの総合的な方針についてレビュー・改訂する。3-3.カリキュラムワーキンググループを開催し、産業界のニーズを研修カリキュラムに反映させる。3-4.産業界との連携ワーキンググループを開催し、連携方法について検討・決定する。3-5.産業界からの講師の確保 3-6.産業界からの寄付金の確保 3-7.フルタイムコース受講者へのインターンシップ斡旋(受入企業開拓・企業との調整・マッチング等) 3-8.フルタイムコース修了者への就職斡旋(受入企業開拓・企業との調整・マッチング等) 3-9.研修修了者のフォローアップ調査・コンサルテーション実施 4-1.プロジェクト/IT研修センターの広報活動計画の策定 4-2.各対象群(一般、IT関連大学、大学、企業)に合わせたプロジェクト/ITTCの広報・説明資料作成 4-3.各対象群に対する説明会の開催 4-4.その他、外部を対象としたプロジェクトの広報活動

投入

日本側投入

専門家: 長期専門家(4名)(チーフアドバイザー、IT研修機関運営マネジメント及び産業界との連携、研修コース企画・開発/研修運営、業務調整員) 短期専門家(コアパート研修、アプリケーション開発研修、ネットワークシステム研修、エンベデッドシステム研修他) 機材: 研修コース開発用機材(PC、サーバ、関連ソフトウェア) 研修用機材(4教室分)(PC、サーバ、ネットワークシステム、関連ソフトウェア) 本邦研修: (最初の)3年間に毎年数名

相手国側投入

カウンターパート: プロジェクトディレクター(PD)、プロジェクトマネージャー(PM)、第一次C/P(UP教員等10名)、第二次C/P(UP教員等30名以上)、常勤アドミニストレーションスタッフ3-5名、日本語講師可能であれば常勤1名を確保 施設: マネージメント・開発・研修用 ローカルコスト: 開発と実施に係る費用(必要なC/Pの数、ローカルコスト額については、施設・活動が拡大する前に再確認する)

外部条件

・フィリピンの政治・経済体制が安定的な成長過程をたどる。・政府機関・産業界・他の教育機関の十分な関心と協力が継続する。・規模拡大段階において必要となる講師育成や機材調達・更新のために必要な予算が措置される。・IT研修センターの設立・運営のための予算がフィリピン政府またはUPから適切に配賦される。・フルタイムコースの受講者向け宿泊手段が適切に確保される。・フィリピン政府内の政策やプロジェクトに対するUPのコミットメントに変更がない。・C/Pの多くがプロジェクト活動を続ける。・IT研修センターの活動を充実させるための建屋と研修機材が確保される。・プロジェクト活動のために十分な数のUP教員が確保される。

実施体制

(1)現地実施体制

JCC(合同調整委員会)を組織し、プロジェクトをバックアップしている。

(2)国内支援体制

東京工業大学、財団法人国際情報化協力センターの方々で組織される国内支援委員会により、プロジェクトをバックアップしている。

開発計画調査型技協(受託)

2011年04月12日現在

本部/国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名	(和)エネルギー計画策定支援 (英) Capability Enhancement on Energy Policy and Planning for a More Effective and Comprehensive Philippine Energy Plan(PEP) Formulation
対象国名	フィリピン
分野課題1	資源・エネルギー--エネルギー供給
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	エネルギー--エネルギー--エネルギー一般
プログラム名	電力・エネルギー改善
プロジェクトサイト	マニラ
署名日(実施合意)	2006年12月01日
協力期間	2007年09月01日 ~ 2008年12月11日
相手国機関名	(和) エネルギー省エネルギー政策計画局
相手国機関名	(英) Energy Policy and Planning Bureau(EPPB), Department of Energy(DOE)

プロジェクト概要

背景 フィリピンは、国産エネルギー源として地熱、水力、バイオマスをはじめとする再生可能エネルギーのほか、新たに開発が進む天然ガスや石油資源を有しているが、近年の経済開発の進展とエネルギーを取り巻く国際的な状況変化の中で、これらの変化に対応すべくフィリピンエネルギー計画(Philippine Energy Plan、以下PEP)の策定に取り組んでいる。PEPは経済成長、産業の強化、貧困の緩和に向けて策定されており、基本方針としてエネルギーの多様化と自給率向上、エネルギー価格の適正化、全村落の完全電化などを掲げている。
PEPの策定を担うエネルギー省エネルギー政策計画局は、社会経済、政治、科学技術などの内外の要因に配慮した、長期的展望に立ったPEPの策定が求められている。しかしながら、エネルギー政策計画局では、各セクターのエネルギー需給データの収集不足や、調査・分析に求められる技術力不足に起因するPEPの精度の低さを課題として抱えてきた。
このような状況下において、国内外の動向を踏まえた的確な需給想定による、より効果的且つ包括的なPEP策定の必要性が高まり、2005年フィリピン政府はその策定支援を我が国に要請した。JICAはこの要請に基づき2006年12月に事前調査を実施し、2007年2月にImplementing Arrangement(以下、I/A)の署名・交換を行った。

上位目標 策定を支援したPEPに基づいて、エネルギー政策の立案及び関連する開発計画が改定される

プロジェクト目標 フィリピンの社会経済(科学技術の動向を含む)、政治の現状と今後の見通しに配慮した、効果的且つ包括的なPEPが策定される

成果 1) PEP2008年改定版の策定
2) PEP策定に関する能力強化及び関連するマニュアル、データベースの整備

活動 【第1フェーズ】エネルギー会計及び統計を含むPEP全体をレビューするための予備調査
1) エネルギーバランス表の作成を含む、国家及び地域エネルギー政策目標及びプログラムのレビューと、短期、中期、長期エネルギー需給予測
2) エネルギー供給及び消費データのレビューとデータ処理手法のレビュー。あわせてそれらのデータ収集プロセス、データ信頼性、データ処理に用いる公式・モデルのレビュー
3) 地域エネルギー計画整備プロセスのレビュー

- 4) エネルギー政策プログラム(省エネルギー、石油依存度削減など)のモニタリングシステムと分析ツールのレビュー
- 5) エネルギー省の情報・データマネジメントシステムとPEPとの連携
- 6) エネルギー省と関係機関の組織協調

【第2フェーズ】エネルギーデータベースの更新と分析モデル構築のための能力強化

- 1) データ収集、データ処理、エネルギーバランス表作成の改善のための全体行動計画の作成
- 2) 主要なエネルギー最終消費者を対象としたエネルギーデータ収集システム改善の試行と評価
- 3) エネルギーデータベースの更新と情報データマネジメントシステムとの調整
- 4) 公的機関、民間機関、大学など多様な機関との連携強化
- 5) エネルギー分野の政策や計画作成における優先課題に対する適切なツールとモデルのカスタマイズと適用
- 6) 経済、環境等の重要課題に対するエネルギー政策の効果的なモニタリングと影響分析のための方法論の構築と能力強化
- 7) 選定したモデル地域(1地点)に対する試験的な地域エネルギー計画の構築と他の主要地域への反映
- 8) エネルギー会計のためのデータ処理に関する技術移転
- 9) エネルギーデータ処理及び分析のための総合マニュアルの整備

【第3フェーズ】PEP2008年改定版への統合

- 1) PEP2008年改定版作成の支援
- 2) PEPと他の開発計画との統合の支援
- 3) 試行調査に基づく地域エネルギー計画準備の支援
- 4) PEP2008へ反映させることを目標とした経済、環境等の重要課題を含めたエネルギー分野の政策影響の評価の実施
- 5) PEP作成プロセスとエネルギー政策策定の改善に向けた提言作成

投入

日本側投入

- 1) 調査団の派遣
 - ・総括/エネルギー計画
 - ・エネルギー政策分析/経済財務分析
 - ・エネルギー需要A(産業・運輸)/需給バランスモデル構築B
 - ・エネルギー需要B(産業・民生)
 - ・エネルギー供給
 - ・需給バランスモデル構築A/データベース構築B
 - ・エネルギーモデル解析
 - ・データベース構築A/エネルギー需要C(石炭)

相手国側投入

- 2) 現地再委託
 - ・産業部門におけるエネルギー供給/消費データの収集
 - カウンターパートの配置、執務室の提供

外部条件

経済的要因: 経済事情の悪化によるエネルギー開発、利用の停滞がないこと。
 政策的要因: 政権の交代等による、エネルギー政策の大幅な変更がないこと。

関連する援助活動

(1) 我が国の

援助活動

- 【実施中】
 2005年～2007年 長期専門家「電力開発計画」
 2007年開始予定 技プロ「電力開発計画のための技術力向上プロジェクト」
 2004年～2009年 技プロ「地方電化プロジェクト」
- 【実施済】
 2004年 開発調査「電力構造改革のためのエネルギー省キャパシティビルディング調査」
 2004年 開発調査「電力構造改革のためのエネルギー省キャパシティビルディング調査フォローアップ調査」
 2004年 開発調査「パラワン州電力開発マスタープラン調査」
 2002年 開発調査「天然ガス産業開発計画調査」
- (2) 他ドナー等の
 援助活動
 世銀、ADBでは、主に電力市場整備、送電整備、地方電化支援等を行っている。本調査では電力分野を含むエネルギー全体の計画策定を支援することから、他国機関の電力セクター支援への間接的な波及効果が期待される。



技術協力プロジェクト

2014年12月18日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

案件概要表

案件名	(和) 地方電化プロジェクト (英) Sustainability Improvement of Renewable Energy Development in Village Electrification in the Philippines
対象国名	フィリピン
分野課題1	資源・エネルギー--エネルギー供給
分野課題2	資源・エネルギー--省エネルギー
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	エネルギー--エネルギー--電力
プログラム名 援助重点課題 開発課題	電力・エネルギー改善 雇用機会の創出に向けた持続的経済成長 経済成長基盤の整備
プロジェクトサイト	マニラ首都圏、パナイ島、セブ島、パラワン島、ブスアング島、レイテ島、ボホール島、カリンガ州、イフガオ州など
署名日(実施合意)	2004年03月17日
協力期間	2004年06月09日 ~ 2009年07月31日
相手国機関名	(和) エネルギー省 エネルギー利用管理局 再生可能エネルギー管理課
相手国機関名	(英) Renewable Energy Management Division(REMD), Energy Utilization Management Bureau(EUMB), Department o

プロジェクト概要

背景	<p>フィリピン国(以下「フィ」国)政府は、農村地域における住民の生活水準向上や新しい収入源の創造による貧困撲滅に繋がるとして、「2008年バランガイ(村落)電化率 100%」並びに「2017年家屋電化率90%」を目標に、最重要政策の一つとして地方電化を推進している。この結果、2004年12月時点でのバランガイ(村落)電化率は約92%に達している。しかし、バランガイ(村落)レベルでは、村落の一部でも電化されれば電化済みと判定され、その後判定の変更を行わない、家屋レベルの電化は十分把握されていない等の問題がある。特に、家屋電化率は7割程度にしか過ぎず、約250万世帯の人々が依然として電気の無い生活を送っている。これらの人々の多くは送配電線の届き難い山岳部や離島に散在しており、送配電線の延長による電化は困難な状況にある。このため再生可能エネルギーを利用した独立分散型電源はこうした状況に適切な電化手段として注目されている。今後の電化においては必然的に小規模の独立型・分散型の発電設備導入の比重が高くなるが、サステナビリティ(持続性)を確保するためには、安価かつ適正な技術へのアクセス、維持管理体制の整備、料金徴収体系の整備等が重要となる。</p> <p>この様な状況のもと、「フィ」国政府は我が国に対して、再生可能エネルギーを用いた村落電化に係る技術協力プロジェクトを要請した。これを受けJICAは、2003年に二度の事前調査によりプロジェクトの評価を行い、2004年3月にはR/D署名、同2004年6月にはマイクロ水力発電及び太陽光発電にかかる専門家を派遣し、5年間にわたる協力を行うこととした。</p>
上位目標	EREP(Expanded Rural Electrification Program)下で村落電化プログラムが成功のうちに実施される。
プロジェクト目標	持続的な再生可能エネルギーを用いた村落電化プロジェクトを管理し、促進するために、DOE-REMD/VFO(Visayas Field Office)/MFO(Mindanao Field Office)、ANEC(Affiliated Non-Conventional Energy Center)、LGU(Local Government Unit)、NGO(Non Governmental

Organization)、CeMTRE(Center for Microhydro Technology for Rural Electrification)の能力向上が図られる。

成果	<ol style="list-style-type: none">1. マイクロ水力発電に係る知識及び技術が移転される2. 太陽光発電に係る知識及び技術が移転される3. 社会的準備に係る知識及び技術が移転される4. 再生可能エネルギーを活用した地方電化プロジェクト推進のための政策及び手続きが確立される
活動	<p>1-1 マイクロ水力に関する現地調査、インスペクション、モニタリング及び運営管理に関する技術アドバイスに関するOJTをプロジェクトサイトにおいて実施する。1-2 モデルプロジェクト及びリハビリテーションプロジェクトを実施する。1-3 現地調査、計画・設計、ELC製造、水車製造に関する技術トレーニングを行う。1-4 ワークショップ・セミナーを実施する。1-5 (マイクロ水力発電に関する)小講義をDOEで実施する。1-6 マニュアル・ガイドラインを作成する。1-7 水車設計のソフトウェア及びそのマニュアルをCeMTREへの技術協力を通じて作成する。1-8 CeMTREの機能を他のANECsにも広げる。</p> <p>2-1 太陽光発電に関する現地調査、インスペクション、モニタリング及び運営管理に関する技術アドバイスに関するOJTをプロジェクトサイトにおいて実施する。2-2 リハビリテーション・プロジェクトを実施する。2-3 太陽光に関する技術トレーニングを実施する。2-4 (太陽光発電に関する)小講義をDOEで実施する。2-5 マニュアル・ガイドラインを作成する。2-6 入札のための標準技術仕様書を作成する。</p> <p>3-1 モデルサイト及び他のプロジェクトサイトにおいて社会的準備に関するOJTをプロジェクトサイトにおいて実施する。3-2 モデルサイトにおいてBAPA形成、及び他のプロジェクトサイトにおいてBAPAの再形成を行う。3-3 社会的準備及びBAPA形成に関するワークショップ、セミナーを開催する。3-4 (社会的準備に関する)小講義をDOEで実施する。3-5 マニュアル・ガイドラインを作成する。3-6 ビデオ等の社会的準備促進・教育用教材を作成する。</p> <p>4-1 再生可能エネルギーを活用した地方電化プロジェクトの実施フレームワーク及び手続きを見直す(予算、関係者の役割の見直しを含め)。4-2 DOEが実施する地方電化プロジェクト実施にかかる標準MOA及び実施ガイドラインを作成する。4-3 再生可能エネルギーを活用した地方電化プロジェクトのモニタリング枠組みを見直し、データベースを構築する。4-4 DOE予算による地方電化プロジェクト関連の業者及び実施者の事前資格審査及び認証の基準を設定する。</p>
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none">・長期・短期専門家: マイクロ水力発電、太陽光発電、村落組織等・研修員受入: 年2~3人程度・機材供与: 必要に応じて
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none">・運営費用: 出張費、セミナー費、マニュアル作成費、訓練機材調達費、その他必要に応じて・カウンターパートの配置・執務スペースの確保・サイト調査にかかる費用・トレーニング費用
外部条件	<ul style="list-style-type: none">・地方電化のための再生可能エネルギー開発の優先度が変わらない。・DOE-REMDが適切にプロジェクト成果をDOEのプログラム、システム、管理制度に組み込む。
実施体制	
(1)現地実施体制	エネルギー省(DOE)再生可能エネルギー管理課(REMD)が実施機関としてプロジェクトを実施。
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<ul style="list-style-type: none">・JICA: 電力構造改革のためのエネルギー省キャパシティビルディング開発調査(2002.10~2004.2)・JICA: パラワン州電力マスタープラン調査(2002.10~2003.7)・JICA: 北部ルソン島未電化地域マイクロ水力発電基礎調査(在外基礎調査)・JICA: マイクロ水力技術センター設立による地方電化推進支援(開発福祉支援2002~2004)・NEF(New Energy Foundation): 65kW Mahagnaoマイクロ水力カデモンストレーションプロジェクト・草の根無償: カリンガ州マイクロ水力発電プラント建設(2003~2004)
(2)他ドナー等の援助活動	<ul style="list-style-type: none">・ADB: Strengthening Transmission System for Rural Electrification・ADB: Project Preparatory TA rural Electrification Project・AusAID: DILG's Municipal Solar Infrastructure Project・ADB: Advisory TA Rural Electrification Institutional Strengthening Project・World Bank: Rural Power Project・UNDP: Capacity Building to Remove Barriers to Renewable Energy



個別案件(専門家)

2012年01月28日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

案件概要表

案件名	(和)税関機能強化 (英)Capacity Enhancement of Customs Functions
対象国名	フィリピン
分野課題1	経済政策-財政(歳入)
分野課題2	民間セクター開発-貿易・投資促進
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-財政・金融
プログラム名	行財政改革
プロジェクトサイト	マニラ首都圏
署名日(実施合意)	2008年06月01日
協力期間	2008年08月01日 ~ 2010年07月31日
相手国機関名	(和)関税局
相手国機関名	(英)DOF-Bureau of Customs

プロジェクト概要

背景	<p>フィリピン関税局は3つの機能、1)関税徴収、2)社会保護(知的財産の保護、密輸取締りなど)、3)貿易促進、を担っている。</p> <p>徴税については、「フィリピン中期開発計画(2005年~2010年)」において、財政収入目標額(2010年)1兆5505億ペソのうち、BOCによる徴税目標額(2010年)は2,689億ペソ(約17%)と設定されているなど、その任務を確実に遂行する必要がある。関税徴収は国家歳入の約18%を占めるほどの重要な歳入源であるが、一方でスムーズな通関と厳格な取締りの両立が求められており、そのために適切なリスク分析及び効果的な監視が必要である。</p> <p>社会保護については、違法薬物等の密輸入を水際で防止する役割以外に、テロ対策業務も新たに加わり、当該分野への貢献が期待されている。</p> <p>貿易促進については、貿易促進について、スーパーグリーンレーン制度を導入し、関連法規を遵守した迅速な通関手続きを目指しており、このシステムの更なる活用を目指している。</p> <p>その他、BOCは、大統領IT特別基金を活用しての電子税関プロジェクト立ち上げや、輸入通関手続きの電算化、事後調査制度(輸入通関後に輸入申告の適法性を確認する手法)の導入など、適正かつ迅速な輸入通関の実現に努めているところである。</p> <p>BOCは以上のような努力を行っているものの、2007年(暦年)の徴税額は約2,100億ペソであり、同年の目標額2,280億ペソに及んでいない。この状況を踏まえ、BOCは、スタッフの更なる能力向上を通じ、徴税の増加や密輸取締り強化に資するため、本専門家の派遣を要請した。</p>
上位目標	(1)BOCの関税徴収額が増加すると共に、貿易の円滑化が促進される。 (2)密輸常習者による密輸が防止され、密輸事犯・関税関連事犯の数・規模が減少する。
プロジェクト目標	関税局(BOC)の関税徴収、社会保護及び貿易促進に係る能力が強化される。
成果	1 輸入通関部門スタッフの能力が向上する。 2 税関行政に係る広報戦略が策定・実行される。 3 密輸取締りに係る関係機関との連携体制が強化される。 4 知的財産権の保護に係るBOCの取組み体制及び関係機関との連携体制が強化される。
活動	1-1輸入通関部門に関する能力向上に関して、過去の協力実績を踏まえ、更に協力が必要な分野・トピックを特定し、審査能力向上に係る助言・指導を行う。

- 1-2事後調査制度に関して、技プロ「税関事後調査人材育成プロジェクト」を側面的に支援する。
- 2-1 BOC内部の情報共有体制づくりに係る助言を行う。
- 2-2輸入業者、一般市民等の対象層ごとの広報戦略作りに係る助言を行う。
- 3 密輸品の取り締まりについて、BOCとフィリピン側関係機関との連携体制の強化に係る支援を行う。
- 4 知的財産権の保護に関して、BOCの体制強化・比関係機関との連携体制強化等に係る助言を行う。
- 5 その他、新規に取り締まり対象となる物品への対応等に係る助言等を行う。

投入

- 日本側投入 ・長期専門家派遣(1名×2年間)
- 相手国側投入 (1)カウンターパート配置
- ・プロジェクトマネジャーとしてBOC長官(Mr. Napoleon L. Morales)
 - ・カウンターパート
 - Atty. Rolando T. Ligon, Jr. OIC, Post Entry Audit Group
 - Mr. Celso P. Templo, Deputy Commissioner
 - Mr. Alexander M. Arevalo, Deputy Commissioner
 - Mr. John M. Simon, Chief, International Affairs
- (2)執務室の提供

実施体制

- (1)現地実施体制
- 活動分野に応じて、下記の部署・担当者がカウンターパートとなる。
- ・事後調査: Atty. Rolando T. Ligon, Jr., OIC, Post Entry Audit Group(担当官、事後調査グループ)
 - ・WTO/TRIPS協定、税関安全強化: Mr. Celso P. Templo, Deputy Commissioner(副長官)
 - ・情報システム: Mr. Alexander M. Arevalo, Deputy Commissioner(副長官)
 - ・広報戦略: Mr. Bernardo V. Sales, Deputy Commissioner(副長官)
 - ・その他: Mr. John M. Simon, Chief, International Affairs(課長、国際課)
- (2)国内支援体制
- 関税局(専門家の推薦)

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
- 援助活動
- 1)我が国の援助活動
 - ・日本の関税局により、関税諸分野、特に関税評価、知的所有権執行、原産地規則に関する国際セミナーを実施(各省技協)
 - ・技術協力プロジェクト「税関情報システム環境整備・人材育成事業」(2007年7月～)
 - ・無償資金協力「税関情報システム(PCIS)」(予備調査)
 - ・技術協力プロジェクト「税関事後調査制度導入支援プロジェクト」(2008年度開始予定)
 - ・個別専門家「税関機能向上」(1990年～)
- (2)他ドナー等の援助活動
- ・EUによる専門家派遣。危機管理分野の技術協力
 - ・オーストラリア、アメリカ他の国々による、テロ対策の問題に関連するセミナー・ワークショップ
 - ・我が国を含め、不定期にドナー非公式会合を実施
 - ・USAIDによる関税分類に係る研修



技術協力プロジェクト

2012年01月28日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

案件概要表

案件名	(和)内国歳入局人材育成開発プロジェクト (英)Development of Human Resources in the BIR
対象国名	フィリピン
分野課題1	経済政策-財政(歳入)
分野課題2	経済政策-金融
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-財政・金融
プログラム名	行財政改革
プロジェクトサイト	マニラ首都圏
署名日(実施合意)	2008年05月28日
協力期間	2008年07月01日 ~ 2011年03月31日
相手国機関名	(和)内国歳入庁
相手国機関名	(英)Bureau of Internal Revenue

プロジェクト概要

背景	<p>In the Philippines, since 80 percent of government revenue come from internal taxes collected by the Bureau of Internal Revenue (BIR), it is imperative to continuously develop capacity of revenue officers in BIR.</p> <p>Recently increases in tax collection have been one of the important issues in the Philippine government as stated in the 10 Point Agenda and State of Nation Address by President Arroyo. BIR and Bureau of Customs (BOC) have continued their efforts to achieve to collect the targeted amount of tax set by the government.</p> <p>Human Resource Development Services of BIR has a mandate to conduct various trainings based on needs of operational groups of BIR. However, since Human Resource Development Services lacks know-how on human resource development, effective trainings of staff have not been conducted.</p> <p>Under these circumstances, the Philippine government submitted a request to implement a technical cooperation project to Japanese government for the purpose of strengthening the capacity of BIR. After the request was approved by Japanese government, JICA conducted a preparatory study of the project in December 2007 to discuss the framework of the project. Based on the agreement between JICA and BIR, the both parties signed and exchanged a Record of Discussions in January 2008.</p>
上位目標	To strengthen the capacity of the BIR as a tax collecting agency through investing on human resource development
プロジェクト目標	To develop the capacity of the BIR staff belonging to pertinent services thorough training and development
成果	<p>Training curriculum, Trainer's guide, Participant's guide and Logistics manual on Public Relations and Audit Techniques are formulated by Human Resource Development Service of BIR.</p> <p>List of BIR Revenue Officers who have completed the General Course for Revenue Officers (GCRO).</p> <p>List of potential Resource Speakers for future GCRO trainings.</p>

List of BIR middle-managers who have undergone a basic middle-managers' course.
List of potential Resource Speakers for future basic middle-managers' course.

- 活動
- 1 To conduct trainings on human resource development for Human Resource Development Service of the Headquarters, BIR
 - 2 To make a list of trainers (including BIR staff and Filipino resource persons outside BIR)
 - 3 To draft curriculum for the training program
 - 4 To conduct the training programs in cooperation with resource persons in the BIR and Japanese short-term experts
 - 5 To compile a package of training materials for the training programs
 - 6 To formulate a implementation manual for the training programs
 - 7 To conduct trainings in Japan to introduce relevant taxation systems and institutions in Japan
 - 8 To conduct the General Course for Revenue Officers (GCRO) for BIR Revenue Officers
 - 9 To conduct a Middle-Managers' Course for concerned BIR personnel
- 投入
- 日本側投入
- 1 Expert dispatch
 - (1) "Training Management" :2MM
 - (2) "Taxpayer Services including Public Relations" (National Tax Agency) :2persons * 1week * 3years
 - (3) "Advanced Audit Techniques especially for Large Taxpayers" (National Tax Agency) :2persons * 1week * 3years
 - 2 Trainings in Japan
 - Institutions and practices of tax administration in Japan :in FY2010, 1 or 2 weeks, 15 trainees
 - 3 Necessary expenses to implement the project inclusive of transportation of lecturers and participants of trainings/seminars in the Philippines
 - 4 Additional budget to specifically to implement the conduct of trainings for GCRO and Middle-Managers' Course inclusive of transportation, accommodation expenses and per diem of resource speakers and participants
- 相手国側投入
- 1 Allocation of counterparts
Project Director, Project Manager, Technical Working Group (Actual working member and secretariat)
 - 2 Necessary expenses to implement the project
Transportation fee (partial) for participants of trainings/seminars in the Philippines
 - 3 Venue for trainings/seminars
 - 4 Project office
 - 5 Logistical Support/Management of the conduct of trainings for GCRO and Middle-Managers' Course
- 外部条件
- Revenue Special Order which designates the counterpart staff and technical working group members is issued.
- 実施体制
- (1)現地実施体制
- 1 Project Director :Deputy Commissioner, Resource Management Group
 - 2 Project Manager :Assistant Commissioner, Human Resource Development Service
 - 3 Assitant Project Manager :Assistant Commissioner, Taxpayer Assistant Service
 - 4 Technical Working Group (Actual working member and secretariat)
 - (1) The member which consists of staff among Taxpayer Assistant Service and others develop the training materials and revise the training curriculum
 - (2) Training Management Division and Training Delivery Division, Human Resource Development Service act as the secretariat
- (2)国内支援体制
- National Tax Agency (Recommendation of short-term experts)
- 関連する援助活動
- (1)我が国の援助活動
- Individual Expert "Capacity Enhancement on Tax and Tax Administration" (Oct. 2005 to Jul. 2007)
- (2)他ドナー等の援助活動
- 1 Loan program and/or Grant Aid on the reform of internal revenue are implemented by World Bank, USAID and SIDA.
 - 2 GTZ implemented a project on human resource development in 2002.



技術協力プロジェクト

2017年09月30日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名	(和)税関情報システム利用環境整備・人材育成プロジェクト (英)Project on Philippine Customs Intelligence System (PCIS) for Enhancement of its System Environments and Training of Customs Officers
対象国名	フィリピン
分野課題1	経済政策-財政(歳入)
分野課題2	情報通信技術(ICTの利活用を含む)-情報通信技術
分野課題3	民間セクター開発-貿易・投資促進
分野分類	計画・行政-行政-財政・金融
プログラム名	行財政改革
援助重点課題	雇用機会の創出に向けた持続的経済成長
開発課題	ビジネス・投資環境の整備
署名日(実施合意)	2006年10月01日
協力期間	2007年07月21日 ~ 2011年06月30日
相手国機関名	(和)財務省関税局
相手国機関名	(英)Bureau of Customs, Department of Finance
日本側協力機関名	財務省関税局

プロジェクト概要

背景 フィリピン政府の財政は、①歳入の落ち込み、②利払費の増大に伴う財政の硬直化、③資本市場からの借り入れに依存する財政の脆弱化、④政府公社の財務状況悪化、等の問題を抱えており、中期フィリピン開発計画(2004-2010)においても、税収の増加による財政収支の改善、公的部門の債務残高の削減は重点課題となっている。かかる状況下、内国歳入庁(BIR)に並ぶ徴税官庁である関税局(BOC)においては、世界的な関税率引き下げ傾向の中、徴税機能の強化を通じた適正な関税収入の確保が喫緊の課題となっている。また、BOCに対しては、国民の安全・健康の促進という観点から覚せい剤等の密輸取り締まりやテロ対策の強化が求められている一方で、貿易円滑化の観点から迅速な通関が求められており、BOCの輸入審査におけるリスクマネジメント能力の向上も大きな課題となっている。

このような状況の中、BOCは輸入手続きの電算化(ACOS)やASYCUDA Worldプロジェクト(ACOSの機能改善、輸入手続きのシステム化等による業務系システムの機能拡張)の実施等を行っているものの、審査基準の見直しや審査業務自体に必要な情報系システムの導入は限定的なレベルに留まっており、上記課題の解決の阻害要因となっている。

かかる問題意識の下、フィリピン政府は、フィリピン税関情報システム(PCIS: Philippines Custom Information System)の構築を目的とした無償資金協力を併せ、同システムの活用・運用管理に関するBOCのキャパシティの向上を図ることを目的とした本件技術協力プロジェクトを我が国に要請越した。

2010年3月の終了時評価において、BOC内の各部署間情報共有メカニズムの構築・強化に向けたISO27001及びISO9001の実施支援、PCIS活用のために必要な分析技術の特定、BOC職員への研修の実施、PCISに先行するシステム開発(e2mプロジェクト、フィリピン側で実施)の遅延に伴い、PCISの要件定義支援について引続き協力が必要とされるところ、プロジェクト期間について1年間延長することとした。

上位目標 BOCの税関業務実施能力及び政策立案能力が向上する。

プロジェクト目標 PCISのようなデータウェアハウスが効果的に活用されるための環境がBOC内に整備される。

成果	<p>3-1 現在、BOC内各部署が個別に保有している税関関連情報が、関係部署間で適切に共有・活用される。</p> <p>3-2 BOC内関係部署職員のデータ分析技術が向上する。</p> <p>3-3 PCISが持つべき機能について、BOC内部の合意が形成される。</p>
活動	<p>3-1-1 BOCにおける情報収集・保管にかかる状況を調査する(どの部署がどのような情報を有しているか等)。</p> <p>3-1-2 情報のデータマップを作成する。</p> <p>3-1-3 BOC内の各部署間での効果的情報共有のあり方を検討するためのタスクフォースを立ち上げる。</p> <p>3-1-4 情報共有に関する規則をドラフトし、関税長官に対して提案を行う。</p> <p>3-1-5 ISO27001及びISO9001を取得するための支援を行う。</p> <p>3-1-6 情報共有・管理を更に改善していくための検討を行う。</p> <p>3-2-1 BOC内の情報分析・活用に関する現状を調査する。</p> <p>3-2-2 情報分析・活用の質を向上させるための課題を特定する。</p> <p>3-2-3 BOC関係部署職員に対し、情報分析・活用に関する一連の研修を実施する。</p> <p>3-3-1 現行のACOS(Automated Customs Operation System)の機能を検証する。</p> <p>3-3-2 E-Customsプロジェクトにより完成するE2M税関システムの機能を検証する。</p> <p>3-3-3 E2M税関システムがBOCの期待に応える機能を有しているかどうかを確認する(特にデータ検索の観点から)。</p> <p>3-3-4 関係者との間で、PCISの要件定義に関する議論を行う。</p>
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"> ・長期専門家(直営)「システム開発プロジェクト管理/システム利用環境整備」1名(48MM) ・短期専門家(直営)「税関情報分析」1名(0.5MM/年×1年) ・短期専門家(契約)「システム要件定義」(7MM) ・本邦研修(10名程度)1回/年×3年 ・第3国での技術交換(タイ、マレーシア)1回/年×2年(対象:5名程度、期間:1~2週間) ・ローカルコンサルタント(BOC内情報マネジメントの現状調査及び改善策の提案):4ヶ月程度 ・ローカルコンサルタント(ISO27001及びISO9001取得支援):10ヶ月程度 ・ローカルコンサルタント(エンタープライズ・アナリシス支援):2週間程度 ・業務調整員(契約)1名(21.5MM)
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンターパートの配置 ・専門家執務スペースの提供 ・講義室の提供 ・光熱費等各種ローカルコストの負担
外部条件	<p>フィリピン側が進めているE2Mプロジェクト(税関業務のIT化推進プロジェクト)の実実施スケジュールに大幅な変更がない。</p>
実施体制	
(1)現地実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト・ディレクター:フィリピン関税局長 ・プロジェクト・マネージャー:フィリピン関税局副局長(経営情報システム・技術担当) ・担当部局:(IT関連)経営情報システム・技術グループ 計画・システムサービス課 (システム環境整備関連)同グループ 計画・経営情報課 (研修関連)同グループ 技術管理課 (事務関連)アドミニストレーション・オフィス
(2)国内支援体制	財務省関税局
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<ul style="list-style-type: none"> ・無償資金協力「税関情報インフラ整備計画」(05.2~3予備調査実施済み) ・個別専門家「税関機能向上」(05.6~07.6) ・個別専門家「税関機能能力強化」(07.7~予定) ・無償資金協力「税関テロ対策及び安全性強化」(07年度予備調査実施予定) ・技術協力プロジェクト「税関事後調査能力強化プロジェクト」(2008.6-2011.3)
(2)他ドナー等の援助活動	<ul style="list-style-type: none"> ・EUによるBOCへの専門家派遣 ・豪、米等によるテロ対策に関連したセミナー・ワークショップの開催



開発調査

2018年02月16日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名	(和)国家電力部門資産・負債管理公社ALM改善調査 (英) Study on the Assets and Liabilities Management of PSALM and the Administration of Universal Charge Funds
対象国名	フィリピン
分野課題1	経済政策-財政(歳出・公共支出管理)
分野課題2	資源・エネルギー-エネルギー供給
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-財政・金融
プログラム名	行財政改革
援助重点課題	雇用機会の創出に向けた持続的経済成長
開発課題	ビジネス・投資環境の整備
プロジェクトサイト	マニラ首都圏マカティ市
署名日(実施合意)	2008年10月31日
協力期間	2009年01月15日 ~ 2009年12月31日
相手国機関名	(和)電力部門資産・負債管理公社
相手国機関名	(英) Power Sector Assets and Liabilities Management Corporation (PSALM)

プロジェクト概要

背景	<p>フィリピン政府は、電力不足に対応するために1987年、独立電力発電会社(IPP)が発電部門に参入することを可能にし、更に1990年にBOT法を施行し、発電事業の規制緩和を進めた。その結果、電力不足は解消されたが、電力料金の高騰、国家電力公社(NPC: National Power Corporation)の負債の増大、政府負担の拡大等の問題が起こったことから、これらを解決するため、NPCの分割民営化、電力産業への競争の導入を柱とした電力産業改革法を2001年に導入した。</p> <p>しかし、法施行以前にNPCと売買契約があるプロジェクト以外は電力設備の売却の見通しがたらず、NPCの民営化の工程は大幅に遅れている。2003年度のNPCの赤字は総合公共部門赤字の約22%を占めており、フィリピン中央政府の財政状況の悪化を招いている。加えて、このまま電力設備投資が進まない場合は、再度電力危機を迎える可能性があることも懸念されている。</p> <p>そのため、NPC債務に係る対策が急務となっており、NPCの設備、負債、IPP契約などのすべての資産の管理・処分を担う、電力部門資産・負債管理公社(PSALM: Power Assets & Liabilities Management Corporation)が設立された。</p>
上位目標	マスタープランを用いてPSALMが財務リスク管理業務を遂行する。
プロジェクト目標	PSALMが継承するNPCの資産・負債の運用に関する中期マスタープラン(今後5年程度)が策定される。
成果	(1) マスタープランの策定過程において、PSALM理事会(財務省、フィリピン中央銀行、エネルギー省など)や関係当局への理解浸透が図られ、PSALM業務への支援環境が整備される。 (2) ユニバーサル・チャージの課金、集金、管理及び配分に係るモデル作成とシステムの基礎設計がなされる。
活動	以下のコンポーネントを網羅した調査を実施する。 (1) 国内外の債務市場の動向

- (2) 金融デリバティブ市場の動向
- (3) ユニバーサル・チャージの課金、集金制度とそのために必要なハード・ソフトウェア
- (4) データ管理技術
- (5) NPC、PSALM及び国家送電公社 (NTC: National Transmission Corporation)の統合的な財務諸表
- (6) NPC及びPSALMにおける債務と財務管理

投入

- 日本側投入 調査団の派遣
- 相手国側投入 (1)カウンターパートの配置
(2)調査団への執務室提供

実施体制

- (1)現地実施体制
 - ・PSALM財務部のキャピタルマーケット・リスク管理部門が主なカウンターパートとなるが、社長、副社長等幹部との日常的な連携が重要。また、2007年度本邦研修を実施 (PSALM、財務省、フィリピン中央銀行等から参加予定)することから、研修経験者の知見も活用する。

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
 - 1)我が国の援助活動(有償資金協力等との連携について、案件名のみではなく、連携内容等についても言及する)
 - ・JICA財政分野プロジェクト形成調査(2006年2月～2007年6月)
 - ・JICA国別研修「債務リスク管理能力強化」(2007年10月予定)
 - 2)他ドナー等の援助活動
 - ・ADB協力「政府公社改革」(2007年1月～):フィリピン国鉄、国家開発公社等に対し、財務改善指導を行う
 - ・AusAID協力「経済ガバナンス改革のためのパートナーシップ」(2005年～):国家食糧庁、国家配電公社、国家電力公社等に対し、経営改善指導を行う
 - ・世銀協力電力セクター改革支援:PSALM、国家電力公社に対する独立電力生産者(IPP)契約等への指導を行う



開発調査

2011年10月04日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名	(和)内国歳入割当金(IRA)制度改善調査 (英) Study on the Improvement of Internal Revenue Allotment (IRA) System
対象国名	フィリピン
分野課題1	経済政策-財政(歳出・公共支出管理)
分野課題2	ガバナンス-地方行政
分野課題3	経済政策-金融
分野分類	計画・行政-行政-財政・金融
プログラム名	行財政改革
プロジェクトサイト	マニラ
署名日(実施合意)	2007年05月25日
協力期間	2007年8月29日 ~ 2008年12月09日
相手国機関名	(和)内務自治省
相手国機関名	(英) Department of the Interior and Local Government (DILG)
日本側協力機関名	総務省

プロジェクト概要

背景

フィリピンでは、地方開発の効率化、地域間格差の是正、行政への住民の参加促進等を目的として1991年に地方自治法が制定され、中央政府から地方自治体への行政機能、規制・監督権限の委譲や職員の転籍を含む本格的な地方分権が端緒に就いた。しかしながら、地方自治法施行後15年が経過した現在も、地方自治体の人的・財政的キャパシティの不足等により、地方分権化は必ずしも期待された成果を上げるには至っておらず、地方自治体間の経済格差は地方分権開始後にむしろ拡大している現状にある。

中でも、地方自治体歳入の約6割(平均)を占める内国歳入割当金(IRA: Internal Revenue Allotment)については、財政面での自治体間不均衡を助長しているとの指摘がなされており、地方分権の一層の推進・定着を図る上で極めて重要な課題の一つであると認識されている。具体的には、IRAは国家税収の一定割合(40%)を一定の配分式に基づき各地方自治体に自動的に配分する交付金であるが、配分式の算出方法が非常に単純であり(各自治体の面積及び人口、並びに均等割の3要素のみに基づき配分)、各自治体の発展状況や財政需要を適切に反映する仕組みとなっておらず、都市型自治体に有利となっているとの指摘がある。地方財政、とりわけ財政的に困難を抱える地方自治体の財政に占めるIRAの重要性に鑑みれば、地方自治体間格差の是正を図る上でIRA制度の改善は避けては通れない課題であり、現行のIRA配分式と地方開発の現状の関係を検証し、地方格差是正のために取りうる措置を提言する開発調査の実施を我が国に要請するに至った。

上位目標 地方自治法におけるIRA関連条項の修正法案が提出される。

プロジェクト目標 策定したIRA制度の改善案に基づき、地方自治法におけるIRA関連条項の修正に向けた議論が活発化する。

成果

- ・IRA制度改善案が提示される。
- ・内務自治省職員の政策分析・立案能力が向上する。

活動 具体的調査項目は以下のとおり。

[フェーズ1:現状分析](2007年8月~2008年3月)

(a) 地方自治体の財政に関する中央政府組織の役割・責任、(b) 地方自治体の収入構造、(c) 地方自治体の支出構造、(d) 地方自治法により中央政府から地方自治体に委譲された役割・機能の実施状況、(e) 個別の地方自治体における財政需要と実際の支出のギャップの算出及び地方自治体間の財政不均衡と現行のIRAの配分との関係、(f) 地方自治体の自主財源拡大に関するポテンシャル、(g) 地方自治体の財政管理に関するモニタリングシステム、(h) 上記を踏まえたIRA配分式の問題点（及びIRA制度のその他の問題点）の洗い出し及び改善の方向性の検討

[フェーズ2:IRA制度の改善にかかる提言](2008年4月～2008年12月)

(a)新IRA配分式に関するオプションの提案(配分式に盛り込む変数(指標)の検証、配分式のオプション形成、各オプションがIRA配分額の変更を通じて地方自治体財政に与える影響の分析)、(b) IRAに関する各種規則・規制の改善に関する提言(IRAの用途制限のあり方(例:IRAの20%を開発目的に使用するよう定めた地方自治法第287条)に関する分析・提言、その他、フェーズ1にて問題として特定された項目についての改善案)、(c) 関係者との協議、(d) コミュニケーション戦略の作成、(e) 提言取り纏め

投入

日本側投入

コンサルタント

- ・総括 1名 (6.2MM)
- ・地方行政 1名 (7.0MM)
- ・地方財政制度 2名 (8.4MM)
- ・地方財政需給 2名 (10.4MM)
- ・ローカルコンサルタント(他ドナーとの連携、既存調査研究の分析) 1名 (10MM)
- ・ローカルコンサルタント(地方自治体財政データ収集) 2名 (6MM)
- ・ローカルコンサルタント(アンケート調査) 2名 (3MM)

カウンターパート研修(5～10名程度)

ワークショップ等開催

相手国側投入

カウンターパート人材

関連施設(執務スペース等)

外部条件

- ・地方分権推進政策に大幅な変更がない。
- ・IRA制度の改善に対する関係者の反対行動が活発化しない。
- ・経済事情の悪化等により政府歳入が大幅に減少しない。

実施体制

(1)現地実施体制

直接のカウンターパートは内務自治省地方自治体監督局。同局長の下に常勤スタッフ4名が本件調査担当として配置される予定。

(2)国内支援体制

国内支援委員会を設置予定。委員構成(案)は以下のとおり。
 ・金澤 史男 横浜国立大学教授(前国際社会科学研究所科長)
 ・高端正幸 聖学院大学専任講師
 ・総務省自治財政局
 ・財務省関係部局(財務総合政策研究所、主計局)
 ・JICA関係部局(アジア一部、社会開発部等)

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

個別専門家:地方分権化支援(1998-2000、2000-2002、2002-2004)
 技術協力プロジェクト:セブ州地方部活性化プロジェクト(2006まで)
 ミンダナオ・ダバオ地域広域地方自治体行政強化(2006～2010)
 イロイロ州地方自治体行政強化(2006～2010)
 ミンダナオ・カガヤンデロ地域基層地方自治体行政強化(2007～)

研修:地方自治体クラスター活性化セミナー(一村一品運動)

(2)他ドナー等の

援助活動

地方財政にかかる集団研修、及び同研修フォローアップ調査
 各ドナー・国際機関とも、地方分権・地方開発分野の支援を重視しており、地方自治体に対する直接的支援を中心とした様々な支援を実施・計画している。
 そのうち、地方財政に関する主な支援は以下のとおり。
 ・WB:IRAに関する包括的調査(～06、実施済み)
 ・AusAID:IRAを含む地方財政制度に関する調査(～01、実施済み)
 ・ADB:地方財政制度改善に向けた調査・キャパシティビルディング(TA4556(対DOF)、TA4778(対DILG)) (ともに実施中)
 ・USAID:地方財政に関するフィリピン大学との共同研究(実施中)
 ・NZAID:予算管理省(DBM)での勉強会支援



技術協力プロジェクト

2017年09月30日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名	(和)税関事後調査制度導入支援プロジェクト (英) Assistance Project on Introduction of Customs Post Entry Audit
対象国名	フィリピン
分野課題1	経済政策-その他経済政策
分野課題2	民間セクター開発-貿易・投資促進
分野課題3	
分野分類	商業・観光-商業・貿易-貿易
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
署名日(実施合意)	2007年12月05日
協力期間	2008年06月08日 ~ 2011年03月31日

プロジェクト概要

背景

フィリピンの財政は、①歳入の落ち込み、②利払費の増大に伴う財政の硬直化、③資本市場からの借り入れに依存する財政の脆弱化、④政府公社の財務状況悪化、等の問題を抱えており、中期フィリピン開発計画(2004-2010)においても、税収の増加による財政収支の改善が重点課題の一つとなっている。近年においてはプライマリーバランス(基礎的財政収支)の均衡化をほぼ達成する等、状況は改善してきているものの、この傾向を中・長期的に維持していくために税収増加が最優先課題の一つとして位置づけられている状況に変わりはない。特に、米国発の世界金融・経済危機がフィリピンの実体経済に与える影響が昨年後半から顕在化しており、歳入が落ち込む一方で財政出動による景気刺激策が求められているところ、適正な税収を確保することの重要性が一層増している状況にある。

フィリピンにおいては国家歳入全体に占める関税の比率が高く、毎年フィリピン関税局(BOC: Bureau of Customs)に課せられている徴税額目標は国家歳入の18%前後を占めており、BOCの徴税能力の向上は同国の重要課題の一つとして位置づけられている。また、BOCに対しては、貿易円滑化の観点から迅速な通関が求められている一方で、社会保護の観点から寛せい剤等の密輸取り締まりやテロ対策の強化も求められており、相反する政策目標を同時に追求する必要に迫られている。

このような課題に対応するための方策の一環として、BOCでは2002年から事後調査制度(輸入貨物の通関後、税関が輸入者等の事業所に赴き関係書類を確認し、申告の適正性を確認する制度)を導入した。しかしながら、事後調査制度が実効的に機能するためには、実施体制の整備、調査要員の能力開発、標準化された実務要領の策定、申請者(輸入者)の理解促進等が必要である。フィリピンでは、基本法令の整備は行われているものの、こうした実務面での体制整備が進んでいないため、事後調査制度の導入により期待されている効果(徴税額の増加、通関手続の迅速化等)が十分に現れていないと認識されている。

このような状況を改善し、フィリピン税関における事後調査制度の定着・発展を促進するため、フィリピン政府は我が国に対して「税関事後調査人材育成プロジェクト」の実施を要請した。

上位目標 フィリピンにおける通関手続きが円滑化されるとともに、事後調査により適切な徴税が実施される。

プロジェクト目標 フィリピンの主要税関において、事後調査制度が円滑に運用される。

成果 3-1 BOCの事後調査部門(PEAG: Post Entry Audit Group)の組織体制が見直され、強化される。

- 3-2 過去の事後調査の経験がPEAG事後調査官の間で共有され、今後の事後調査にフィードバックされるためのメカニズムが構築される。
- 3-3 事後調査官の能力が強化される。
- 3-4 輸入業者の法令順守度合いが向上する。

活動

- 4-1-1 PEAGの現行の組織体制をレビューする。
- 4-1-2 PEAGの新しい組織体制の草案を作成する。
- 4-2-1 PEAG事後調査官による過去の調査経験をとりまとめ、分析する。
- 4-2-2 4-2-1から得られる教訓を抽出し、文書化する。
- 4-2-3 今後の調査に反映させるため、PEAG事後調査官の間で上記教訓を共有する。
- 4-2-4 PEAG事後調査官が教訓の共有化を目的とした定期的な会合を開催するよう指示する通達(Office Memorandum)の草案を作成する。

- 4-3-1 事後調査手法に関する研修ニーズを特定する。
- 4-3-2 PEAG事後調査官に対し、事後調査手法に関する研修を実施する。

- 4-4-1 輸入者向けの既存のアウトリーチ素材を改定し、発行する。
- 4-4-2 様々な手段を通じ、ステークホルダーに対して事後調査関連の情報を発信する。
- 4-4-3 輸入者の意識向上を図ることを目的としたワークショップを開催する。

投入

日本側投入

短期専門家11名
 2008年度3名(1名×1週間×1回、2名×1週間×1回)
 2009年度4名(2名×1週間×2回)
 2010年度4名(2名×1週間×2回)

短期専門家現地業務費(セミナー開催費等)

相手国側投入

本邦研修(8名×2週間×1回/年度)
 カウンターパートの配置
 短期専門家が使用する設備・施設の提供

実施体制

- (1)現地実施体制 カウンターパートはPEAGの長。
- (2)国内支援体制 財務省関税局

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
 - ・技術協力個別案件(専門家)「税関機能向上」(05.6~07.6)
 - ・技術協力個別案件(専門家)「税関機能能力強化」(07.7~08.7)
 - ・技術協カプロジェクト「フィリピン税関情報システム(PCIS)利用環境整備・人材育成プロジェクト」(07.7~10.7)
- (2)他ドナー等の援助活動
 - ・EUによるBOCへの専門家派遣
 - ・豪、米等によるテロ対策に関連したセミナー・ワークショップの開催



技術協力プロジェクト

2014年12月18日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

案件概要表

案件名	(和)DTI-SMEカウンセラー人材育成(中小企業診断制度導入)プロジェクト (英)Capacity Development for DTI-SME Counselors (Project on SME "Shindan" for Philippine SME Counselors)
対象国名	フィリピン
分野課題1	民間セクター開発-中小企業育成・裾野産業育成
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	商業・観光-商業・貿易-商業経営
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	Laguna, Albay, Iloilo, Leyte, Misamis Orientalの各州におけるSMEセンターが設置されている都市を中心とした地域、マニラ首都圏
署名日(実施合意)	2006年12月06日
協力期間	2007年01月31日 ~ 2010年01月30日
相手国機関名	(和)フィリピン貿易産業省中小企業局
相手国機関名	(英)Department of Trade and Industry, Bureau of Small and Medium Enterprise Development

プロジェクト概要

背景

中小・零細企業振興/起業家育成はアロヨ政権の10ポイントアジェンダのトップで言及されるなど、フィリピン政府の最重要課題のひとつに位置付けられており、フィリピン貿易産業省(以下、DTIと略す)は、JICA開発調査「中小企業開発計画策定支援プログラム」(2004年3月終了)の支援を受け、「SME Development Plan 2004-2010」を策定・公表(2004年7月)した。DTIでは、このSME Development Planを踏まえ、2010年までに優先的な実施が期待される施策を12のグループに整理し、関係省庁、民間中小企業支援団体、国際機関や各国ドナーとそれぞれの施策に関連する活動の実施について調整を行っている。

中小(零細)企業向けアドバイザーサービスの充実とSMEカウンセラー/アドバイザーの育成ならびにSMEセンターの強化は、このうちの第2グループ「SME Counseling and Advisory and Upgrading of SME Centers」に位置付けられている。DTI中小企業局(DTI-BSMED)は、フィリピン大学小規模産業研究所(UP-ISSI)と共同で、地方におけるSMEセンターで中小・零細企業向けの経営相談に当たるSMEカウンセラーの能力開発用の教材、企業カウンセリング用マニュアルを作成し、優先センターに指定されているSMEセンターのSMEカウンセラーから、順次、研修を実施している。DTI-BSMEDでは、今後、人材育成の対象を優先センター以外のSMEカウンセラーに拡大するとともに、既存の教材を改訂・更新し、包括的な能力開発教材を作成していく計画である。

しかし、具体的な取り組みが既に開始されているにもかかわらず、DTIとしての包括的な人材育成計画はまだ定められておらず、業務実態に即した教材・マニュアルの改善や改訂については、多くの課題を残している。

JICAは、DTI-BSMEDから出された要請を受け、事前評価調査を通じて先方ニーズ、日本として可能且つ妥当な協力の形態、アプローチなどを検討・協議した結果、2006年11月、DTIとの間でRecord of Discussionsを締結し、本件を技術協力プロジェクトとして実施することに合意した。2007年2月には専門家チームが着任し活動が開始され、2007年度にはラグナ地域でカウンセラーに対する研修が実施された。2008年1月には、プロジェクト活動をさらに効果的かつ効

	率的に実施するために、PDMの見直しが行われ、研修結果を活用したカウンセリングの実践が活動に加えられた。
上位目標	プロジェクト対象地域以外のSMEセンター(全国85ヶ所)において、本プロジェクトでの経験・成果が活用され、より円滑なBDSの提供が促進される。
プロジェクト目標	5ヶ所のプロジェクト対象SMEセンターにおいて、中小零細企業の問題やニーズが分析され、中小零細企業に基本的な(高度に専門的でない)アドバイスを提供できるSMEカウンセラーの育成を通じて、プロジェクト対象地域におけるBDSが円滑に提供される。
成果	<p>成果1: プロジェクト対象地域のSMEセンターにおけるDTI-SMEカウンセラーが、中小零細企業に基本的な(高度に専門的でない)アドバイスを提供するために必要な最低限の知識・技能を習得する。</p> <p>成果2: プロジェクト対象地域のSMEセンターにおけるDTI-SMEカウンセラーが、専門家等の指導の下で、関係機関とのネットワークを形成しながら中小企業に対するカウンセリング経験を蓄積する。</p>
活動	<p>1-1. 中小零細企業のDTI-SMEカウンセラーに対するカウンセリングニーズ(需要側ニーズ)ならびにカウンセラーの研修ニーズ(供給側ニーズ)の分析とリストアップを行う。</p> <p>1-2. DTI-SMEカウンセラー人材育成計画(案)を作成・改訂する。</p> <p>1-3. 本プロジェクトで実施するSMEカウンセラー研修のカリキュラムを作成・改訂する。</p> <p>1-4. 既存のSMEカウンセラー育成用の教材も参考に、研修用教材を作成・改訂する。</p> <p>1-5. プロジェクト対象地域のSMEセンターにおけるDTI-SMEカウンセラーに対し、各カウンセラーの現状を踏まえたレベル別研修を実施する。</p> <p>2-1. 各SMEセンターにて対象地域における中小零細企業のカウンセリングニーズならびにBDSの提供状況が分析される。</p> <p>2-2. 上記分析やカウンセラーの担当業務を勘案の上、各センターで業種を複数選定し、当該産業における企業の指導計画の策定、診断実施および改善状況のモニタリングを実地で指導する。</p> <p>2-3. 活動2-3の結果についてケースブックとして取りまとめる。</p> <p>2-4. プロジェクト対象地域のSMEセンターにおけるDTI-SMEカウンセラーが中心となって、地域関係者向けにSMEカウンセラー養成研修が開催されるよう、技術的な支援を行う。</p>
投入	
日本側投入	<p>(専門家)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総括、人材育成計画、ビジネス・カウンセリング、ビジネスプラン、起業計画、財務・税務、マーケティング (カウンターパート研修) ・本邦研修 (機材供与) ・特になし (その他) ・教材作成および研修実施にかかるローカルコンサルタントの配置
相手国側投入	<p>(人的投入)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本人専門家に対するカウンターパート職員の配置 ・事務局スタッフの配置 (施設・既存機材の提供) ・専門家執務室、会議スペース、電話・インターネット回線 (プロジェクト運営にかかる予算配分) ・カウンターパートの人件費 ・その他のローカルコスト負担
外部条件	<ol style="list-style-type: none"> 1)本プログラムを他地域で展開するための適切な予算措置が取られる。 2)研修を受講したDTI-SMEカウンセラーが引き続きBDS提供に従事する。 3)パイロットSMEセンターが引き続きBDS提供の機能を保持する。 4)研修対象者が研修を含むプロジェクト活動への参加を許可される。 5)日本人専門家が対象民間企業の情報に触れることが許可される。
実施体制	
(1)現地実施体制	フィリピン側政府機関(貿易産業省、国家経済開発庁)および日本側(JICA、大使館)による合同運営委員会を年1回以上実施し、プロジェクト運営に必要な事項について協議し決定する。また、研修実施に当たっては、R/Dにて定められた貿易産業省、JICA、フィリピン大学らによるプランニング・チームを設置し、講義内容の妥当性や有効性について十分吟味した上で実施する体制を取る。
(2)国内支援体制	特になし。必要に応じて課題部および関連省庁から適宜助言を得ることとする。
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	開発調査「フィリピン中小企業開発計画策定プログラム」(2004年3月終了) 貿易産業省中小企業振興局に対する個別専門家(長期)派遣(2003年~2006年)
(2)他ドナー等の	Private Enterprise Accelerated Resource Linkage Phase II (Pral 2) 2002-2007(カナダ開発庁)

援助活動



技術協力プロジェクト

2014年12月18日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

案件概要表

案件名	(和) 地方食品包装技術改善プロジェクト (英) Improvement of Packaging Technology for Philippine Food Products in the Regions
対象国名	フィリピン
分野課題1	民間セクター開発-中小企業育成・裾野産業育成
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	商業・観光-商業・貿易-商業経営
プログラム名	生計向上手段の強化・多様化
援助重点課題	貧困層の自立支援と生活環境改善
開発課題	生計向上(貧困層の自立)
プロジェクトサイト	マニラ首都圏
署名日(実施合意)	2005年06月24日
協力期間	2005年06月30日 ~ 2009年06月29日
相手国機関名	(和) フィリピン科学技術省包装技術研究・開発センター
相手国機関名	(英) Department of Science and Technology, Packaging Research and Development Center

プロジェクト概要

背景

フィリピン国では、全国で5万数千社が食品産業に従事しているが、零細企業を含む中小企業は企業数で99.6%を占め、そのうち86.2%が地方にて操業している。これら食品中小企業は生産管理、品質管理、衛生基準など様々な問題を抱えているが、中でも地方の中小企業の多くは適切な包装技術の知識がなく、加えて包装資材のコスト高もあって、市場に商品を出荷するうえで適切な包装を行えないでいる。このため、物流・マーケティングといった要素とは別に包装技術の制約、とりわけ商品の見た目の悪さや日持ち期間の短さといった制約から、大半の食品中小企業の市場は極めて狭い地域に限定されてきた。

包装技術研究・開発センター(PRDC)は、1999年9月に設立された科学技術省(DOST)傘下のプロジェクト・ユニットである。PRDCは設立以来、民間食品企業に対する包装技術改善と普及・啓発を活動目的のひとつに掲げ、コンサルティング・サービスを通じた民間企業に対する包装技術改善サービス(パッケージの開発、ラベルのデザイン、輸送用包装の開発、等)の提供や、食品の保存期間試験など各種試験の実施、PRDCの有する機器の貸し出しなどを有償で行ってきた。また、包装技術分野の普及・啓発活動として、地方都市におけるセミナー実施による技術紹介などを積極的に開催している。現時点でPRDCは、特に地方における食品中小企業に対し適正包装技術の導入を包括的に支援する国内唯一の機関となっている。しかしながら、PRDCが、中小食品企業に対して包装技術改善のより一層の普及を図っていくには、顧客である中小企業のニーズに即した食品包装技術・知識を向上させるとともに、地方における普及啓発活動を強化することが求められている。

かかる現状を踏まえ、事前調査を経て、我が国による協力に対するニーズ、投入内容・規模・期間の妥当性及び協力成果の持続性につきフィリピン政府実施機関と協議を重ねた結果、2005年6月下旬から2009年6月下旬までの予定で「フィリピン地方食品包装技術改善プロジェクト」による協力が開始された。

上位目標 適正包装技術の普及・啓蒙の促進により地方食品中小企業の包装技術が改善され、国内・海外市場における地方食品中小企業の製品の商品価値が高まる。

プロジェクト目標 地方における食品中小企業の包装技術の改善・向上に向け、適正包装技術の導入支援に係

るPRDCのサービス(普及・啓蒙セミナー、ワークショップ、コンサルテーション実施能力、組織運営能力、技術的専門能力)を改善する。

成果	<ol style="list-style-type: none">1. PRDCの組織運営能力が向上する。2. PRDCの食品包装に係る専門能力(技術、知識)が強化される。3. PRDCの包装デザイン及びラベルデザインの製作に係る専門能力が強化される。4. PRDCの地方食品中小企業に対する適正包装技術導入支援にかかる実施能力のうち、普及・啓蒙セミナー、ワークショップ、企業コンサルテーションに係る実施能力が向上する。
活動	<ol style="list-style-type: none">1-1 PRDCに対するモニタリング・システムを提言し、導入する。1-2 過去の活動に関するデータベースを開発し、情報を体系的に整理する。1-3 PRDCの年間計画の策定を支援する。1-4 定期的にプロジェクトモニタリング会議を開催する。 <ol style="list-style-type: none">2-1 食品包装技術に関し、年間活動計画を作成する。2-2 ハイバリア(半乾燥食品)に関する技術移転を行う。2-3 MAP技術に関する技術移転を行う。2-4 レトルト技術に関する技術移転を行う。2-5 輸送包装に関する技術移転を行う。 <ol style="list-style-type: none">3-1 グラフィックデザインに関し、年間活動計画を作成する。3-2 顧客のコンセプト作りに関する研究開発を実施する。3-3 ラベルデザインに関する技術移転を行う。3-4 過去に実施したデザインに関する評価を行う。3-5 デジタルプリンターの作成に関する技術移転を行う。 <ol style="list-style-type: none">4-1 コンサルテーションに関し、年間活動計画を作成する。4-2 今後、食品中小企業の競争力強化に資する新たな技術を特定する。
投入	
日本側投入	専門家派遣 ・総括 ・包装技術(ハイバリアフィルム、MAP、レトルト技術、MAP、等) ・グラフィックデザイン ・輸送包装 本邦研修: ・マネジメント、消費者包装、輸送包装、グラフィックソフトウェア、各分野
相手国側投入	・食品包装技術試験に必要な機材 ・デジタルプリンター ・デザイン関係機材 ・車輛 (人的投入) ・日本人専門家に対するカウンターパートの配置 ・事務局のスタッフの配置 ・Steering Committee (Joint Coordinating Committee)のメンバー配置 (施設・既存機材の提供) ・専門家執務室、会議スペース、電話・インターネット回線 ・機材設置に必要な施設の増改築 (プロジェクト運営に係る予算配分) ・施設、機材の維持管理費 ・カウンターパートの人件費
外部条件	・カウンターパートが継続してプロジェクト業務に従事する。 ・PRDCが計画通りに地方中小企業に対する包装技術改善に係る啓蒙・普及活動を実施する。 ・PRDCの活動とDOST地方局との連携が十分に確保される。 ・PRDCと関連諸機関との間の連携・協調が十分に確保される。 ・包装技術改善に関するフィリピン政府の政策が継続される。 ・フィリピンにおける経済状況がPRDCのクライアントである地方食品中小企業の経済活動に悪影響を及ぼさない。 ・プロジェクトの運営・活動費のための予算が確保、維持される。
実施体制	
(1)現地実施体制	本プロジェクトでは、日比合同でプロジェクトの円滑な運営のモニタリング、進捗管理を行うためのSteering Committee(Joint Coordinating Committee)を設置する。コミッティの議長はフィリピン科学技術省次官、メンバーはフィ側カウンターパート(プロジェクトマネージャー)、フィ側援助窓口機関(NEDA)代表及び日本人専門家(チームリーダー)、JICAフィリピン事務所代表を予定している。これに加え、必要に応じて在比日本大使館代表をオブザーバーとして招聘する。また、民間セクターのニーズを反映させるため、必要に応じてフィリピン商工会議所の代表者もオブザーバーとして招聘できることとした。
(2)国内支援体制	特になし。必要に応じて課題部および関係省庁より助言を得る。
関連する援助活動	
(1)我が国の	食品包装技術に関する研修生の受け入れが過去に実施されていたものの、地方の食品企業の包装技術改善を目的に包括的な支援が実施されるのは本件が初めてとなる。

援助活動

(2)他ドナー等の
援助活動

スイス政府による包装マニュアル作成支援が実施されたことがあるが、包装技術改善に関する協力は実施されていない。



技術協力プロジェクト

2012年11月02日現在

本部/国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名	(和)標準・適合性評価強化プログラムプロジェクト (英)Capacity Building for Philippine Standards Conformity Assessment Program(SCAP)
対象国名	フィリピン
分野課題1	民間セクター開発-産業基盤制度
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	商業・観光-商業・貿易-商業経営
プログラム名	投資促進
援助重点課題	雇用機会の創出に向けた持続的経済成長
開発課題	ビジネス・投資環境の整備
署名日(実施合意)	2005年06月30日
協力期間	2005年10月01日 ~ 2008年9月30日
相手国機関名	(和)貿易産業省製品規格局
相手国機関名	(英)Bureau of Product Standards -Department of Trade and Industry

プロジェクト概要

背景	経済のグローバル化が進展していく中で、産業の競争力を長期的に確保するために、フィリピンも対応が迫られている。国際競争力強化に必要となる環境整備の一つとして貿易の円滑化があり、その中でも貿易に関わる障壁を排除することが重要であり、適合性評価の試験にかかる時間とコストの削減を可能にする相互承認(MRA)の枠組みに加わることは不可欠である。MRAへの加盟により、フィリピン産業は、認定や検査を受けるために、わざわざ海外からのサービスの提供を受ける必要がなくなり、コストの削減による大きなアドバンテージを得ることができる。MRA加盟には、政府機関が試験所を認定する技術的・制度的基盤の整備と製品の試験を実施する試験所の技術力が国際的に認められる水準にあることが必要である。そのため、フィリピンにおいて、MRAへの加盟を進めるためには、現行の標準・適合性評価プログラム(SCAP)を国際的に受け入れられるものに整備、発展させ、かつ試験所の能力向上を達成する必要がある。また、フィリピン標準・適合性評価プログラムに含まれる分野においても、特にISO17025(試験所認定スキーム)に関しては、経済連携が加速する中で、フィリピン製品の国際競争力を確保するために今後より重要性が高まってきている。貿易産業省(DTI)製品規格局(BPS)は、試験所の認定を行う立場にあり、フィリピンのMRA加盟に関し、重要な位置付けにある。また、試験所の能力強化という点について、フィリピンにおける製品試験の実施を担っているのはBPSの試験センターである。フィリピンのMRA加盟に向け、BPS及びBPS試験センターの能力強化は急務であり、以上の背景から要請がなされた。本プロジェクトは、中期開発計画(MTPDP)にも、特に産業サービスの上での競争力育成という点で合致している。
上位目標	フィリピン標準・適合性評価プログラム(SCAP)が国際的に認知され、フィリピンの貿易円滑化につながる。
プロジェクト目標	BPS試験センターの技術力及びBPSの製品認証スキームが強化される。
成果	(1)関連する品質管理体制の発展、改善、効果的な運用を通して、電気電子製品の検査、認証の分野におけるBPSプログラムを進めるための組織全体の管理体制を、強化される。(2)電気電子製品の検査、認証に関わる(検査機器の校正含む)カウンターパートの技術能力が改善され、かかる技術能力を維持するシステムが強化される。

活動 (1)-1 BPS組織内の製品認証制度に係る既存の運営・管理システムの確認 -2 関係者からのヒアリング及び管理職との意見交換 -3 組織内マネジメントシステムの確立、実施
(2)対象の電気・電子製品の試験、検査及び認証に関し、以下の点で技術移転を実施する。
-1 製品安全試験に関する技術 -2 電磁環境試験に関する技術 -2 性能試験に関する技術 -2 上記試験に関するマニュアルの開発、改善 -3 校正及び検定システムの構築

投入

日本側投入 (1)長期専門家1名 (2)短期専門家(年間最大5名) (3)カウンターパート研修(年間最大4名)
(4)機材供与

相手国側投入 (1)施設提供 (2)検査用機材 (3)カウンターパートの配置 (4)ローカルコスト負担 (5)その他機材
免税措置等

実施体制

(1)現地実施体制 BPSは約80名の人員を要し、薬品、農産物等を除く標準化行政を所掌している。また、
電気・物質試験等に関する試験所機能も有している。

関連する援助活動

(1)我が国の 援助活動 日本(JICA)とBPSとの協力関係としては、開発調査「アセアン諸国生産性工業、工業規格・標準化基礎調査」を1992年に実施し、工業規格・標準化に係る問題点を整理した後、プロ技「工業標準化・電気試験技術(93～97)」及び「電気・電子製品試験技術協力事業(99～03)」を実施し、電気製品試験の安全に係る試験技術を実施してきたところである。また、本件要請の中に含まれている試験所の技能試験に関しては、03年まで実施の「プロジェクト連携促進事業」で支援している。



技術協力プロジェクト

2012年01月28日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

案件概要表

案件名	(和)ダバオ産業クラスター開発プロジェクト (英)Davao Industry Cluster Capacity Enhancement Project
対象国名	フィリピン
分野課題1	民間セクター開発-産業技術
分野課題2	平和構築-経済復興
分野課題3	
分野分類	商業・観光-商業・貿易-商業経営
プログラム名	フィリピン その他プログラム
プロジェクトサイト	ダバオ地域
署名日(実施合意)	2007年04月13日
協力期間	2007年11月05日 ~ 2010年06月30日
相手国機関名	(和)フィリピン貿易産業省第11地域事務所
相手国機関名	(英)Department of Trade and Industry, Region XI Office

プロジェクト概要

背景	<p>フィリピンでは、中期開発計画において経済成長促進のため政府の取りうる方策として、中小企業振興が重要な柱のひとつとなると認識されており、中小企業向け諸施策を調整・統括する立場にある貿易産業省(DTI)は、2004年7月にSME Development Plan 2004-2010を策定し、中期的なマスタープランのもと中小企業振興に資する各種の施策を実施、調整している。</p> <p>JICAはこれまで、開発調査「フィリピン中小企業開発計画策定支援プログラム」により右SME Development Planの策定を支援したほか、同計画で実施が計画されている中小企業振興施策のうち重点11分野における協力を検討・実施してきている。</p> <p>ダバオ地域は、農水産資源に富み、また民間セクターが活発な活動を行っていることで知られており、DTIによれば、今後最も発展の可能性のある地域のうちのひとつと考えられている。貿易産業省第11地域事務所(DTI-Region 11)は、ダバオ地域を中心に展開する地場産業(マンゴー、バナナ、ココナッツ、海草、木材など)における企業・生産者間連携及び企業と支援機関・団体との間の連携を強化することにより、地場中小企業の競争力と生産性の強化を図るとともに、当該地域内の各施策と整合性のある包括的な中小企業振興施策の実現を目指すことの必要性を指摘している。かかる問題意識に立ち、DTI-Region 11は、ダバオ地域における産業クラスター開発支援を目的とする技術協力プロジェクトの実施を要請し、2007年11月に専門家チームの到着とともにプロジェクト活動が開始された。</p>
上位目標	各ステークホルダーによってクラスター開発計画で定めた目標の達成に向けて必要な方策が進められる。
プロジェクト目標	各分野のクラスター開発計画を実施するための官官および官民間の協力体制が構築される。
成果	[成果1] ダバオ地域のクラスターチームの組織的・技術的能力が強化される [成果2] ダバオ地域内の各地域でSME振興を担当するフロント・ライン・ワーカーの能力が強化される
活動	1-1) 既存のクラスターチームの実施体制等を確認し、問題点を把握する。 1-2) 既存の産業クラスター開発計画をレビューする 1-3) 研修ニーズを調査し、カリキュラムおよび教材を準備する

- 1-4) クラスターチームに対する研修を実施する
- 1-5) 研修受講生を動員し、産業クラスター開発計画を改訂する
- 1-6) クラスターチーム運営マニュアルを作成する
- 1-7) 産業クラスター開発計画にて設定された目標を達成するために各クラスター・チームが取るべき行動を定めたアクションプランを策定する
- 1-8) 7)にて策定したアクションプランのうち、いくつかを試行的に実施する
- 1-9) アクションプランの実施状況をモニタリングし、クラスターチーム運営マニュアルおよび産業クラスター開発計画を改訂する

- 2-1) フロントライン・ワーカーの活動状況および能力を精査する
- 2-2) 研修ニーズを調査し、カリキュラムおよび教材を準備する
- 2-3) ローカル・レベルで中小企業振興を担当するフロントライン・ワーカーに対する研修を実施する
- 2-4) 研修を受講したフロントライン・ワーカーの実践状況をモニタリングする

投入

- 日本側投入
 - ・専門家派遣(「チーフアドバイザー/産業振興政策」「業務調整/研修計画」「商品改善」「包装改善」)
 - ・研修(現地、本邦)
 - ・アクションプラン実施にかかる経費負担
- 相手国側投入
 - ・クラスター活動に必要な機材
 - ・カウンターパート人員の配置
 - ・プロジェクト活動に必要な日本人専門家執務室、施設の提供
 - ・光熱費や国内通信など基本的プロジェクト運営費用
 - ・アクションプラン実施にかかる経費負担(30%)
- 外部条件
 - [前提条件]
 - ・貿易産業省が十分な人員配置と予算措置を講じる
 - ・研修受講生が座学・実践ともにプロジェクト活動に積極的に参加する
 - [成果達成のための外部条件]
 - ・研修を受講したクラスターチーム・メンバーおよびフロントライン・ワーカーが退職ないし非関連部署へ配置換えされない
 - ・ダバオ地域の中小企業振興に関する政策が大きく変更されない
 - [プロジェクト目標達成のための外部条件]
 - ・産業クラスター開発計画が関連政府機関および民間団体に認識される
 - ・クラスター開発計画実施に向けたDTIの役割が変更されない
 - [上位目標達成のための外部条件]
 - ・ダバオ地域の中小企業振興に関する政策が大きく変更されない

実施体制

- (1)現地実施体制 合同運営委員会を設置し、プロジェクト実施に関する重要事項を決定する。
- (2)国内支援体制 国内支援委員会等は特に設置しない

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
 - ・フィリピン国において産業クラスターチームを対象とした類似案件はこれまでに実施されていない。
 - ・フィリピン貿易産業省に対しては、「貿易産業省中小企業カウンセラー人材育成プロジェクト」(2007年～2010年)では、中小企業を支援する貿易産業省中小企業カウンセラーの人材育成を支援中。
- (2)他ドナー等の援助活動
 - カナダ開発援助庁(CIDA)がダバオ商工会議所に対する支援(民間の中小企業向けビジネスコンサルタントの育成)を実施中。



個別案件(専門家)

2012年01月28日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

案件概要表

案件名	(和)投資促進 (英)Investment Adviser
対象国名	フィリピン
分野課題1	民間セクター開発-貿易-投資促進
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	商業-観光-商業-貿易-商業経営
プログラム名	投資促進
プロジェクトサイト	マニラ
署名日(実施合意)	2008年04月01日
協力期間	2008年04月01日 ~ 2010年03月31日
相手国機関名	(和)貿易産業省-投資委員会
相手国機関名	(英)Department of Trade and Industry (DTI)- Board of Investment (BOI)

プロジェクト概要

背景 近年のフィリピン経済は、電気・電子、自転車、ITの3分野を成長の柱とし、外国資本の企業活動に牽引されてきた。政府としても、経済特区の運営、税制優遇、投資制度改善、ワン・ストップ窓口サービスの展開等で、内外企業の誘致に力を注いでいる。他方、近隣諸国との比較では投資魅力が低下傾向にあると見られ、外国直接投資はアジア通貨危機以降は低迷が続いていた。2004年になり、エレクトロニクス等の分野で回復の兆しが見えたところである。現政権が掲げる貧困削減、雇用拡大の目標を達成し、同国経済を安定的な成長軌道に乗せてゆくためには、一層の投資誘致が不可欠とされている。

投資委員会(BOI)は、投資促進を所掌する組織であり、海外直接投資が着実な経済成長に不可欠との認識の下、1990年代以降、規制を緩和し、投資を促進する政策へと軸足を移してきた。海外からの投資を促進するために、BOIはForeign Desk Officerを設置し、各国デスクに対する助言・指導を依頼しており、1989年以来、日本デスクにはJICA専門家が配置されてきた。

以上の背景の下、フィリピンの投資環境整備・産業戦略等に関する政策レベルの助言を得ることを目的として、本件が要請されたものである。

上位目標 フィリピンにおけるビジネス・投資環境が改善される。

プロジェクト目標 1) 海外及び国内の投資を促進するための行動計画と具体的方策が策定される。
2) 日本からフィリピンへの投資が促進される。

成果 1) フィリピンにおける投資需要が発掘される。
2) 投資に関する各種セミナーや調査が実施される。

活動 1) 投資関連法整備の整合性、運用に関わる助言を行う。
2) フィリピンでの外国投資主要産業の裾野産業に対する企業誘致に係る助言を行う。
3) 周辺国でフィリピン人人材活用に繋がる新規産業の育成に係る助言を行う。
4) 投資阻害要因に対する対応策の立案に係る助言を行う。
5) 日本デスクへの照会に関する対応に係る助言を行う。
6) 関係政府機関との連携・調整を支援する。

投入 ・長期専門家派遣(1名×2年間)

日本側投入

相手国側投入 ・カウンターパートの配置
・執務室の提供、等

実施体制

(1)現地実施体制 BOI内の以下の担当者がカウンターパートとなる。
・Executive Director, Investment Promotions Group(部長、投資促進グループ)
・Director, International Marketing Department(局長、国際マーケティング局)

関連する援助活動

(1)我が国の
援助活動 1)我が国の援助活動
・個別専門家「投資促進・輸出工業化」
・国別研修「貿易・投資促進実務」
・国別研修「投資促進行政」
・円借款「開発政策支援プログラム」

(2)他ドナー等の
援助活動 世銀、USAID、EU等



技術協力プロジェクト

2011年11月29日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

案件概要表

案件名	(和) 地方自治体の観光統計に係る能力強化プロジェクト (英) Capacity Development on Tourism Statistics in Local Government Units (LGUs)
対象国名	フィリピン
分野課題1	民間セクター開発-観光
分野課題2	ガバナンス-地方行政
分野課題3	ガバナンス-統計
分野分類	商業・観光-観光-観光一般
プログラム名	観光プログラム
プロジェクトサイト	マニラ首都圏マニラ市他
署名日(実施合意)	2008年12月22日
協力期間	2009年03月01日 ~ 2012年03月31日
相手国機関名	(和) 観光省
相手国機関名	(英) Department of Tourism (DOT)

プロジェクト概要

背景	<p>フィリピン国(以下、「フィ」国)の観光産業は中期開発計画(2004~2010年)において重要産業と位置づけられており、観光省(Department of Tourism: DOT)は「観光開発アクションプラン」を2004年に策定し、一層の観光開発を進めている。より現実的かつ実効性の高い計画を策定、実施するためには、精度の高い情報を蓄積、分析することが必要である。しかし、現状では、例えば、認定を受けていない宿泊施設や飲食店等の情報を適時把握することが困難な状況である。</p> <p>また、地方自治体では、観光担当部署が未設置であったり、脆弱な体制であったりすることに現れているように、概して観光産業に対する知識・経験が不足している。</p> <p>そこでDOTは短期専門家の派遣を日本政府に要請し、2006年から2007年まで「観光開発」が派遣された。同専門家の協力を得て、地方自治体職員向けの観光統計マニュアル(地方自治体(Municipality)レベルでの統計データ(特に宿泊統計)の収集・報告)が作成された。この成果を踏まえて、DOTは今後、地方自治体向け観光統計研修の質的・量的拡大、観光省と地方自治体との観光統計に係る連携強化(データベースの開発など)、観光開発計画策定に係る能力向上への取り組みを行おうとしている。このような状況を踏まえて、DOTは、観光政策立案及び実施能力の更なる強化を目的とした技術協力プロジェクトの要請を日本政府に提出した。この要請に基づき、JICAは、プロジェクト実施の妥当性を5項目評価の観点(妥当性、有効性、効率性、インパクト、自立発展性)から評価するとともに、要請内容の確認、プロジェクト実施の前提条件(実施・責任体制、両国の負担事項、等)の確認、及び、協力内容(PDM案、PO案)について「フィ」国側と協議し、2008年8月にR/D案を含むM/Mを取りまとめた。</p>
上位目標	観光統計に係る制度・メカニズムの整備を通じて、DOT及び自治体による、より適切な観光開発計画が策定・実施される。
プロジェクト目標	DOT及び地方自治体が、観光データ・統計収集・分析能力の強化を通じて、観光開発計画の作成に係る能力を開発する。
成果	1) 観光統計作成及び観光開発計画策定に関して、自治体職員の能力が向上する。 2) DOT及び自治体の組織的・制度的な能力が開発される。
活動	(1-1) 対象自治体(州政府を含む。)及び主要観光施設向けに、本プロジェクトの概要に係るオリエンテーションを実施する。

- (1-2) 観光統計及び観光計画に係る研修モジュールを作成する。
- (1-3) 観光統計に係る研修を実施する。
- (1-4) 観光計画・マーケティング及び投資戦略に関する研修を実施する。
- (1-5) 対象自治体による試行的観光客調査をモニタリングする。
- (1-6) 観光開発計画(マーケティング及び投資戦略を含む。)に係るワークショップを実施する。

- (2-1) DOTと対象自治体間の覚書(観光担当官の任命、予算措置等が主な内容)締結を推進する。
- (2-2) 既存の観光統計マニュアルをレビューし、改訂する。
- (2-3) 観光統計データを収集・分析するための標準フォーマットを作成する。
- (2-4) 自治体の観光担当者向けの「観光統計作成ガイドブック」を作成する。
- (2-5) 「全国観光会議」を開催し、プロジェクトの成果(品)を他の自治体に普及する。

投入

日本側投入

- 1) 専門家派遣
担当分野: 観光統計、観光開発計画、研修管理
- 2) 第三国技術交換
- 3) 機材供与
ラップトップコンピュータ、ソフトウェア等
- 4) その他

相手国側投入

- プロジェクト活動費
- 1) カウンターパート人件費
- 2) 施設手配(プロジェクト事務所、研修会場)
- 3) その他(ローカルコスト負担)

外部条件

- ・対象自治体が、観光統計データの管理システムの導入や観光計画の作成に関して積極的に取り組む。
- ・DOTが別途導入するデータベースシステムが、自治体が提出するデータを取り込むことができる。
- ・対象自治体の首長(プロジェクト期間中の選挙によって選任された新首長を含む。)が覚書の内容を遵守する。

実施体制

(1)現地実施体制

- ・DOTが実施機関(担当課は観光調査統計課)
- ・DOTは、DOT地方事務所及び州政府と協力して、対象自治体との間で覚書を交わす。
- ・DOTは、地方自治アカデミー(内務自治省の傘下)との間で覚書を交わし、同アカデミー教官をプロジェクトへオブザーバーとして招聘するとともに、本プロジェクトで開発された研修モジュール・教材等をプロジェクト終了後、同アカデミーに引き渡し、全国展開を図る。

(2)国内支援体制

特になし

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

- 1) 我が国の援助活動(有償資金協力等との連携について、案件名のみではなく、連携内容等についても言及する)
- ・JICA短期専門家「観光開発」(2006年3月～2007年3月)
- ・旧JBIC円借款「北部パラワン持続可能型環境保全事業」



草の根技協(地域提案型)

2015年07月30日現在

本部/国内機関 : 九州国際センター

案件概要表

案件名	(和)グリーンツーリズムによる地域振興のための指導者育成 (英) Green Tourism For Regional Development
対象国名	フィリピン
分野課題1	民間セクター開発-観光
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	商業・観光-観光-観光一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	マニラ、イフガオ
署名日(実施合意)	2008年02月19日
協力期間	2008年2月 ~ 2009年3月
相手国機関名	(和) フィリピン農業省、フィリピン大学ロスバニョス校
相手国機関名	(英) Department of Agriculture, University of the Philippines (Los Banos College)
日本側協力機関名	福岡県久留米市

プロジェクト概要

背景	<p>フィリピンにおいて工業化中心の経済成長策を是正し国土の均衡ある発展を目指すために、農村部振興策は喫緊の課題である。農業生産性そのものの向上は言うまでもないが、2次産業・3次産業を包含した6次産業といわれる「グリーンツーリズム」の導入は不可欠である。近時、「アグロツーリズム」と称する投資型農村観光(施設)が都市住民の関心を呼んでいる事実は、グリーンツーリズム受け入れの潜在性を物語っている。</p> <p>「グリーンツーリズム」は、地域固有の観光資源(自然・文化)を、自発・自主・自律を旨として活かし、都市住民との交流(ツーリズム)を通じて経済的利益を得、それをさらに観光資源の保全・活用に再投資するという循環(持続)活動である。</p> <p>平成17年度に同国から研修員を招聘して実施された「育成プログラム」はグリーンツーリズム概念の意義を総論的に理解させることに重点が置かれた。結果として、参加研修員に関する限り、目的は達成することができたと思う。続く課題はいかにしてこれをフィリピン全土に普及することができるかである。</p> <p>そのための第一は、グリーンツーリズム概念の啓蒙を広く推進していくことであり、第二は、これと並行して具体的事例を実践的に考究していくことである。事例としては「イフガオの棚田」を取り上げる。</p> <p>「棚田」は日本における事例の示すとおり、グリーンツーリズムにとってこの上ない題材である。景観・環境保護・文化遺産・良質米生産など、いかなる切り口も可能である。</p> <p>イフガオにおいて、「UNESCO世界遺産登録」の意義・重みを先ず自覚させる。「自信」が生まれさえすればアイデアの競演となる。フォトコンテスト、田植え・草取り・稲刈り、米や野菜類の直販、菜の花の種まき、都市農村交流などである。ここで指導者が必要となる。</p> <p>「指導者」とは、第一に、アイデアを実行可能な「企画」にまとめ、コンセンサスを得て推進し、第二に、「棚田⇒ツーリズム⇒経済効果」のマネジメントに関し見識と見通しをもっている人材を言う。このような指導者の育成が活動のすべてと言い得る。</p>
上位目標	イフガオの棚田を活用したグリーンツーリズムに関する政策が立案され、実務的に推進される。

プロジェクト目標	(1)グリーンツーリズムに関する政策を立案し、実務を推進する指導者が育ち、広がりをもつようになる。 (2)両国間の「棚田交流」が実現する。
成果	(1)日本における実際例を取捨選択し、自分の地域に適応したプランを作成する。 (2)フィリピン国内のネットワークが形成され、AGNを介して国境を超えた交流が行われるようになる
活動	平成19年度(専門家派遣) 日本から棚田ツーリズムの研究者およびグリーンツーリズム実践者をフィリピンに派遣し、現地視察を実施するのを主体に、グリーンツーリズム一般に関するワークショップを開催する。 (1)日本の関係者が「イフガオ棚田」とそのバックグラウンドを視察し実情を把握するとともに、隠れた地域観光資源の発見と活かし方を指導する。 (2)帰国研修員のアクションプランの実施状況をチェックし、運営につき実務的アドバイスをを行う。 (3)フィリピン大学ロスバニョス校で「フィリピンにおけるグリーンツーリズムの可能性」に関するワークショップを開催し、グリーンツーリズムに関する情報・意見交換を行う。 平成20年度(研修員受入) イフガオの棚田関係者(行政官、フィリピン大学の研究者、地域指導者など)を日本に招聘し、主だった棚田の視察と並行して企画立案を中心テーマとしたワークショップを行ない、「棚田を活かした地域振興策」の起案実務を習得させる。 両年度を通じて「棚田」をモデルとした実務知識の習得に主眼をおく。
投入	
日本側投入	専門家の派遣(3名×7日間) 平成20年2月28日～平成20年3月5日(7日間) 研修員の受入(4名×24日間)平成20年8月18日～平成20年9月10日(24日間)
相手国側投入	セミナー開催(場所の提供、参加者) 研修員の人選
実施体制	
(1)現地実施体制	フィリピン大学を主たるカウンターパートとし、イフガオおよびグリーンツーリズム関係者の協力を得る。
(2)国内支援体制	久留米市(提案団体) 久留米大学(実施機関) アジア・グリーンツーリズム・ネットワーク(AGN)(協力機関)



個別案件(専門家)

2011年05月13日現在

本部/国内機関 : 農村開発部

案件概要表

案件名	(和)灌漑開発計画 (英)Irrigation Development Planning and Implementation
対象国名	フィリピン
分野課題1	(旧)農業開発・農村開発-(旧)農業政策・制度
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業土木
プログラム名	農業・農村開発
プロジェクトサイト	マニラ首都圏(ケソン市)
署名日(実施合意)	2008年07月01日
協力期間	2008年07月07日 ~ 2010年07月06日
相手国機関名	(和)農業省国家灌漑庁
相手国機関名	(英)DA-National Irrigation Administration

プロジェクト概要

背景	NIAは、灌漑事業の実施、灌漑施設の建設等を通じて、農村部における生計向上を図っており、政府全体の貧困削減に向けた取り組みにおいても重要な役割を果たしている。 しかしながら、灌漑事業の実施など、NIAに与えられた目標の達成において、以下の問題に直面している。 (1)受益者に対して短期的な効果をもたらす投資プログラムの選定、優先順位付け (2)新規の灌漑施設の継続的な維持管理を行うための費用などを管理を行うための資産管理方法の欠如 (3)組織体制の縮小、再編成に関する政府の合理化計画
上位目標	灌漑事業において、日本政府とフィリピン政府の協力関係が持続される。
プロジェクト目標	灌漑事業に関する事業形成から実施管理にかかる政策的・技術的な助言を通じ、NIAの組織体制の強化・改善が図られる。
成果	(1)灌漑事業に関する投資計画の策定、選定、優先順位付けが行われる。 (2)灌漑管理移転(Irrigation Management Transfer)が適切に行われる。 (3)様々な事業における適切な資産管理の方法が確立される。 (4)NIA合理化計画に基づいた灌漑開発の円滑な実施が行われる。 (5)灌漑開発戦略に関連した各種法律に関する調査が実施される。
活動	(1)NIAの様々な部門が実施する各種活動の経済的な優先順位付けおよびスケジュールの検討 (2)JICAの開発調査において優先度が高いとされたNIAのプログラム支援 (3)各種事業の適切な資産管理に関する支援 (4)NIA合理化計画の進捗状況の管理・モニタリング (5)セミナー、ワークショップの開催(NIAの実施する事業と関連する各種法律(社会保護や環境関連)との連携協調)
投入	
日本側投入	長期専門家1名 カウンターパート研修

相手国側投入 セミナー開催経費
携行機材
カウンターパート1名 (Assistant Administrator, Project Development and Implementation)
プロジェクトオフィス
外部条件 特になし。

実施体制

(1)現地実施体制 NIA本庁内のProject Development and Implementationに配属

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

1)我が国の援助活動

JICA (技プロ)水利組合育成強化プロジェクト(2006.9~2007.9)
(技プロ)水利組合強化支援プロジェクト(2007.10~2010.12)
JBIC (円借款)農地改革インフラ支援事業(フェーズ2、3)

(過去の関連事業)

JICA (開発調査)フィリピン国国家灌漑庁運営強化計画調査(2000年8月~2001年10月)
(開発調査)フィリピン国国営灌漑システム維持管理・改善計画策定手法調査(2005年9月~2006年10月)

2)他ドナー等の援助活動

世界銀行 Participatory Irrigation Development Project



個別案件(専門家)

2011年02月02日現在

本部/国内機関 : 農村開発部

案件概要表

案件名	(和) アグリビジネス投資アドバイザー (英) Adviser for Agribusiness Investment
対象国名	フィリピン
分野課題1	(旧) 農業開発・農村開発-(旧) 農業政策・制度
分野課題2	民間セクター開発-貿易・投資促進
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	農林水産-農業-農産加工
プログラム名	農業・農村開発
署名日(実施合意)	2006年05月31日
協力期間	2007年11月16日 ~ 2009年11月15日
相手国機関名	(和) 農業省
相手国機関名	(英) Department of Agriculture (DA)

日本側協力機関名

プロジェクト概要

背景 農業は、フィリピンの農村地域における経済の中核をになっているとともに、工業セクターを含む他のセクターに対し素材を提供する重要な役割を担っている。しかしながらフィリピンでは、近隣国に比べ伝統的農業を行ってきた期間も長く、生産性は低い状態にとどまっていた。このため政府は、1997年に農業近代化法を制定し、単位面積当たりの生産性と労働時間あたりの生産性をともに上げる取り組みを開始した。一方、農業の生産性を高めることのほかに、単なる農業生産による農村経済の活性化を図るのではなく、アグリビジネスを振興することにより、付加価値の高い生産を行うとともに、産業構造の高度化をはかる取り組みが必要とされている。そのため、国家中期開発計画(MTPDP)においては、アグリビジネスを通じた農村振興の一環として、200万ヘクタールの新規アグリビジネス用地開発等が目標として掲げられている。これまでJICAは、農業省に個別専門家を継続的に派遣し、現在も農業近代化支援のための政策アドバイザーを派遣中であるが、同政策アドバイザーの派遣期間は本年11月21日までとなっており、アグリビジネス投資アドバイザーの派遣による先方政府への助言指導が求められている。

上位目標 農業近代化法が目指す食糧自給率の向上および貧困削減に貢献する。

プロジェクト目標 アグリビジネス開発に関連した農業省のポートフォリオが策定される。

成果

1. アグリビジネス開発支援に関する戦略投資計画が策定される。
2. 関連省庁(農業省-農地改革省-環境天然資源省)間のアグリビジネスに関する連携協力を支持した農業省の取り組みが明確になる。
3. 地方政府職員の農業開発事業立案能力が向上し、投資誘致・事業誘致能力が向上する。
4. 日比間のパートナーシップが強化される。

活動

- 1-1 アグリビジネスサイトの選定
- 1-2 戦略投資計画の策定手法の構築
- 1-3 現在の状況・課題および投資環境のレビューと分析
- 1-4 投資案の形成・優先順位付け・評価
- 2-1 特定された連携地区での投資案の形成・調整

- 2-2 事業実施における連携強化メカニズムの構築
- 3-1 事業実施のために地方政府職員が身につけるべき技術の特定
- 3-2 農業省関連組織および地方政府職員に対する研修の実施
- 4-1 政策立案から事業評価にいたる日比双方の協力制度にかかる理解の促進
- 4-2 日本の援助方針等にかかる助言等
- 4-3 関連調査団の支援

投入

- 日本側投入 長期専門家 1名×24ヶ月
- 相手国側投入 カウンターパートの配置
執務室の提供
地方出張時の車輛の提供
- 外部条件 フィリピンを取り巻くアグリビジネス環境が劇的に変化しない。

実施体制

- (1)現地実施体制
- (2)国内支援体制

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
 - 長期専門家「農業近代化支援のための政策アドバイザー」(2004.11.22-2007.11.21)
 - 長期専門家「農地改革地域整備計画」(2003.08.20-2006.08.19)
- (2)他ドナー等の援助活動



技術協力プロジェクト

2012年01月18日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

案件概要表

案件名	(和)高生産性稲作技術の地域展開計画プロジェクト (英)Project on the Development and Promotion of Location - Specific Integrated High - Yielding Rice Technologies
対象国名	フィリピン
分野課題1	(旧)農業開発・農村開発-(旧)農業政策・制度
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	農業・農村開発
プロジェクトサイト	ヌエバエシハ州、イロコス・ノルテ州、アグサン・デル・ノルテ州
署名日(実施合意)	2004年11月15日
協力期間	2004年11月15日 ~ 2009年11月14日
相手国機関名	(和)フィリピン稲作研究所
相手国機関名	(英)Philippine Rice Research Institute

プロジェクト概要

背景	<p>コメはフィリピン農業において最重要作物であり国民の80%以上が主食としており、年間国民一人当りの消費量は日本を上回る。しかしながら単収は全国平均では低く、品種改良、機械化、栽培体系の確立が強く求められてきた。</p> <p>これを受けて、日本はフィリピン稲作研究所(「フィルライス」)に対し無償資金協力を実施し1991年に研究施設を完成させ、1992年から5年間のプロジェクト方式技術協力「フィリピン稲研究所計画」を実施し、その後小規模農家向け技術の研究開発を目的として1997年8月から5年間のプロジェクト方式技術協力「高生産性稲作技術研究計画」を実施した。これらの協力の結果からフィルライス本所の研究開発能力は飛躍的に向上した。</p> <p>今後は、これらの成果を活用した技術の普及支援が課題となっていることから、所管する支所を活用することにより、フィルライスが開発した基礎技術の実用化を目指し、(1)農家の圃場を活用した実証試験を通じて農家に適応可能なコストに留意した技術(低投入・地域適応型栽培体系)の開発を行なうとともに、(2)農家の現場段階で直面する問題を研究部門にフィードバックするためのシステムの構築が不可欠となっている。</p>
上位目標	<ul style="list-style-type: none">・対象地域において稲の生産性が向上する。・対象地域において農家の農業所得が向上する。
プロジェクト目標	参加農家での稲の生産性が向上する。
成果	<ol style="list-style-type: none">1) 本所(ムニョス)および各支所(パタック、アグサン)において低投入・地域適応型栽培体系が開発される。2) 稲作技術を中心とした技術支援体制が対象3地域で構築される。
活動	<ol style="list-style-type: none">1-1) 実証圃場の選定、設置1-2) 実証圃場における実証、展示1-3) 実証結果のフィードバック及びそれに基づく改良2-1) 対象3地域でのベースライン調査(農家経営、営農実態、水利組合の状況、流通状況)の実施2-2) 農家、関係機関スタッフ等への技術指導(ミンダナオにおいては、ARMM(ムスリム・ミンダ

ナオ自治区)を所管するミッドサヤフ支所を通じて、同地区に対する教材の提供、技術指導等を実施する)

2-3) 関係機関(自治体、大学等)との情報共有のための「実証圃場協議会」の実施

投入

日本側投入

長期専門家:チーフアドバイザー/実証/普及、業務調整、評価・選抜、実証/普及
短期専門家:毎年3名×3M/M程度
供与機材:車輛、普及活動用OA機器、気象観測装置、圃場データ調査機器など
C/P研修:毎年3名程度
プロジェクト活動費

相手国側投入

C/P及び補助員の配置(本所、バタック支所、アグサン支所) 施設の提供(本所、バタック支所、アグサン支所):研究室、事務室、研修室、会議室および宿泊棟等、圃場、研究施設、専門家執務室などプロジェクト活動費

外部条件

- ・異常気象が発生しない
- ・病害虫が異常発生しない
- ・フィリピン政府によるコメ増産による食糧自給優先政策が持続される

実施体制

(1)現地実施体制

フィリピン稲作研究所 TDF委員会 (RIARC, NGO, LGUs, SUC, etc.) 合同調整委員会



草の根技協(支援型)

2014年03月01日現在

本部/国内機関 : 関西国際センター

案件概要表

案件名	(和)フィリピン共和国タルラック州タルラック市における有機農法普及計画 (英)Extension Plan of the Organic Farming for the Improvement of Agricultural Technologies in Tarlac City
対象国名	フィリピン
分野課題1	(旧)農業開発・農村開発-(旧)農業開発
分野課題2	自然環境保全-持続的森林管理
分野課題3	(旧)農業開発・農村開発-(旧)農村開発
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	フィリピン共和国タルラック州タルラック市
署名日(実施合意)	2006年12月20日
協力期間	2007年02月01日 ~ 2009年12月21日
相手国機関名	(和)タルラック州タルラック市政府
日本側協力機関名	特活)近畿HACCP実践研究会

プロジェクト概要

背景

(1)背景、現状、問題点

フィリピン共和国は地理的に高温多雨の好条件があるが、水稻・野菜等の栽培では技術的に改善の余地が多くあり、従ってその収穫量も全体的に低い水準にある。この低い収穫量水準の理由としては様々な要因が考えられるが、その一つは農業技術とその技術の管理(マネジメント)にあると考えられる。フィリピン共和国における農業技術の改善については、中央の農業省が主として研究・開発を、普及の実践は州、市、町の地方自治体が担っている。このため、地方自治体の首長の理解と農業普及員の実践的指導力、普及活動の質の向上が農家の技術改善による生産性の向上と農家収入の向上に不可欠である。特にフィリピン共和国のタルラック州タルラック市には多くの天水依存型稲作農地があり、雨季の豪雨による土壌流亡等で土地が貧弱になり作物の順調な生育を阻害し、ひいては収穫量が少なくなることにつながっている。対象地域の一般農家の収量は10a当り430kg程度(籾付重量)で、施肥法は量の多少はあれ、化成肥料を使用し、病害虫の防除は一部を除き行っていない。

(2)事業の必要性・妥当性

このような作物栽培条件を改善し、タルラック市の農業を発展させるためには有機農業技術の導入が不可欠である。当研究会では同市で有機質を用いた農業技術(有機農法)の技術移転・普及を図ることにより、環境に配慮した持続的な土壌の改善・農業技術の向上を推進し、農産物の収量増とそれに伴う収入増を図って来た。具体的には稲藁、家畜糞などを活用して堆肥を作り、土壌の改良を図る。天水依存型稲作は栽培計画が立ちにくいいため、収入確保には端境期に野菜・果物栽培で補填して行くことが重要で、本農法はこの点でも大変有利である。タルラック市長は農業技術改善と普及に大きな関心と理解があり、2年前から当研究会に要請があつて、試験的なデモファームで協力を行っている。2003年度には同市職員の協力を得て55農家を選定し、有機農業技術の導入及び指導を行ってきた。その結果水稻栽培においては相当数の収穫量アップを見た。将来は30%の増収達成の可能性があり、増収が達成可能と考えている。

上位目標

タルラック市及びタルラック州に有機農業技術が普及し、収穫量が増加することによって農家の収入が向上すると同時に、廃棄物のリサイクル活用が図られることによって自然環境、栽培

環境の汚染が防止される。

プロジェクト目標 1.タルラック市の技術職員が有機農業技術を取得し農業従事者にその技術を普及させる。
2.タルラック市及びタルラック州に有機農業技術を広め、農家の収入を向上させる。

成果 成果(短期的目標)、達成をはかる指標、成果を達成するための活動
①成果:タルラック市の技術職員が、無農薬・堆肥施用の有機農法を取得し、55農業従事者にその農法が技術移転される。
②指標:有機農業技術を取得した市職員の数 2名
有機農業技術を取得した農業従事者の数 55名
③活動:有機農業技術の教育・普及(月2回研修会)、端境期栽培指導、及び各種作物毎のマニュアルの作成

活動 [活動内容]
1.有機農業技術の教育・普及(月2回の研修会)
2.端境期栽培指導
3.環境配慮型有機農法の学校教育
[成果の指標]
有機農業技術を取得した市職員、農業従事者の数、対象農家の単位面積あたりの収穫量

具体的な活動内容としては、同農法の普及、啓蒙のため、同市の農家を対象に稲作・野菜栽培について月2回の研修会を行い、またデモファームでは、同市の農業従事者を対象に現場研修会を行う。研修では、追肥へ化学肥料はできるだけ使わないよう指導を行い、土づくりの意義、自然環境を守る必要性などの深い理解をもとめ、平行して農法の技術移転を進めながら最終的には無化学肥料(100%堆肥化)の実現を目指す。堆肥の切り返しは市普及員と協力農家との共同作業で3~4回行う。また、野菜の栽培については有機農法と端境期栽培を結びつけることも重点活動の一つとする。なお、デモファームでの実験に当たっての試験設計は初めから正確な試験設計を行う予定である。さらに、市職員及び有機農業技術取得者を中心としての組織を確立し、その輪を更に拡大してタルラック市内の農家に普及する。また、本事業における活動の自立発展性及び他地域への普及の観点から、各種作物毎のマニュアルを作成する。

投入

日本側投入 専門家派遣

相手国側投入 市役所普及員
デモファーム担当者
一般農家

実施体制

(2)国内支援体制 近畿HACCP実践研究会



草の根技協(パートナー型)

2010年06月21日現在

本部/国内機関 :国内事業部(地球ひろば)
広報室-地球ひろば推進課

案件概要表

案件名 (和)フィリピンにおける環境保全型野菜生産による所得向上パイロット事業

対象国名 フィリピン

分野課題1 (旧)農業開発・農村開発-(旧)農村開発

分野課題2 自然環境保全-持続的森林管理

分野課題3

分野分類 農林水産-農業-農業一般

署名日(実施合意) 2007年03月28日

協力期間 2007年04月02日 ~ 2010年03月31日

相手国機関名 (和)

相手国機関名 (英)

日本側協力機関名

プロジェクト概要

背景

フィリピンにおける野菜の主要産地であるベンゲット州では、連作、化学農薬・化学肥料の多投によって土壌の疲弊を招き、生産が伸び悩み、農薬の残留による食品の安全性が脅かされている。近隣諸国から野菜輸入が急増して価格も低迷している。また、最近の原油高騰によって農薬肥料コストが上昇している。しかも急傾斜地に零細規模栽培のため所得は低く、多くの農家が貧困な状態から抜け出せないでいる。

このような問題を解消して地域農家の貧困軽減を図るためには、栽培地の土壌改良と栽培技術の改善によって収穫を増大させる一方で化学肥料、農薬の使用量を削減して生産費を削減することが必要である。またこのような栽培によって環境汚染を防止し、消費者にとって安全な野菜を供給することが求められる。

このため、地域において野菜生産を行う先進的農家を中核にした野菜生産グループを形成して、関係機関との協力連携の下に「フィリピンにおける環境保全型野菜生産による所得向上パイロット事業」を実施する。

上位目標
1. 土壌改良・野菜栽培技術がベンゲット州に普及する
2. 地域環境(土壌・水質等)が改善される
3. 健康で安全な野菜が市民に供給される

プロジェクト目標 ラ・トリニダッド町内の参加農民が土壌改良・野菜栽培改善技術を実践・応用する技術を身につける

成果
1. 堆肥、炭による土づくり技術が確立される
2. 改良土壌による環境保全型野菜生産技術が開発される
3. 女性を主体として野菜の販売ノウハウが蓄積される
4. 環境保全型野菜生産技術が実践され、農業関係者に周知される

活動

投入

日本側投入

相手国側投入

外部条件

実施体制

- (1)現地実施体制
- (2)国内支援体制

関連する援助活動

- (1)我が国の
援助活動
- (2)他ドナー等の
援助活動



技術協力プロジェクト

2014年06月11日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

案件概要表

案件名	(和) ARMM地域稲作中心営農改善プロジェクト (英) Rice-Based Farming Systems Training and Support Program for the ARMM
対象国名	フィリピン
分野課題1	(旧) 農業開発・農村開発-(旧) 農村開発
分野課題2	平和構築-(旧) 公共・インフラ社会サービス支援
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	政策立案・実施支援(対ARMM支援)
援助重点課題	ミンダナオにおける平和と安定
開発課題	政策立案・実施支援(対ARMM支援)
プロジェクトサイト	ムスリム・ミンダナオ自治区 (ARMM)
署名日(実施合意)	2005年02月01日
協力期間	2005年02月02日 ~ 2010年02月01日
相手国機関名	(和) 農業省フィリピン稲研究所 / ARMM政府農業水産省 / ARMM農業水産省地域総合農業研究センター / 他2大学
相手国機関名	(英) Philippine Rice Research Institute / ARMM-DAF / ARMMIARC / MSU / USM

プロジェクト概要

背景
フィリピン国(以下、「フィ」国)南部のミンダナオ島の西部に位置するマギンダナオ州、南ラナオ州、および南西部の島嶼部であるバシラン州、スールー州、タウィータウィ州の5州からなるムスリム・ミンダナオ自治地域 (Autonomous Region in Muslim Mindanao : ARMM) における米の収穫量は、比国全体の2.8%の35万トンである(BAS, 2002)。米収穫面積は合計約15万haであるが、1haあたりの平均収穫量は2.32トンであり、「フィ」国全国平均の3.2トン/haと比べて低い水準にある。

同地域では天水依存型の稲作が中心であることに加え、(1) 農民が昔ながらの営農手法に依存し、また、農業技術、知識を得る機会が少ないこと、(2) 収穫処理施設の未整備から生産物ロスが多いこと、(3) 高品質の種苗入手が困難であること等が米の生産性が低い原因としてあげられている。また、農家における生計向上の視点からは、米以外の換金作物の生産、家庭菜園での自己消費用食糧の確保が必要とされている。

農業普及員は農民への技術指導の役割を担っているが、普及員自身の営農改善技術に係る技術・知識の不足、普及活動予算の不足、治安問題から活動が制約される等の問題もあり、農民のニーズにあった活動を展開できていないのが実状である。

これら問題を解決するため、これまでJICAが長年にわたり、技術協力を行ってきたフィリピン稲研究所(DA-PhilRice)と連携し、3,450戸の農家を対象に、農家の営農方法の改善ひいては、農家の生計向上を図ることを目的に技術協力プロジェクトを実施する。

上位目標 対象地域の農家の生活水準が向上する。

プロジェクト目標 対象地域において稲作中心営農方法が改善される。

成果
1 農業技術の移転について、継続的な現地研修がATIにより実施される。
2 農業技術の改善に関連する知識・技術が農家によって習得される。

活動 1-a) AT及びプロジェクト関連スタッフとの協議

1-b)AT及びプロジェクト関連スタッフに対する集中的な技術研修及びスタディツアーの実施
1-c)プロジェクトのモニタリング・評価

2-a)FFS及びPalayamananを通じた小規模農家研修
2-b)Palayamanan及びFFSモデルへの支援及び改善
2-c)農家のニーズに沿った実践的な研修
2-d)プロジェクト及び稲作中心技術に関するインフォメーションキャンペーン

投入

日本側投入

- ・AT対象研修:約300人
- ・農民対象研修:平均690名/年×5年間
- ・総合農業展示場整備:20箇所
- ・FFS:138箇所
- ・種苗生産所整備:2箇所
- ・機材供与:乾燥機、小型トラクター、普及用バイク、研修資機材他
- ・モニタリング・評価活動費、広報活動費

相手国側投入

- 1)スタッフの配置(研修実施、モニタリング／評価)
- 2)研修施設の土地提供
- 3)事業運営経費の部分負担

外部条件

- 1)研修を受けたATが農民に対するフォローアップ指導を継続する。
- 2)市場へのアクセス、農産物の価格が維持される。

実施体制

(1)現地実施体制

農業省フィリピン稲研究所が現地国内研修受託機関となり、同機関のミッドサヤフ支所を中心に研修を実施(施設は南ミンダナオ大学(USM)を活用)。
ARMM政府農業水産省 / ARMM農業水産省地域総合農業研究センター / ミンダナオ国立大学(MSU) / 南ミンダナオ大学が協力機関となり農民に対しての研修等を実施する。

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

- ・ARMM政府行政能力向上プロジェクト(技プロ)
- ・ARMM稲作中心営農改善プロジェクト(技プロ)
- ・ARMM地域保健サービス改善プロジェクト(技プロ)
- ・ARMM社会基金(円借款)

(2)他ドナー等の

援助活動

- ・当該地域に対する草の根無償資金協力
- CIDA-LGSP(Local Government Support Program)
- USAID-GEM(Growth with Equity in Mindanao)
- UN-Multi Donor Programme UNDP-GOP
- WB/JBIC/CIDA-ARMM Social Fund



技術協力プロジェクト

2014年12月18日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

案件概要表

案件名	(和)ARC支援事業地区受益者資質向上対策プロジェクト (英)In-Country Training Course for the Improvement of Operations and Maintenance System and Technology for ARBs in Marginal Areas
対象国名	フィリピン
分野課題1	(旧)農業開発・農村開発-(旧)農村開発
分野課題2	教育-ノンフォーマル教育
分野課題3	平和構築-ガバナンス
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	農業・農村開発
援助重点課題	貧困層の自立支援と生活環境改善
開発課題	生計向上(貧困層の自立)
署名日(実施合意)	2004年10月01日
協力期間	2004年10月01日 ~ 2009年03月31日
相手国機関名	(和)農地改革省
相手国機関名	(英)Department of Agrarian Reform (DAR)

プロジェクト概要

背景	農地改革省(DAR)は1988年より包括的農地改革政策(CARP)を実施してきた。CARPの土地配分については、既に目標8.1百万haの74%を達成しており、政策の重点は配分された農地に対するインフラ整備・農民の組織化等を内容とする農地改革地区(ARC)支援事業(Rural Development)にシフトしている。現在約1,600のARCが設置されている。この内約半数の700ARCが外国援助により基本的な農業農村インフラ整備が実施されており、我が国もこれまでに有償事業を主体として、支援を継続してきている。 本要請は、我が国が支援してきたARCを対象にARCにおけるインフラ維持管理の改善のみならず、ARC内の住民による活動の強化改善を図ることで、インフラ整備事業との相乗効果を求めるソフト面での支援を現地国内研修で実施する意義に鑑み要請された。
上位目標	農村地域の生計が向上する。
プロジェクト目標	特に日本政府によりインフラ整備の支援を受けたARCを対象に、DAR地方事務所及びARCの受益者からの参加者に対して技術や経験についての意見交換や具体的活動手段・方法の照会を通じたARC内の整備されたインフラの維持管理、住民による生計向上に資する持続可能な活動についての関係者の能力強化
成果	1. 地形、土壌、気候、品種に適した農業技術が身に付く 2. 農業インフラの維持管理が出来る 3. 資金管理、新規事業の立ち上げ、市場に関する情報収集、小規模金融に関する能力が改善する 4. 日本の支援終了後も、改善した維持管理システムと農業技術が継続し、農地改革省の取り組みと農地改革地区事業が継続的に歩調をあわせて進められるための能力が強化される
活動	1年目 ARC住民に対する農業を主体とした事業の強化(農民組合向け) 2年目 市場情報研修(アクセスの方法、簡便な広告方法など4連合組合向け) 3年目 技術研修2(小規模加工等研修)、ARC指導者研修 4年目 財務研修(財務管理、信用管理、会計・予算システム、資源管理、小規模金融)

投入 5年目 インフラ維持管理適正研修(灌漑、ポスト・ハーベスト、飲料水供給など)

日本側投入 研修員受入費、研修費

相手国側投入 カリキュラムの策定、フィリピン側講師に係る経費負担、研修実施に係る施設・機材の提供

実施体制

(1)現地実施体制 農地改革省と契約し、研修テーマ、カリキュラムの策定、講師の選定、教材作成、研修実施にかかる施設・機材の準備を行い、JICAフィリピン事務所からは定期的に実施モニタリングを行う。

関連する援助活動

(1)我が国の援助活動 有償資金協力にてARISP(Agrarian Reform Infrastructure Support Project)が1995年より開始されており、現在フェーズIIIを実施中。



草の根技協(支援型)

2015年02月14日現在

本部/国内機関 : 中部国際センター

案件概要表

案件名	(和)ネグロス島のマングローブ林の再生による生活の質の向上 (英)Improvement of QOL through means of Reforestration of Mangrove in Negros Island
対象国名	フィリピン
分野課題1	自然環境保全-持続的森林管理
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	農林水産-林業-林業・森林保全
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	フィリピン国ネグロス島
署名日(実施合意)	2007年08月31日
協力期間	2007年10月01日 ~ 2010年09月30日
相手国機関名	(和)フィリピン工業大学ビサヤ校。西ネグロス州環境管理事務所
相手国機関名	(英)Technological University of the Philippines Visayas, Provincial Environment Management Office

プロジェクト概要

背景	対象地域である西ネグロス州(フィリピンで5番目に大きい島の西半分で、気候は熱帯性、島中央部に山地・丘陵が見られる)は、かつて土地利用の95%森林であったが、現在4%を残すのみである。海岸部では、かつてのマングローブ林13,000ha(1950年代)が、現在約500haしか残存していない。材木の利用、農地開墾、養殖池への転換などの要因により、マングローブ林伐採が行われてきた。感潮地帯に生育するマングローブ林は、水生動物の産卵場所、小魚や甲殻類の揺籃場所として重要であり、マングローブ林減少は近海漁業の不振のひとつの原因とされる。かつては、マングローブ林が日本の里山と同じように、必要な量の薪や食べ物を収穫する程度のエコバランスの取れた土地であった。近年、マングローブ林は、都市への薪・建築材の供給、日本向けのエビの養殖池の造成などにより、伐採が引き続き行われてきた。州政府の一機関であるProvincial Environment Management Office(以下PEMO)を組織化し、1993年以降、複数サイトでマングローブの再生に取り組んでいるが、再生の歩みは遅い。マングローブ林を再生することは、必要最低限の薪や食べ物を収穫できるようにするとともに、不振となった沿岸漁業を活性化するためにも必要な取り組みである。フィリピン国内における、当団体のこれまでのネットワークと経験を活かした植樹活動と並行して、養殖事業と流通経路開拓を推進していくことで、住民の生活の質の向上を目指す。
上位目標	住民が安心して生活を営み、生活の向上が見られる。
プロジェクト目標	対象地域の住民組織が、マングローブ林の再生、保全、持続的利用を主体的に行うようになる。
成果	1. マングローブの植林 成果1: 関係者が合意した計画が策定される。 成果2: 20万本の植樹に耐える育苗環境が整備される。 成果3: 3年間で20万本の植樹が完了する。

- 成果4: 植林後のマングローブが住民組織によって維持管理される。
2. マングローブ林を活用した養殖事業を決定し、出荷先、出荷時期を住民側が主体的に特定する。
- 成果1: 年間200杯のカニを出荷できるようになる。
3. 環境教育プログラムの導入に向けた詳細計画が教育機関との連携のもと策定される。
- 成果1: 関係者が合意した計画が策定される。
- 成果2: 計画に沿った環境教育が実施される。

- 活動
1. マングローブの植樹
 活動1: マングローブ林再生のための詳細計画を、PEMO、SNCDMC、地元行政、地元コミュニティと共同で策定する。
 活動2: 対象地域の住民が主体的に活動1の詳細計画のもと準備をする。
 活動3: 対象地域の住民が主体的に植樹を実施する。
 活動4: 植林後のマングローブの維持管理をする。
2. 養殖事業(2年目以降)
 活動1: 事例調査を行う。
 活動2: 養殖事業を住民組織と検討する。
 活動3: 市場調査を行い、出荷先・出荷時期を特定し、事業をスタートする。
3. 環境教育プログラム(2年目以降)
 活動1: 環境教育プログラムの導入に向けた詳細計画を教育機関との連携のもと策定する。
 活動2: 教育機関への環境教育プログラムの導入計画を実現する。

投入

日本側投入

1. 人材
 プロジェクトマネージャー(日本人) 1名
 現地調整員(フィリピン人) 1名
 国内調整員(日本人) 1名
 国内調整員補助(日本人) 1名
 経理・広報(日本人) 1名
2. 資機材
 育苗用・養殖用の資機材、種、ジョウロ、ロープなど
 植樹用の資機材(かご、天秤、ロープ、軍足、スコップ、運搬用トラック、運搬用ボートなど)

相手国側投入

1. 人材
 ネグロス州PEMO職員 1名
 フィリピン工業大学職員 1名
2. 資機材
 苗の運搬用トラック 延べ100台日
 苗の運搬用ボート 延べ20隻日
3. 施設
 育苗所・養殖場の土地(具体的な場所は未定であるが、植樹地に隣接)
 資機材保管庫 教育機関(小学校)

外部条件

大きな自然災害がない。

実施体制

(1)現地実施体制

1. 倉田 麻里 プロジェクトマネージャー
 2. Leoncio M. Jamora 現地調整員
 3. ネグロス州PEMO カウンターパート
 4. フィリピン工業大学 カウンターパート

(2)国内支援体制

1. 後藤順久 国内調整員
 2. 鈴木正典 国内調整員補助
 3. 竹内香織 経理・報告

関連する援助活動

(1)我が国の
 援助活動

- フィリピン国 地域住民による森林管理プログラム強化計画
 (1)プロジェクト概要
 フィリピン政府は現在、森林保全と公有林地住民の生活向上を目指した国家戦略「地域住民による森林管理(CBFM)プログラム」を実施している。本プロジェクトは、同プログラムの促進に資するために、行政官および地域住民の事業実施能力の強化を行うことを目標とするものである。
 (2)協力期間: 2004年6月15日～2009年6月14日(5年間)
 (3)協力総額(日本側): 総額 7.2億円
 (4)協力相手先機関: フィリピン環境天然資源省森林管理局
 (5)国内協力機関: 林野庁



技術協力プロジェクト

2010年06月17日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

案件概要表

案件名	(和) 地域住民による森林管理プログラム(CBFMP)強化計画プロジェクト (英) Project for Enhancement of Community-based Forest Management Program (CBFMP)
対象国名	フィリピン
分野課題1	自然環境保全-持続的森林管理
分野課題2	ジェンダーと開発-ジェンダーと開発
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	農林水産-林業-林業・森林保全
プログラム名	環境
署名日(実施合意)	2004年03月10日
協力期間	2004年06月15日 ~ 2009年06月14日
相手国機関名	(和) 環境天然資源省
相手国機関名	(英) Department of Environment and Natural Resources

プロジェクト概要

背景

フィリピンでは国土の5割を占める公有林野(1,463万ha)に、全人口の13%に相当する870万人(1990年)が居住している。これら山地農村部では低い農業生産性や市場アクセスの悪さから、貧困世帯が増加の傾向にある。また、フィリピンの森林は過伐、山火事、農牧地への転換等により減少して草地化した結果、自然災害が多発し経済・社会の発展の障害となっている。政府は1980年代から外国からの資金協力により植林を推進してきたが、実績は1989-98年の10年間で49万ヘクタールと目標(163万ha)の3割以下にとどまっている。また、植林後の不適切な管理や山火事が原因となって、少なくない植林地が消失したとされている。そうした植林地や既存の森林を保全するとともに山地住民の生活向上を図るため、政府は1995年に「地域住民による森林管理(Community-Based Forest Management, 以下CBFM)プログラム」を大統領令により国家戦略として打ち出し、2008年までに900万haを地域住民との契約地とする目標をたてた。その基本理念は、①森林資源の持続的な管理、②社会的公正と地域共同体の社会経済状況の改善、③環境天然資源省と地域社会の緊密な連携、の実現である。同プログラムは、住民組織が環境天然資源省との合意により25年間契約で公有林野の管理を行う制度で、住民組織は自ら策定する村落資源管理計画及び年間計画に基き、森林の管理・利用並びに農業など土地の有効利用を行うことができる。2002年時点でこのプログラムにもとづく契約地は、面積的には合計107万ha(974サイト)に達しているが、多くの契約地で住民組織の資金不足、能力不足から計画的な森林管理や生計向上活動が実施されていない。また環境天然資源省や地方自治体などの行政機関も、予算や技術力の不足から十分に住民への指導が行われていない。係る状況から、フィリピン国政府は「CBFMプログラム」を促進するための技術協力を日本政府に要請した。

上位目標 CBFMの対象地における、森林および土地資源の保全、復旧及び持続的利用が促進され、フィリピン政府の持続的森林管理全般に対して貢献する。

プロジェクト目標 CBFMの対象地において、能力強化された住民組織が自らの主体性に基づき、能力強化された環境天然資源省、地方自治体および関連機関の支援を受けつつ、森林および土地資源の保全、復旧および持続的利用を実施する。

成果 成果1【政策コンポーネント】: CBFMプログラムの改善に対する政策提言が適切な関係機関に提出される。
成果2【フィールド・オペレーション・コンポーネント】:

	<p><パイロットサイトユニット> リージョン3のパイロットサイトにおいて、CBFMプログラムの実施スキームや関係者の協力モデルの強化により、CBFMの計画が立案され実施が改善される。</p> <p><研修ユニット> リージョン3においてCBFMの実施に関与する住民組織、環境天然資源省職員、地方自治体およびその他関係機関の知識、技術および取り組み姿勢が研修を通じて向上する。</p> <p><情報ユニット> CBFMに関連する有用な既存情報が、リージョン3の住民組織に届けられる。</p>
活動	<p>【政策コンポーネント】1.1 CBFMや関連森林政策のフィールド調査の実施。1.2 CBFM関連政策の文献調査。1.3 他機関からリソースパーソンを招きCBFM関連政策の月例会議の開催。1.4 パイロットサイトにおける政策関連課題の分析・提言ペーパーの作成。1.5 リージョン3の現状レビューに基づく政策フィードバックシステムの提案。1.6 提言ペーパーの作成・適切な関係機関への提出。</p> <p>【フィールド・オペレーション・コンポーネント】</p> <p><パイロットサイトユニット>2.1 パイロットサイト選定。2.2 地域コアグループ(以下、CG)及びパイロットサイト毎のテクニカル・ワーキング・グループ(以下、TWG)の設立。2.3 CBFM実施による地方自治体及び関係機関との連携。2.4 CGに支援を受けたTWGによる各パイロットサイトのベースライン調査の実施。2.5 住民組織によるコミュニティ資源管理計画のレビュー・計画立案への支援。2.6 各々のコミュニティ資源管理計画に基づく、住民組織による活動計画の立案、実施、モニタリング、評価の支援。2.7 ニーズに応じた他のCBFM対象地域に対する技術支援。2.8 経過報告書の作成。</p> <p><研修ユニット>2.9 リージョン3における住民組織、環境天然資源省、他関連機関に対するCBFM研修プログラムの開発。2.10 リージョン3における研修プログラムの実施。2.11 研修プログラムのモニタリングと評価。2.12 リージョン3における研修受講者に対する研修フォローアップ事業(FUSA)のガイドライン作成。2.13 リージョン3におけるFUSAの実施。2.14 承認されたFUSA活動のモニタリング・評価。2.15 CBFM研修者マニュアルの立案。</p> <p><情報ユニット>2.16 リージョン3における住民組織の現在の情報ニーズの明確化。2.17 有用情報の整理及び住民組織への配布。2.18 住民組織への情報教材の伝達状況と、住民組織による情報の受容・適応度合いのモニタリング。2.19 リージョン3における経験に基づく情報収集・伝達システムの提言。</p>
投入	
日本側投入	<p>1. 技術協力専門家 (1)長期専門家:5分野 (チーフ・アドバイザー兼森林政策、業務調整兼情報管理、農村開発、研修・普及、アグロフォレストリー) (2)短期専門家:年2~3名 (専門家派遣費 約3.2億円)</p> <p>2. 在外事業強化経費:研修経費、モデル事業経費等(約1.7億円)</p> <p>3. 機材供与:車両、研修用機材等(約0.4億円)</p> <p>4. 研修員受入:年4~8名(約0.4億円)</p>
相手国側投入	<p>1. カウンターパート配置:プロジェクト・ディレクター、プロジェクト・コーディネーター、プロジェクト・コンポーネント・マネージャー、アシスタント・コンポーネント・マネージャー、コア・グループ、事務系スタッフ、その他必要なプロジェクト・スタッフ</p> <p>2. 施設及び土地手配 ・プロジェクト事務所(環境天然資源省森林管理局内(マニラ)) ・環境天然資源省リージョン3事務所内(サンフェルナンド)</p>
外部条件	<p>【プロジェクト目標レベル】1. 協力終了後もCBFMがフィリピンにおける森林管理の優先政策である。2. CBFMに対する政府からの適切な支援が継続する。</p> <p>【アウトプットレベル】 1. CBFMプログラムが継続する。2. 環境天然資源省、地方自治体および関係機関のカウンターパートや能力強化されたスタッフが、CBFMに継続して関与する。3. パイロットサイトにおいて、施設や安全性が維持される。</p>
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<p>1. JBIC円借款「森林セクタープロジェクト」1993-2003年(フェーズ1) 2. JICA開発調査「マガット川及びカガヤン川上流域管理計画調査」2001年3月~2004年2月</p>
(2)他ドナー等の援助活動	<p>アジア開発銀行、世界銀行、USAID、GTZ等により、コミュニティによる森林資源管理、流域管理などの分野で協力してきており、地方自治体・住民・NGOを対象とした能力強化支援や違法行為の取り締まりなどガバナンスの支援が中心である。</p>



技術協力プロジェクト

2011年08月18日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

案件概要表

案件名	(和)フィリピン国マラパパイヤ試験造林事業 (英).
対象国名	フィリピン
分野課題1	自然環境保全-持続的森林管理
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	農林水産-林業-林業・森林保全
プログラム名	フィリピン その他プログラム
プロジェクトサイト	試験地: 北部ルソン(パンガシナン州)、南部ルソン(ケソン州)
署名日(実施合意)	2001年05月17日
協力期間	2001年05月17日 ~ 2011年05月16日

プロジェクト概要

背景

マラパパイヤは、タガログ語で「パパイヤの様なもの」という意味で、ルソン島を中心にフィリピンにのみ存在する自然木であり、群生せずにはあたり数本程度しか生育していない。これまで、産業材には不向きな雑木とされて処分されていたが、近年その材の加工の有用性が確認され、今後建材や家具、自然素材の容器としての利用が期待されている。しかしながら、二次林生の雑木であるため、人工的な育林に関しての特性はこれまで明らかにされておらず、造林するためには、各種試験が必要不可欠である。

係る背景のもと、エム・ピー・ウッド株式会社は、フィリピンの自然環境の荒廃・森林資源の枯渇の防止にむけ、未利用樹であるマラパパイヤの産業材としての植林および有効利用を目的として、マラパパイヤの造林試験事業をJICAに融資申請した。JICAは投融資審査の調査を行い、平成13年5月に融資を承諾した。承諾を受けて、その後マラパパイヤ造林試験事業が実施されている。

主な造林試験事業計画は以下の通り。

- (1) 融資先: エム・ピー・ウッド株式会社
- (2) 試験事業概要: フィリピンの自然環境の荒廃・森林資源の枯渇の防止にむけ、未利用樹であるマラパパイヤの産業材としての植林および有効利用を目的としたマラパパイヤの造林試験。育苗、植栽技術、地域間比較、煮沸試験を実施。
- (3) 貸付承諾金額: 288,200千円
- (4) 期間: (試験期間)2001年5月~2011年5月 (償還期間)30年(2031年まで)

本試験事業に対し、地球環境部第一グループ森林・自然環境保全第一チームは、独立行政法人国際協力機構法附則第3条に基づき、必要な調査および技術の指導を行うこととなった。

プロジェクト目標

【プロジェクト目標】

必要な調査及び技術支援(専門家派遣、研修員受け入れ)を通じて、開発投融資マラパパイヤ造林試験事業が円滑に実施される。

日本側投入

【技術協力】

短期専門家派遣: 野鼠対策
炭製造技術
造林技術管理



草の根技協(パートナー型)

2015年04月21日現在

本部/国内機関 : 関西国際センター

案件概要表

案件名	(和) イフガオ州における草の根エンパワーメントを通じた生計向上による環境保全 (英) Environmental Preservation and Socio-economic Development through Grassroots Empowerment in Ifugao
対象国名	フィリピン
分野課題1	自然環境保全-その他自然環境保全
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	農林水産-林業-林業・森林保全
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
署名日(実施合意)	2006年05月22日
協力期間	2006年06月 ~ 2008年12月
相手国機関名	(和) セイブ・ザ・イフガオ・ライステラス・ムーブメント
相手国機関名	(英) Save the Ifugao Terraces Movement(SITMo)
日本側協力機関名	特定非営利活動法人IKGS

プロジェクト概要

背景 イフガオ州の森林は、戦後の大規模な商業伐採と近年の人口増加に伴う焼畑等で、荒廃が急速に進んでいる。湧水量の減少も著しく、世界遺産に指定されている棚田や人家が崩壊の危険に晒され、地域住民の生活は危機に瀕している。IKGSは、現地NGOと連携して、失われつつある森を取り戻すための植林や生計向上事業を実施しており、2003年3月からは2年1ヶ月の活動期間で、草の根技術協力事業支援型として「アグロフォレストリーによる持続可能なエコシステムの構築～世界遺産のフィリピン・イフガオ棚田の保全～」を実施した。当該事業により多くの成果をあげたが、以下のような課題を残している。

- ・地域に事業継続をするだけの経済力の不足
- ・植林用資材としての在来品種の苗木不足
- ・地域住民の林業(育林)知識の不足
- ・事業を持続するための行政との連携不足

以上のように、今後の課題は、いかに持続可能な環境保全活動を根付かせるかである。そのため、地域住民の生計向上による自立をはかりることにより、環境保全に取り組む状況を生み出す必要がある。

上位目標 地域住民の持続的な環境保全活動が可能になる。

プロジェクト目標 地域住民の持続的な植林活動を可能にする、生計向上の仕組みが定着する。

成果

- ・養殖産業とドジョウ養殖産業が振興される
- ・地域住民による相互扶助組織のシステムが強化され、モデル農家が育成される
- ・苗木の安定生産と販売による育苗プログラムが定着する
- ・教育プログラムが地方の教育省主導で実施される
- ・地方行政機関と地域住民による相互扶助組織の関係が強化される(エンパワーメント)

活動 1.生計向上プログラム

(1)養兔: 支援型による事業からモデル的に継続している養兔を州内に拡大すべく、低コストで生産性の高い家畜としての普及を図る。農家単位での売買を可能にする相互扶助組織内で共販システムを整備して、食肉や毛皮生産と販売での生計向上を図る。

(2)ドジョウ養殖: マニラでの需要の見込まれ、イフガオで従来から生息するドジョウ養殖を養殖場を設置して実施し、一括で取引するための売買仲介センター機能を設置する。乱獲によって激減しているドジョウを組織的に養殖し、販売するシステムを作り、地域資源を計画的な利用できる体制を整える。農家単位での売買を可能にする相互扶助組織内の共販システムを整備して、活ドジョウでの販売による収益で生計向上を図る。

(1)(2)とも売買中継センター＝中間売買所をつくり、相互扶助組織の関係強化を図る。

2.教育プログラム

環境保全の必要性和水資源の有効利用法がテーマとなるワークショップを、州教育省とイフガオ農林大学と連携しながら年間4～6箇所で開催する。日本からの有志の参加者や都市部からの参加も期待できるような広報を実施する。これらのワークショップでは、支援型による事業での植林したフンドウアン郡役場下方の植林現場が活用される。ワークショップは参加者が一時的に木を植えることよりも、木を育て続ける必要性を実感することを目的とする。

3.育苗プログラム

イフガオ特有の環境回復を目指す場合、生長が早い外来種樹木と生長が遅い在来種樹木の混植が必要不可欠であるが、種子の入手が困難な在来種苗木を一般の業者が扱わないことから、安定供給できていない。グリーンハウスを設置して在来種樹木の採種と育苗を実施する。このプログラムで育てられた苗木は環境プログラムで活用される。

投入

日本側投入

人材

プロジェクトマネージャー1人×2年7ヶ月 / 調整員(国内)1人×2年7ヶ月 / 調整員(現地)2人×2年7ヶ月 / コーディネーター(現地)2人×2年7ヶ月 / 現地専門技術指導員2人×2年7ヶ月 / 短期専門家

資機材

養兔(冷蔵庫・冷凍庫・発電機・ケージ・解体道具・商品開発用機材 等)
視聴覚資料作成用機材

施設

ドジョウ養殖施設
グリーンハウス

相手国側投入

・事業用地
・技術者

外部条件

なお、生計向上プログラムの収益は、ランニングコストにあてる。
・現地関係者中心人物の入れ代わりがないこと
・地域住民のリーダーが定着すること

実施体制

(1)現地実施体制

カウンターパート機関である現地NGO「Save the Ifugao Terraces Movement(SITMo)」が、事業のコントロールとフィナンシャルの中心的役割を担い、支援型でのカウンターパート機関であった現地NGO「Ifugao Global Forest City Movement(IGFCM)」が、マネジメントチームのフィールド部門の中心的役割を担う。

この現地NGO2団体とIKGSの連携で成るマネジメントチームが、事業を運営する。マネジメントチームには、州政府・NGOのフィナンシャル・コーディネーター及び、支援型でのフィールド・コーディネーターを雇用する。事業代表者は、イフガオ州政府機関に強い発言力を持つSITMo代表とする。

(2)国内支援体制

IKGS本部はJICAとの連絡窓口として機能し、IKGSフィリピン事務所にプロジェクトマネージャーを派遣して、本事業の実地主体として運営管理の責任を負う。
なお、外部からの支援者としては、長年イフガオを研究している文化人類学者・農業専門家・備中どじょう組合が挙げられる。

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

日本ユネスコ協会が協力検討中
(Nurturing Indigeneous Knowledge Experts among the Young Generation of Ifugao)

(2)他ドナー等の

援助活動

・UNDP
・ADB



個別案件(専門家)

2010年12月23日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

案件概要表

案件名	(和)都市開発アドバイザー (英)Urban Development Advisor
対象国名	フィリピン
分野課題1	都市開発・地域開発-都市開発
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-都市交通
プログラム名	運輸交通網整備
プロジェクトサイト	マニラ首都圏
署名日(実施合意)	2007年07月10日
協力期間	2007年10月19日 ~ 2009年10月18日
相手国機関名	(和)マニラ首都圏開発庁
相手国機関名	(英)Metropolitan Manila Development Authority
日本側協力機関名	
プロジェクト概要	
背景	マニラ首都圏開発庁(MMDA)は大統領直属の機関として、1)中長期開発計画の策定、2)輸送・交通管理、3)固形廃棄物処理、4)洪水管理及び都市排水管理、5)再開発、用途規制及び住宅サービス、6)保健衛生、市街地の保全と公害抑制、7)公共の安全確保(防災など)、といった機能を有しており、その政策はマニラ首都圏議会(マニラ首都圏を構成する自治体首長及び議長、運輸通信省、公共事業道路省の代表など)にて決定される。これまでJICAは、20年以上にわたりMMDAに専門家を派遣し、マニラ首都圏の混雑緩和や災害対策支援、区画整理への助言、関係機関との連携強化支援等を行ってきており、個別技術の向上については一定の成果が認められてきたところである。一方、近年、MMDAは、持続可能な巨大都市の実現に向けての都市構造のあり方検討や政策による誘導型の都市整備への転換等を図るため、拡大マニラ首都圏(メガマニラ、半径100Km圏を想定)構想・戦略を打ち出すなど、都市行政能力の更なる強化を図ろうとしている。このため、MMDAは、MMDA及び関連自治体スタッフの能力向上を通じて、拡大マニラ首都圏戦略の策定や交通混雑緩和に資するため、都市開発全般について幅広く高度な専門性を有する専門家の派遣を要請した。
上位目標	MMDAによる指導・助言を通じて、マニラ首都圏を構成する自治体(以下、関連自治体とする)の都市開発行政能力が向上する
プロジェクト目標	MMDAの都市開発行政能力が向上する
成果	1)-1 MMDAがフィリピン都市連合と連携し、MMDA及び関連自治体の技術スタッフに対し、都市開発にかかる能力向上プログラムを自身で実施する。 1)-2 MMDAと関連自治体との都市開発業務にかかる組織的連携が強化される。 2) MMDAが運輸通信省と連携し、マニラ首都圏及び周辺部の公共交通機関の整理合理化計画を策定、実行する。 3) MMDAが関係機関・自治体と連携し、メガマニラ構想・戦略を策定する。
活動	本専門家は、MMDAが行う以下の活動について指導・助言する 1) MMDA及び関連自治体の都市行政能力向上(a)大都市及び周辺部の行政、b)交通、c)防

- 災、d)y地開発計画、e)都市の再開発、に係る政策や基準、開発事業等の策定など)
 - ・MMDA及びフィリピン都市連合に対し、上記a)-e)各分野のセミナー・研修の開催支援
 - ・MMDAと関連機関・自治体との組織的連携強化に係る助言
 - ・「総合土地利用計画」及び「首都圏地域フィジカル・フレームワーク計画」の改訂に係る技術支援
- 2) マニラ首都圏の交通渋滞緩和
 - ・バスロケーションシステムを通じたバス運行管理の改善に係る支援
 - ・JICA調査(エドサバスルート調査、メガマニラ公共交通調査)に基づいた、公共交通機関の整理合理化計画の策定に係る支援
 - ・新しい交通管理手法(交通分析計画策定支援ソフトや交通規制図、交通施設図、交通需要分析システム等)の導入に係る支援
 - ・交通政策(ロードプライシング、信号運用等)に係る助言
- 3) その他
 - 3)-1 メガマニラ構想・戦略の策定
 - ・関連機関・自治体とのクラスター会合(地域の課題や開発戦略を議論する)開催に係る側面支援
 - ・構想具体化のための資金確保に向けた行動計画策定やプロジェクト選定に係る助言
 - 3)-2 災害対策
 - ・円借款「パッシング・マリキナ川洪水改善事業」の実施促進に係る側面支援
 - ・開発調査「マニラ首都圏地震防災対策計画調査」(2004年3月)提言事項の実施側面支援

投入

- 日本側投入 (1)長期専門員1名
- (2)ローカルコスト負担
- 相手国側投入 (1)カウンターパートの配置
- (2)ローカルコストの負担
- (3)執務室の提供

外部条件

実施体制

- (1)現地実施体制 JICAフィリピン事務所と綿密な連携により、円滑な活動を図る。
- (2)国内支援体制 出身母体である東京都庁との頻繁な情報交換により、先進都市東京を例にしつつ、より現実的な都市発展を図る。

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
 - ・個別専門家「都市開発行政アドバイザー」(2002年3月～2005年6月、2005年6月～2007年6月)
 - ・開発調査「マニラ首都圏総合都市交通改善計画」(1999年3月)
 - ・開発調査「マニラ首都圏防災対策計画調査」(2004年3月)
 - ・無償「メトロマニラ排水機能改善計画」(2008年)
- (2)他ドナー等の援助活動



技術協力プロジェクト

2012年01月28日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

案件概要表

案件名	(和) イロイロ州地域地域活性化・LGUクラスター開発プロジェクト (英) Capacity Enhancement Program of Metropolitan Iloilo-Guimaras Development Council(MIDC) and Banate Bay Resource Management Council Inc.(BBRMC)
対象国名	フィリピン
分野課題1	都市開発・地域開発-地域開発
分野課題2	ガバナンス-地方行政
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	計画・行政-開発計画-総合地域開発計画
プログラム名	生計向上手段の強化・多様化
プロジェクトサイト	イロイロ州
署名日(実施合意)	2007年03月20日
協力期間	2007年10月05日 ~ 2010年10月04日
相手国機関名	(和) イロイロ州政府、メトロイロイロ・ギマラス経済開発評議会及びバナテ湾資源管理評議会
相手国機関名	(英) Iloilo Provincial Government in cooperation with MIGEDC and BBRMC

プロジェクト概要

背景

1991年に制定された地方自治法の下で、基本的な公共サービスの提供義務が地方自治体(LGU)に移管された。しかし、LGUの多くは財政面でも人材面でも委譲された事業を効果的に実施する能力が十分でない。このような状況の下で、近隣地域共通の課題に対処したり、資源や技術をプールして、個別には対応困難な業務を効果的に実施するための近隣自治体の連合体(LGUクラスター)が各地で形成されている。地域によっては、先進的な事例として注目され、長年の実績がある連合体が存在している。

当プロジェクトの対象地であるパナイ島イロイロ州では、イロイロ市と周辺の5町とギマラス州から構成される都市型LGUクラスターであるメトロイロイロ-ギマラス経済開発評議会(MIGEDC)と、バナテ湾周辺の4町で構成する農漁村型LGUクラスター、バナテ湾資源管理評議会(BBRMC)が形成され、それぞれメンバーLGUの拠出金をもとに、関係機関と調整する役割を持つ事務局を設置しLGU間共通の課題に対する調整や技術支援を行っている。

イロイロ州は、フィリピン中部パナイ島に位置し、2市42町を擁する。都市地域と沿岸部を含む農山漁村地域に大別され、セブに次ぐビサヤ地域の政治・経済の中心地として急成長中のイロイロ市を有する一方、周辺のビサヤ海は有数の漁業地帯である。しかし、都市地域では農村からの急激な人口流入によるスラム地域の拡大、人口増加や経済活動による課題が浮上し、特に都市化が進むにつれ、周辺の無秩序な開発とともに、幹線道路網につながる地方道路やその背景となる交通計画の準備が遅れており、都市及び周辺地域の発展に支障をきたしている。一方、農村漁村地域では、マングローブ林やさんご礁の破壊を伴う沿岸環境の劣化や違法漁業に伴う環境問題が深刻化し、沿岸資源の破壊により、住民の貧困問題が顕在化している。

そのような課題に対処し、それぞれの地域での十分な開発・環境事業計画立案、実施、及び運営指導のノウハウを確立するため、メトロイロイロ地域とバナテ湾沿岸地域の2つのLGUクラスターを実施機関とし、それぞれの問題に対処する計画策定をとおして、事務局機能の向上と、各メンバーLGU関係職員の技術的能力向上をはかり、事務局をとおした地域へ技術支援のメカニズムを強化する必要がある。

上位目標

- (1)持続可能な交通計画および交通管理がイロイロ都市圏・ギマラス地域で実施される。
- (2)イロイロ州において、持続的な資源利用が可能な広域沿岸資源管理を通じた水産行政にお

けるLGUクラスターが効果的に機能する。

プロジェクト目標	(1)イロイロ都市圏・ギマラス地域における交通管理計画が関係LGU、中央省庁、民間セクター等の参加を得て策定される。 (2)バナテ湾とバロタック湾において複数自治体にまたがる広域な沿岸資源管理体制が強化される。
成果	(1)[成果1]イロイロ都市圏の交通データが収集され、分析され、公開される。 [成果2]住民参加のもとで交通問題が検討され、交通管理オプションが選定される。 [成果3]交通管理に関する試験的事業が実施され、住民や関係民間セクター参加のもとで評価検討される。 [成果4]訓練とプロジェクトの参加を通じてMIGEDC-PMOとMIGEDCメンバーLGUの能力向上がはかられる。 (2)[成果1]包括的な沿岸資源利用計画が策定される。 [成果2]減少した沿岸資源の回復に向けて必要な管理活動が実施される。 [成果3]上記1,2を実現するために、広域資源管理を担うBBRMCI及び関連諸組織の能力向上がはかられる。 [成果4]持続的な沿岸資源の利用と保全のための広報活動が実施される。
活動	(1)[活動1]・主要な交通管理関連機関の能力および現在のイロイロ都市圏における交通情報の調査及び収集データの集約・公開。 [活動2]・交通関係者(供給側・管理側)や住民(利用側)の参加を得た交通管理の問題点とニーズ分析 ・暫定計画策定のためのデータ分析を通じた交通管理オプションの検討・策定。 [活動3]・公聴会を通じたデモ・プロジェクトと実施サイトの選定及び試験的事業サイクルの実施。 ・交通関係者を対象とした試験的事業の実施と結果の測定・評価検討及びその結果に基づく包括的交通管理計画ならびに事業プロセス・マニュアルの策定。 [活動4]・交通管理調査分析と試験的事業サイクルに関するセミナー・訓練(OJT)の実施。 ・国内の交通管理グッド・プラクティスから学ぶためのセミナーの実施。 (2)[活動1] バナテ湾の沿岸資源の分布・利用状況調査、参加型の資源状況評価活動の実施普及、沿岸資源利用指針・計画の策定、及び沿岸資源管理オペレーション・マニュアルの作成。 [活動2] 違法漁業の取り締まり体制及び既存のMarine Protected area (MPA)活動の強化、モデル地域における資源増養殖活動の実施、漁民を対象とした資源破壊的な漁具・漁法からの転換と適正漁業技術ないし養殖技術の普及、及びモデル地域の資源回復状況調査・分析と資源増殖活動へのフィードバック。 [活動3] 資源管理能力強化のためのBBRMCI及びLGU職員を対象とした講師研修、BFARMC及びバランガイのリーダー研修の実施、及び沿岸資源管理の関連組織(LGU・州など)を対象とした広域沿岸資源管理システム普及の検討。 [活動4] 地域住民を対象とした沿岸資源保全及びプロジェクト活動に関する広報活動の実施。
投入	
日本側投入	(1)専門家派遣(総括、都市交通管理、都市計画/Public involvement、研修調整、その他必要に応じ派遣) 研修 機材供与(事務機器、研修用機材、試験的事業用機材等) (2)専門家派遣(総括、コミュニティ沿岸資源管理、データ管理、研修調整、その他必要に応じ派遣) 研修 機材供与(研修機材、事務機器等)
相手国側投入	カウンターパート人員の配置 プロジェクト活動に必要な日本人専門家執務室、施設の提供 光熱費や国内通信など基本的プロジェクト運営費用
外部条件	(1)・試験的事業プロセスを通じて出されたレコメンデーションがMIGEDC地域内の様々な利害関係者に受け入れられる。 ・交通管理オプションと試験的事業に関して社会的/政治的対立が存在しない。 ・MIGEDC におけるLGU間の協調関係が継続する。 (2)・BBRMCI関係LGUのプロジェクトへの支援が継続する。 ・研修や活動に参加するカウンターパートがプロジェクト期間中に大きく変動しない。 ・BBRMCIにおけるLGU間の協調関係が継続する。
実施体制	
(1)現地実施体制	イロイロ州政府計画開発局を全体調整の窓口とし、MIGEDC事務局、BBRMCI事務局が各サブプロジェクトに関する加盟自治体、関係諸機関との連絡調整及びプロジェクトサイトでの活動実施にかかる責任を担う。
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	内務自治省専門家派遣: 地方分権化支援(政策アドバイザー)(1998-2004) 技術協力プロジェクト: セブ州地方部活性化プロジェクト(1999-2004)
(2)他ドナー等の	各ドナーとも、地方分権支援を重視しており、より効果的・自立発展的な地方行政の確立を目標に、地方自治体への直接的支援を実施している。(CIDAのLGSP、USAIDの

援助活動

GEM、AusAIDのLGDP等)



技術協力プロジェクト

2012年01月28日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

案件概要表

案件名	(和)ミンダナオ・ダバオ地域 地方行政・地域社会強化プロジェクト (英)Local Governance and Rural Empowerment Project for Davao Region
対象国名	フィリピン
分野課題1	都市開発・地域開発-地域開発
分野課題2	ガバナンス-地方行政
分野課題3	平和構築-ガバナンス
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名	政策立案・実施支援(対ARMM支援)
プロジェクトサイト	ダバオ地域総合開発プログラム(DIDP)加盟の4州5市(北ダバオ州、南ダバオ州、東ダバオ州、コンポステラ・バレー州、ダバオ市、タグム市、ディゴス市、パナボ市、アイランド・ガーデン・シティー・オブ・サマル市)
署名日(実施合意)	2007年02月09日
協力期間	2007年08月01日 ~ 2010年07月21日
相手国機関名	(和)ダバオ地域総合開発プログラム
相手国機関名	(英)Davao Integrated Development Program (DIDP-PMO and Member LGUs)

プロジェクト概要

背景

1991年に制定された地方自治法の下、基本的公共サービスの提供義務が地方自治体(LGU)に移管された。しかしLGUの多くは財源人材面でも委譲された事業を実施する能力が十分でない。その状況の下、近隣地域共通の課題に対処し、資源や技術をプールして、個別に対応困難な業務を効果的に実施するため、近隣LGUの連合体(クラスター)が各地で形成されている。ダバオ地域総合開発プログラム(DIDP)はこのような連合体のひとつとして地域内の開発事業の効率的実施のために1997年に設立された。設立当初はミンダナオ南部地域の2州1市によって構成されていたが、その後の州分割などで2006年には4州5市の構成となっている。加盟LGU首長と地域開発評議会議長、関連省庁地域事務所長から構成される理事会の下に、各LGUからの拠出金と出向職員で運営される事務局(DIDP-PMO)が置かれている。同事務局は、情報・共有資産の管理、技術支援、中央政府や国際ドナーのLGU支援窓口としての機能を担っており、1997年から99年まで実施されたJICA開発調査「ダバオ総合開発マスタープラン」の事務局でもあった。JICAは、2005年にDIDPから出された要請を受け、累次にわたるワークショップを重ね、保健、教育、社会福祉等の優先課題も抽出されたが、中央政府事業との調整、各LGUの事業実施状況等の条件から、DIDPとしてLGUでの共通的な課題として水供給事業における課題が抽出された。域内では全人口の40%が安全な水のアクセスが確保されず、水供給の受益者のうち約60%はレベル1、2といわれる点水源(井戸等)や共同水栓システムなどを利用している。LGUはそれぞれ開発計画局を中心にタスクフォース等を構成し、新規給水システムの設置と既存の給水システムの住民組織による維持管理を支援する役割を担っているが、十分な事業計画立案、事業実施、及び運営指導のノウハウがなく、適切な施設建設や維持管理が行われていない状況にある。このような状況に対処するためには、州(開発計画局、建築土木局、社会福祉局等)や市町の給水事業関連職員の知識・技術を向上させ、業務手順書として標準化するとともに、DIDP-PMOによるLGUへの技術支援のメカニズムを確立する必要がある。JICAは事前調査を通じて先方ニーズ、日本として可能かつ妥当な協力の形態アプローチなどを検討・協議した結果、2007年2月DIDPとの間でRecord of Discussionを締結し、本技術協力プロジェクトの実施に合意した。

上位目標 ダバオ地域地方自治体の基礎的行政サービスの供給能力が向上する。

プロジェクト目標	ダバオ地域地方自治体の給水サービス供給能力が向上する。
成果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 域内の小規模水供給事業についての現状が分析される。 2. 地下水開発に係わる人材が育成される。 3. 小規模給水施設を維持管理する住民組織を、指導・支援できる人材が育成される。 4. 改善された給水サービス供給の実施手順が組織的に制度化される。
活動	<p>活動1</p> <ol style="list-style-type: none"> 1-1. DIDP-PMO・州・市の水供給事業に関する組織評価、技術評価を実施する。 1-2. 域内の水理地質、水供給施設、維持運営体制の現状調査・分析を実施する。 1-3. 地下水開発、水供給事業実施体制、施設運営体制につき問題点を指摘し、改善ガイドライン(案)を作成する。 1-4. 収集データ、分析結果をDIDP-PMOデータベースに整理する。 <p>活動2</p> <ol style="list-style-type: none"> 2-1. 分析結果を元に、関係者と訓練計画を確認する。 2-2. DIDP-PMOの水理地質技術者に水理地質図作成研修実施し、水理地質図を作成する。 2-3. DIDP-PMO、各地方自治体技術者に対して、電気探査および検層に関する研修を実施する。 2-4. 試験事業を通して実地研修(OJT)を実施する。 <p>活動3</p> <ol style="list-style-type: none"> 3-1. 小規模給水施設を維持管理する住民組織を指導・支援に必要な研修内容を調査・分析する。 3-2. 上級自治体(州、市)のなかの、現場職員への研修講師となる組織・人員への研修を実施する。 3-3. 訓練された研修講師による現場職員のための研修を実施する。 3-4. 試験事業を通じて実地研修(OJT)を実施する。 <p>活動4</p> <ol style="list-style-type: none"> 4-1. ダバオ地域の政策決定者に対して、自治体間協力による基礎サービスの拡充に関するセミナー、訓練を実施し、効果的な事業実施プロセスについて関係者間で議論する。 4-2. ガイドライン(案)の検証として試験事業を実施する。 4-3. 各研修、試験事業をとおして、より効率的に改善された業務手順書を標準化する。
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"> - 専門家派遣: 総括・地方行政、研修調整・業務調整、水理地質、小規模給水計画、住民組織化、情報管理/広報、(その他必要に応じて) - 機材供与: 電気探査機、研修用事務機器、コンピューター、車両等 - その他(プロジェクト活動費)
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"> - カウンターパート人員の配置 - プロジェクト活動に必要な日本人専門家執務室、施設の提供 - その他(ローカルコスト負担)
外部条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. プロジェクト目標達成のための外部条件 フィリピンでの地方分権政策が大幅に変化しない。治安状況が大幅に変化しない。 2. 上位目標達成のための外部条件 DIDP-PMOを通じ、ダバオ地域の地方自治体の協力関係が継続する。
実施体制	
(1)現地実施体制	<p>総合実施責任はダバオ総合開発プログラム(DIDP)であり、実施機関はそのプロジェクト管理事務所(DIDP-PMO)、とメンバーLGUs(コンポステラ・バレー州、東ダバオ州、北ダバオ州、南ダバオ州、ダバオ市、ディゴス市、タグム市、パナボ市、アイランド・ガーデン・シティー・サマル市)</p> <p>また、本プロジェクトの適切な管理を目的として、各LGUの首長および地域の関係者で構成されるDIDP理事会を活用し合同調整委員会(Joint Coordinating Committee, JCC)を組織し、年に一回、またはその必要あるときに開催する。また効果的なプロジェクトの実施・運営を目的として、JICAチーム、DIDP-PMOおよび各LGUの計画開発局局長で構成するプロジェクト管理ユニット(Project Management Unit:PMU)を形成し日常的な運営に携わる。</p>
(2)国内支援体制	特になし
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<p>内務自治省専門家派遣: 地方分権化支援(個別専門家: 1998-2000、2000-2002、2002-2004)</p> <p>技術協力プロジェクト: セブ州地方部活性化プロジェクト(プロ技)</p> <p>研修: 一村一品運動にかかる現地国内研修</p>
(2)他ドナー等の援助活動	<p>各ドナーとも「地方分権」分野を重要視しており、より効果的で自立発展性へとつながる支援を目的とし、地方自治体への直接的な支援を実施している。LGSP(CIDA), GEM(USAID), KALAHATI-CIDSS(WB), etc</p>



技術協力プロジェクト

2012年01月28日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

案件概要表

案件名	(和) 水質管理能力強化プロジェクト (英) Capacity Development Project on Water Quality Management in the Philippines
対象国名	フィリピン
分野課題1	環境管理-水質汚濁
分野課題2	平和構築-ガバナンス
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-環境問題
プログラム名	環境
プロジェクトサイト	マニラ首都圏、Region3、Region6、およびRegion12
署名日(実施合意)	2005年10月24日
協力期間	2006年01月31日 ~ 2011年01月30日
相手国機関名	(和) 環境天然資源省 環境管理局
相手国機関名	(英) Department of Environment and Natural Resources (DENR), Environment Management Bureau (EMB)

プロジェクト概要

背景

フィリピンでは、経済発展による人口や産業の集中化に伴って必要とされる上下水道、都市排水、一般系および産業系廃棄物処分場や収集サービス、産業系の公害防止対策等の環境インフラの整備が財源不足から追いつかず、水質汚濁が広範囲に進行している。この結果、国民の健康のみならず漁業や観光産業が多大な悪影響を受けている。

これを受け、2003年には水質管理行政の転換が行われ、経済的なインセンティブを民間セクターに与え、公害防止対策推進のための自助努力を促進する市場経済手法を活用した政策が推進されることとなり、2004年5月には水質浄化法が施行された。この法律は、水質管理に必要なさまざまな政策や手続規則、ガイドライン等の作成と実行を求め、環境担当部局および地方行政機関を含む関係政府機関に多様な義務と責任を与えた。しかし、これら新たな義務と責任は環境天然資源省(DENR)が従来実施した経験のない業務であり、水質浄化法の実施を通して悪化した水質の改善を図ることを組織としての重要戦略としているものの、現在の組織・職員個人の能力、配属職員数では水質浄化法の実施は困難な状況にあり、技術的側面および政策的側面を含む総合的な水質管理能力の向上が喫緊の課題となっている。

かかる状況の下、フィリピン政府は環境管理能力強化に関する技術協力を要請し、2005年10月24日にプロジェクトを実施するための実施協議録(R/D)がJICAおよびDENRの間で署名された。2006年2月から2008年2月までプロジェクトのフェーズ1が実施され、主にEMB中央事務所を対象に、水質浄化法執行に必要な各種法令文書、技術ガイドライン・マニュアルが作成され、これらに関する職員向け研修が実施された。2008年4月からは、プロジェクトのフェーズ2として、フェーズ1にて作成された各種ガイドラインを用いて水質浄化法執行を実践し、地域事務所を含むEMB全体の能力強化を図る計画である。

上位目標 民間企業及び自治体その他公的機関により、地域で定められた水質目標を達成するためのアクションプランが実行される。

プロジェクト目標 水質浄化法および施行規則を施行する上での優先的な活動を行うためのEMB本部およびEMB地域事務所の水質管理能力が強化される。

成果	<p><成果1> 水質浄化法に基づいた総合的水質管理政策と施行ガイドラインが整備され、EMB職員に周知される。</p> <p><成果2> EMB本部の地域事務所を指導する水質管理能力が強化される。</p> <p><成果3> 水質管理地域を指定し、水質管理委員会等を設立・運営するためのEMB地域事務所の能力が強化される。</p> <p><成果4> EMB地域事務所の総合的な水質管理能力が強化される。</p>
活動	<p>4つの成果の下に39の活動が設定されている。大きくは以下の9つの分類される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総合水質管理フレームワークの策定 2. 水質管理区域および未達成地域の設定、水質管理地域アクションプランの作成 3. 市場原理に基づく水質管理手段と排水課徴金システムの構築 4. 水質分類、排水基準、汚染源の分類、モニタリング制度の確立 5. データベースと情報システム、水質モデルの構築 6. 水質情報の提供および教育普及の実施 7. 水質管理基金の管理 8. 訓練・トレーニングの実施 9. 資機材供与
投入	
日本側投入	<ol style="list-style-type: none"> 1) 専門家 7分野 (カテゴリーA、計119MM(予定)) 「総括／水質管理政策」「水質環境管理技術」「組織制度構築」 (カテゴリーB、16.0MM(予定)) 「水質モニタリング」「汚染源管理」「水質情報システム」「水質モデリング」 2) 現地コンサルタント(420.0MM) 政策フレームワークおよびガイドラインに関する素案作成・普及支援業務、水質モデリング、情報キャンペーン、データベース、ネットワーク、水質状況報告書、水質管理基金 等に関する設計・普及等の支援業務、地域事務所(3ヶ所)における水質管理地域の設定・設立に関連する指導・訓練等の支援業務、地域事務所(3ヶ所)における水質管理実務に関する指導・訓練等の支援業務 3) 資機材: 現場用採水器、測定器、車両等、水質ラボ用測定機材、情報管理システム用機材 4) C/P研修(第三国も含む)
相手国側投入	<ol style="list-style-type: none"> 1) カウンターパート ア) プロジェクト・ダイレクター イ) プロジェクト・マネージャー ウ) 水質管理部のスタッフ エ) パイロット地域事務所水質管理担当スタッフ
外部条件	<ol style="list-style-type: none"> 2) 施設・設備等 ア) JICA専門家用事務所 イ) 運営・経常費用並びに維持管理費 <p>1) 環境天然資源省が独自予算も含めた予算措置を行う、2) 水質管理区域運営委員会がアクションプラン実施に必要な予算を確保する、3) EMB中央および地域事務所が必要な技術スタッフを確保する、4) EMB中央および地域事務所が水質浄化法執行に向けた業務に従事し続ける、5) 水質管理関連のマニフェストを有する他省庁が水質浄化法執行に向けた取組を行う</p>
実施体制	
(1) 現地実施体制	<p>合同調整委員会(JCC)を設置する。半年に一度は合同調整委員会もしくは作業部会を開催する。</p>
(2) 国内支援体制	<p>国内支援委員会等は特に設置しない。ただし、国際協力専門員に対し業務委嘱を行い、技術的見地も含めプロジェクト監理に関する助言を得る。</p>
関連する援助活動	
(1) 我が国の援助活動	<p>長期個別専門家「環境政策アドバイザー」の派遣 短期専門家「水質管理」の派遣</p>
(2) 他ドナー等の援助活動	<p>世界銀行「ラグナ湖開発庁(LLDA)排水課徴金制度の導入支援」 アジア開発銀行「バング川環境管理とリハビリテーションプロジェクト」 国際協力銀行「南ミンダナオ沿岸地域環境保全事業」</p>



技術協力プロジェクト

2012年01月28日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

案件概要表

案件名	(和) 地方都市における適正固形廃棄物管理プロジェクト (英) Establishment of Ecological Solid Waste Management in three cities
対象国名	フィリピン
分野課題1	環境管理-廃棄物管理
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-環境問題
プログラム名	環境
プロジェクトサイト	・サガイ市(ネグロスオキシデンタル州) ・カルバヨグ市(サマール州) ・ダバオ市(ミンダナオ州)
署名日(実施合意)	2007年07月28日
協力期間	2007年10月24日 ~ 2010年10月23日
相手国機関名	(和) 国家固形廃棄物管理委員会、ダバオ市、サガイ市、カルバヨグ市
相手国機関名	(英) National Solid Waste Management Commission (NSWMC), Davao City, Sagay City, Calbayog City

プロジェクト概要

背景

フィリピン国では、環境問題、特に固形廃棄物に関する問題は、公衆衛生レベルの低下など社会問題となっており、マニラ首都圏のみならず地方においても深刻な問題となっている。フィリピン国政府は2001年に固形廃棄物管理法(RA9003)を施行し、地方自治体の責任のもとで、分別収集や資源の有効利用・リサイクルを通じて固形廃棄物の最終処分量を削減することを目指している。さらに同法の中で、2006年2月までに全ての処分場を衛生埋立てに移行することを定めるとともに、同法の施行促進を目的として、国家固形廃棄物管理委員会(NSWMC)を設置した。

しかしながら、全国に約1,600ある地方自治体のうち、RA9003で定められた衛生埋立処分場への移行を完了し、適切な運営・維持管理を行っている地方自治体は施行後6年を経た現在でも10%にも満たない状況にある。この背景には、地方自治体の財政的および技術的な制約から、施設整備が十分に進んでいないこととあわせ、地方自治体関係者がRA9003が求める固形廃棄物管理に対する理解が十分ではなく、廃棄物管理を行うための組織・人材育成が進んでいないことが要因として考えられている。

JICAはこれまで、NSWMCへの専門家派遣を通じての固形廃棄物行政にかかる強化、在外基礎調査実施による優先都市選定への協力、最終処分場の適正閉鎖にかかるガイドライン作成支援等の協力を行ってきた。

前述のとおり、RA9003は全ての処分場を2006年2月までに衛生埋立に移行することを定めているものの、地方自治体の技術的および経済的な問題から、適正な廃棄物管理を行うための組織・人材育成や施設整備が進んでいない状況にある。かかる状況下、NSWMCは在外基礎調査「固形廃棄物管理適正処理施設整備を図る優先都市選定調査」結果に基づき、地方3都市における適正な固形廃棄物管理システム導入を目的とした技術協力プロジェクト実施を要請し、2007年11月に専門家チームが到着し活動が開始された。

上位目標

プロジェクトサイトでの固形廃棄物管理の知見が、他の地方自治体で実践される。

プロジェクト目標 プロジェクトサイトにおいて固形廃棄物管理システムが確立する。

成果 成果1: 地方自治体における固形廃棄物管理計画能力が強化される。
成果2: 固形廃棄物の減量化(ダイバージョン)システムが改善される。
成果3: 最終処分システムが改善される。(カルバヨグ市、サガイ市)
成果4: 3都市における経験に基づき、廃棄物管理に関する計画・実施のマニュアル・ガイドブックが作成される。

活動 【サガイ市、カルバヨグ市】
1.1. 廃棄物管理にかかる現状を分析し、課題を整理する。
1.2. 廃棄物管理に関するコスト分析を行う。
1.3. NSWMCのガイドラインに基づいた廃棄物管理計画を策定する。
1.4. 廃棄物管理に関する財務分析を行い、料金徴収システムを準備する。
1.5. 廃棄物管理計画の実施状況をモニタリングする。

2.1. 廃棄物の流れを把握するための現状調査を実施する。
2.2. 現状のごみ減量化(ウェイストダイバージョン)に関する優良事例を調査する。
2.3. ごみ減量化率(ウェイストダイバージョン)率のベースラインを設定する。
2.4. 地域の特性を踏まえたごみ減量化(ウェイストダイバージョン)計画を策定する。
2.5. 隣接する学校との連携を通じたモデルMRF(ゴミ回収施設)として活動を実施する。(サガイ市)
2.6. クラスター型のモデルMRFとしての活動を実施する。(カルバヨグ市)
2.7. ごみ減量化(ウェイストダイバージョン)率の向上を目指した普及啓発活動を実施する。
2.8. ごみ減量化(ウェイストダイバージョン)計画の実施状況をモニタリングする。

3.1. 現処分場に関する調査を実施する。
3.2. 処分場候補地に関する調査を実施する。
3.3. 現処分場の衛生埋立への改善を通じた活用について検討する。
3.4. 処分場候補地における衛生埋立処分場の設計を行う。
3.5. 処分場候補地における環境社会配慮を実施する。
3.6. 衛生埋立処分場の建設にかかる財務分析を支援する。
3.7. 衛生埋立処分場の建設にかかる入札準備を行う。
3.8. 衛生埋立処分場の建設を行う。
3.9. 衛生埋立処分場の運営・管理を行う。
3.10. 新規埋立処分場の運営・維持管理に関するマニュアルを作成する。
3.11. 現処分場の安全閉鎖に関する計画・設計を行う。
3.12. 安全閉鎖に関する入札準備を行う。
3.13. 計画に基づき現処分場の安全閉鎖を行う。

【ダバオ市】

1.1. 廃棄物管理計画に基づいたワークショップ、技術セミナー、OJTを実施する。

2.1. 廃棄物の流れを把握するための現状調査を実施する。
2.2. 大規模バラングイにおけるモデルMRFとしての活動を実施する。(カルバヨグ市)
2.3. 普及啓発活動を実施する。

【NSWMC及び3都市】

4.1. マニュアル／ガイドブック作成のためのワーキンググループを設置される。
4.2. 他の自治体に普及させるための実用的なマニュアルが作成される。
4.3. 処分場の設計・管理に関するガイドブックが検証・更新される。
4.4. 処分場の安全閉鎖に関するガイドブックが検証・更新される。
4.5. 作成されたガイドブックの他の自治体への普及を目的としたセミナーが開催される。

投入

日本側投入 a. 専門家派遣(廃棄物管理、処分場計画、環境教育等)
b. 供与機材(環境教育用機材等)
c. 日本でのカウンターパート研修
d. その他(プロジェクト活動費)

相手国側投入 a. カウンターパート人件費
b. 施設・土地手配(プロジェクト事務所等)
c. その他(ローカルコスト負担、衛生埋立処分場建設にかかる経費)

外部条件

1. プロジェクト目標達成のための外部条件
フィリピン中央政府および協力対象の地方自治体における廃棄物管理政策が変更されない。

2. 上位目標達成のための外部条件
他の地方自治体が廃棄物管理を実施するための財源を確保する。

実施体制

(1)現地実施体制 (フィリピン側)
NSWMC(国家固形廃棄物管理委員会)がプロジェクト全体および3都市(ダバオ、サガイ、カルバヨグ)との調整を担当する。3都市で展開する協力はサブプロジェクトとし、各市長をサブプロジェクトディレクター、各市の廃棄物管理部局長をサブプロジェクトマネージャーとする。

(日本側)

(2)国内支援体制

協力対象3都市(ダバオ、サガイ、カルバヨグ)に対して、定期的な訪問を通じて技術指導を行う。また、各都市には現地人材を配置してプロジェクトの進捗管理を行う。国際協力専門員より適宜助言を求めるとともに、必要に応じて運営指導調査を実施する。

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

- 1)開発調査「フィリピン国マニラ首都圏固形廃棄物処理計画調査」1997～1999年
- 2)専門家「固形廃棄物管理行政」(NSWMC)2003～2006年
- 3)在外基礎調査「固形廃棄物管理適正処理施設整備を図る優先都市選定調査」2004年4～11月
- 4)開発調査「ボラカイ島地域固形廃棄物管理計画調査」(2007年3月～2008年2月)(F/U-2009年8月～2010年3月)
- 5)円借款「地方自治体支援政策金融事業」(1998～2006年)、「産業公害防止支援政策金融事業」(1999年～2002年)、「環境開発事業」(2008年～)

(2)他ドナー等の

援助活動

- 1)USAID: Philippines Environmental Governance Project (Phase I: 2001～2004年、Phase II: 2004～2011年)
- 2)KfW: Credit Line for SWM 2005～2008年
- 3)UNDP: Community Based Ecological Waste Management 2002～2004年
- 4)GTZ: SWM4LGUs(Solid Waste Management for LGUs)



技術協力プロジェクト

2018年10月05日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

案件概要表

案件名	(和) 水利組合強化支援プロジェクト (英) Irrigators Association Strengthening Support Technical Cooperation Project
対象国名	フィリピン
分野課題1	農業開発-灌漑-排水
分野課題2	ジェンダーと開発-ジェンダーと開発
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	農林水産-水産-水産
プログラム名 援助重点課題 開発課題	農業・農村開発 貧困層の自立支援と生活環境改善 生計向上(貧困層の自立)
プロジェクトサイト	全国8ヶ所程度の国営灌漑システムを対象とし、管轄域内で対象となる水利組合は後日決定。 全国8ヶ所(ラウニオン州、ザンパレス州、イロイロ州、カピス州、南ダバオ州、北ダバオ州)
署名日(実施合意)	2007年07月25日
協力期間	2007年10月01日 ~ 2011年09月30日
相手国機関名	(和) 農業省国家灌漑公社
相手国機関名	(英) National Irrigation Administration, Department of Agriculture (NIA)
日本側協力機関名	農林水産省

プロジェクト概要

背景

フィリピンでは1960年代から灌漑施設の建設が進み、現在までに約200の国営灌漑システム(NIS)が存在しているが、施設の老朽化に加えて維持管理活動の欠如により施設機能は低下しており、灌漑用水供給および農業生産の不安定化を招いている。フィリピン国家灌漑公社(NIA: National Irrigation Administration)は灌漑用水の供給をその使命としているが、財政難および合理化計画の下で独自にこれを全うするのはほぼ不可能である。1997年に策定した農業近代化法において、フィリピン政府は灌漑施設維持管理にかかる財務負担の軽減を目指すべく支線水路以下の灌漑施設の維持管理を水利組合に移管することを決定したが、移管の受け皿となる水利組合の多くは組織的に弱体であり、活動が停止状態になっているものも多い。また、組合を構成する農民の意識も低く、違法取水や維持管理活動への不参加、組合間調整機能の不全などの問題を抱える現状で、水利組合が灌漑施設の維持運用に十分な役割を果たすことはできていない。

かかる状況の下、JICAでは1999年よりNIA組織開発部に長期専門家を派遣してNIAに対して水利組合育成を指導するとともに、2003年には開発調査を実施して水利組合育成強化にかかるアクションプランを作成した。これらの結果を活用し、水利組合育成強化にかかる各種方策の有効性を検証する目的で、2005年から1.5年間の技術協力プロジェクト「水利組合育成強化計画」を実施した。このプロジェクトでは、3ヶ所で計9つの水利組合を対象に、組合の分割・再編成、構成員を対象とした各種研修の実施、小規模灌漑施設の改修、節水灌漑技術に関する展示園場の運営等のプロジェクト活動を実施し、水利組合の強化に関し一定の成果を得た。

今般、フィリピン政府は、このプロジェクトで得られた経験・教訓を全国に展開し、NIAと水利組合による適正な施設管理および灌漑用水供給の実現を目指し、新たに技術協力プロジェクト「水利組合育成強化プロジェクト」の実施を要請し、2007年10月1日よりプロジェクトが開始された。

当初の計画ではプロジェクト期間を3年3ヶ月と設定し、2010年12月でプロジェクトを終了させ

る予定であった。一方、2010年6月に行われた終了時評価において、これまでの自然災害等の影響から、プロジェクト目標達成には期間延長の必要性が示唆され、JICA及びNIAは9ヶ月のプロジェクト期間延長に合意した。

上位目標	プロジェクト対象国営灌漑システム内および近隣国営灌漑システム地域内で効率的な水配分の実施に向けた方策が取られる
プロジェクト目標	パイロットサイトにおいて、水利組合を主体とした灌漑施設の適切な維持管理・運用の下、効率的な水配分が実施される
成果	成果1:各パイロット地区の水利組合が継続的な活動に向けて強化される 成果2:効率的な水配分を可能とするNIA・IA間の協調体制が整備される
活動	1-1 水利組合の現況にかかるベースライン調査 1-2 水利組合・取水ロググループの組織見直し、必要に応じた再編成 1-3 定款/規約の批准、役員選挙などの組織形成 1-4 水利組合組織運営および施設のO&Mに関する研修の実施 1-5 効率的な水管理に関する展示圃場の設置 2-1 水利組合育成担当NIA職員に対するオリエンテーションの実施 2-2 NIAと組合との協力による、組合員の水配分計画/作付計画およびO&M活動計画の遵守状況に関するモニタリング 2-3 組合との話し合いに基づき、効率的な水配分に最低限必要な施設改修工事の実施
投入	
日本側投入	・長期専門家派遣(「チーフアドバイザー/水管理」「研修計画/モニタリング」「業務調整/組織開発」) ・在外事業強化費(研修/モニタリングの実施、灌漑施設小規模改修経費、展示圃場設定経費) ・供与機材(流量計等)
相手国側投入	・カウンターパート配置(NIA本部、国営灌漑システム事務所) ・研修/モニタリング実施経費(コストシェア、3年間で3,500千ペソ) ・オフィススペース提供および光熱費等運営費、C/P旅費
外部条件	<活動→成果> ・オリエンテーションおよび専門家の指導を受けたNIA職員が離職しない ・研修を受けた農民が組合を脱退しない <成果→プロジェクト目標> ・NIA・組合双方がO&M契約を履行する ・洪水や干ばつとうによってプロジェクトサイトの水配分に壊滅的な被害が出ない ・台風や事故によって灌漑施設が壊滅的な被害を被らない <プロジェクト目標→上位目標> ・水利組合強化に関するNIAの予算および人員配置が急激に削減されない
実施体制	
(1)現地実施体制	最低年1回の合同調整委員会を実施し、活動計画の承認、活動実績のレビュー、プロジェクト運営に関する問題点について協議を行う。
(2)国内支援体制	農林水産省等より適宜技術的支援を受ける
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	・個別専門家「水利組合育成強化」(1999年～2005年) ・個別専門家「灌漑開発計画」(現在派遣中) ・開発調査「国営かんがい地区水利組合強化計画調査」(2003年) ・現地国内研修「水利組合育成強化」(2000年～2004年) ・国別特設研修「水利組合育成強化」(2001年～2004年) ・技術協力プロジェクト「水利組合育成強化計画」(2005年～2007年) ・円借款「中部ルソン灌漑」 ・円借款「ボホール灌漑事業2」 ・円借款「バゴ川灌漑システム改修・維持管理強化事業」
(2)他ドナー等の援助活動	・世界銀行: Participatory Irrigation Development Project (PIDP) NIAによって本TCPにおける水利組合強化に関する経験・教訓が活用される予定。



技術協力プロジェクト

2014年12月18日現在

在外事務所 : フィリピン事務所

案件概要表

案件名	(和) 養殖普及プロジェクト (英) Comprehensive Outreach and Fish Breeding Project
対象国名	フィリピン
分野課題1	農業開発-水産
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	農林水産-水産-水産
プログラム名	農業・農村開発
援助重点課題	貧困層の自立支援と生活環境改善
開発課題	生計向上(貧困層の自立)
プロジェクトサイト	パンガシナン州ダグバン市 他
署名日(実施合意)	2006年08月10日
協力期間	2006年11月01日 ~ 2010年04月21日
相手国機関名	(和) 国立総合水産技術開発センター
相手国機関名	(英) National Integrated Fisheries Technology Development Center (NIFTDC)

プロジェクト概要

背景 フィリピン国は約36,000kmの海岸線を有し、約800の島に人口が分散している島嶼国である。人口は沿岸域に集中し、沿岸部住民の多くは古くから食料供給及び生計を沿岸資源に頼ってきた。中でも約60万世帯以上の小規模漁家が存在し、これら殆どが貧困層に属する。フィリピンの水産業はGDPの4%、就業人口の5% (約100万人) を占める産業である。違法操業等による乱獲、環境劣化に伴い90年代は減少傾向にあったが生産量は回復基調にある。商業漁業及び小規模漁業生産の大幅な増加が期待できない中で、養殖業は過去5年間で年間平均10%程度の成長率を記録しており、2004年には約173万トンの生産量を記録した。ミルクフィッシュは主要な養殖対象魚種の一つであり、リージョン I、III、VIを中心に生産されている。ミルクフィッシュの生産は主として汽水池で行われているが、近年は生産性を高めるためペン (fishpen) や小割式 (fishcage) の集約式養殖を行う養殖農家も増えつつある。しかし、天然採苗の量には限界があり、また近年の沿岸資源の減少に伴い供給が低下している。こうした状況下、年間3~8億尾もの人工種苗をインドネシア及び台湾から輸入しているが、長時間輸送による種苗の質等への影響があるためミルクフィッシュの養殖を振興する上での制約要因となっており、国内での安定供給が臨まれている。フィリピン政府はこれらの課題に対処するため、国家ミルクフィッシュ開発計画 (PBDP) を策定し、国立総合水産技術開発センター (NIFTDC) を拠点として人工種苗を自国内で安定的に生産するとともに、各地域に中央政府、地方自治体、民間が運営するふ化場を設置し、これらを通じて地域の養殖農家に種苗を配布していく体制作りを進めている。かかる状況の下、フィリピン政府はふ化場の運営管理の向上等を通じた、種苗の安定供給体制の強化を目的とした技術協力プロジェクト実施を我が国に対して要請し、2007年2月より本プロジェクトが開始された。これまでに、養魚家、普及員、ふ化場従事者向け研修が実施されるとともに、2007年度にはパイロットサイトにおける活動も開始された。

上位目標 パイロット自治体において養殖農家の生計が向上する。

プロジェクト目標 パイロット自治体において養殖普及体制が機能するようになる。

1. PBDPふ化場において種苗生産過程と管理が改善される。

成果	2. パイロットサイトにおいて、養殖農家と普及員の養殖生産・経営に関する知識・スキルが向上する。
活動	1.1 種苗生産工程や体制をレビューし、種苗生産の現状と課題を明らかにする。 1.2 種苗生産工程及びふ化場運営の改善手法・計画(チームビルディングやモチベーション向上等)をとりまとめる。 1.3 ふ化場運営者向けの技術マニュアルおよび研修内容を作成・改訂する。 1.4 ふ化場運営者を対象とした研修を実施する。 1.5 ふ化場を訪問し、アドバイス等を行う。 1.6 ふ化場運営者間での種苗に関するPBDPふ化場情報ネットワークの構築を支援する。 2.1 関係者との議論を通じて、プロジェクトでの重点課題及びパイロット地域を選定する。 2.2 養殖農家の社会経済・経営状況と課題を明らかにする。 2.3 既存の研修及び普及プログラムをレビューしたうえで、必要な改訂を行う。 2.4 普及員と養殖農家向けの研修教材の作成または改訂を行う。 2.5 普及員と養殖農家に対する研修を実施する。 2.6 養殖農家が情報交換やグッドプラクティスを共有するための会合開催を支援する。
投入	
日本側投入	1. 専門家派遣 普及、養殖技術・研修、親魚育成・産卵技術、餌料、マーケティング・経営、モニタリング等 2. 機材供与 3. 日本または第三国での研修員受け入れ 4. その他(プロジェクト活動費等)
相手国側投入	1. カウンターパート人件費 2. 施設・土地手配(プロジェクト事務所等) 3. その他(ローカルコスト負担等)
外部条件	1. 台風や洪水などの自然災害が影響を及ぼさない。 2. 育成された養殖農家、普及員及びふ化場従事者が継続して養殖業に従事する。 3. 養殖魚の価格が大きく下がらない。
実施体制	
(1)現地実施体制	業務実施契約型プロジェクトとして実施し、現地での研修実施等においてはローカルリソースを活用することとする。
(2)国内支援体制	必要に応じて、国際協力専門員より技術的助言を受けつつ実施することとする。
関連する援助活動	
(1)我が国の 援助活動	1. 無償資金協力「人造りセンター計画」(1982年度) 2. プロジェクト方式技術協力「人造りセンター計画」(1982-1990年度) 3. プロジェクト方式技術協力「地方生計向上計画」(1990-1996年度) 4. SEAFDECへの個別専門家の派遣
(2)他ドナー等の 援助活動	1. Worldfish(本部マレーシア): Dissemination and adoption of milkfish aquaculture technology in the Philippines 2. CIRAD(フランス): Genetic selection for a Salinity Tolerant Tilapia through hybridization 3. ノルウェー: Environmental monitoring and modelling of aquaculture in the Philippines. 4. SEAFDEC: Development of genetically improved strain of Macrobrachium (freshwater prawn) 5. UNDP-DOST: Core-satellite arrangement systems in milkfish production